

史跡綴喜古墳群(京田辺市域)保存活用計画

令和 7 (2025)年 3 月

京 田 辺 市

序 文

綴喜古墳群は、4世紀から5世紀にかけて、京田辺市から八幡市にわたって造られた古墳群です。古くからその存在を知られ、戦前には京都府によって設置された京都府史蹟勝地調査会による調査も行われました。令和3年に本市が実施した天理山古墳群の試掘調査によって、天理山古墳群が首長墓として「再発見」されたことで、綴喜古墳群の一体性がより明確なものとなり、その後、「木津川左岸首長墓群専門家会議」で同試掘調査を含めたこれまでの調査成果をもとに検討が行われました。同会議での検討結果を踏まえ、京都府教育委員会から史蹟指定の意見具申が提出され、令和4年11月10日に、同古墳群のうち、昭和49年に既に史蹟指定されていた大住車塚古墳を含め、天理山古墳群、飯岡車塚古墳、八幡西車塚古墳が「史蹟綴喜古墳群」として国の史蹟指定を受けることとなりました。

本市では、「史蹟綴喜古墳群」を守り、後世へ伝え、古墳群が郷土の誇りとなるよう史蹟を保存活用するため、「史蹟綴喜古墳群（京田辺市域）保存活用計画」を策定しました。都市整備が進む本市において、この貴重な古墳群をどのように保存し、活用を図っていくか検討するため、「京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議」を設置し、令和5年度・6年度の2ヶ年をかけて、同古墳群の本質的価値や京田辺市における位置づけ、今後の保存や活用、調査、整備における考え方についてご議論をいただき、本計画の策定を行ったものです。

また、今回の端緒となった天理山古墳群の試掘調査は、同古墳群が所在する丘陵地の宅地開発が民間事業者により計画されたことに伴い実施したものです。

その後、前述のとおり国の史蹟に指定され、史蹟指定地は令和4年度・5年度に市有地となりました。天理山古墳群が所在する丘陵地は里山としての豊かな自然環境が残っており、国の名勝に指定されている酬恩庵一休寺の庭園の借景でもあります。この場所を守ることができたことは本市にとっては大きな成果であり、今後は本保存活用計画に基づき、市民をはじめ多くのおみなさまのご意見を頂きながら整備し、活用を図って参りたいと考えております。

結びに、本計画を策定するにあたり貴重なご意見とご指導を賜りました検討会議委員の皆様や、文化庁、京都府教育庁文化財保護課、京都府立大学をはじめとする関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

京田辺市長 上 村 崇

例 言

- 1 本書は、京都府京田辺市大住八王寺、薪山垣外、飯岡西原に所在する、史跡綴喜古墳群(大住車塚古墳、天理山古墳群、飯岡車塚古墳)の保存活用計画である。
- 2 この保存活用計画策定事業は、京田辺市が主体となり、令和5年度及び令和6年度の事業として、文化庁の国庫補助事業(史跡等保存活用計画策定事業)として実施した。
- 3 計画策定にあたっては「京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議」を設置・開催し検討を行うとともに、文化庁及び京都府の指導を受けながら京田辺市が策定した。
- 4 本計画は、今後の史跡を取り巻く社会的環境等の変化により、再検討や修正の必要が生じた場合には、適宜見直しを行うこととする。
- 5 本計画策定に際して、『令和5年度受託研究 史跡綴喜古墳群の整備・活用に向けた樹木管理のためのレーザ測量技術を用いた基盤情報整備』として植生調査及び鳥類調査、その他レーザ測量等の調査を京都府立大学に委託し実施した。第2章第2節(4)をはじめとし古墳群内の植生等の記述に際しては、その調査成果を元としている。

目 次

第1章 計画策定の目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画策定の目的	3
第3節 委員会の設置と経緯	3
第4節 他の計画との関係	9
第5節 計画の実施	17
第2章 史跡綴喜古墳群を取り巻く環境	19
第1節 地理的環境	19
第2節 自然的環境	20
第3節 歴史的環境	30
第4節 社会的環境	38
第3章 史跡綴喜古墳群の概要	41
第1節 指定に至る経緯	41
第2節 指定の状況	42
第3節 土地の状況	49
第4節 各種法令による位置づけ	50
第5節 史跡綴喜古墳群の概要	56
第4章 史跡綴喜古墳群の本質的価値	65
第1節 史跡綴喜古墳群の本質的価値の明示	65
第2節 史跡綴喜古墳群の構成要素	68
第5章 保存活用の基本理念(目標)と基本方針	75
第1節 基本理念(目標)	75
第2節 基本方針	75

第6章 保存管理	77
第1節 保存管理の現状と課題	77
第2節 保存管理の方向性	80
第3節 保存管理の方法	87
第4節 植生管理	94
第5節 史跡の保存に関わる法的・行政的措置	94
第6節 災害の予防措置と発生時の対応	95
第7章 活用	97
第1節 活用の現状と課題	97
第2節 活用の基本方針	98
第3節 活用の方法	99
第8章 調査	101
第1節 調査の現状と課題	101
第2節 調査の基本方針	104
第3節 調査の方法	105
第9章 整備	107
第1節 整備の現状と課題	107
第2節 整備の基本方針	109
第3節 整備の方法	110
第10章 運営・体制	115
第1節 運営・体制の現状と課題	115
第2節 運営・体制の方向性	115
第3節 運営・体制の方針	115
第11章 実施計画	119
第1節 実施計画	119

第12章 経過観察	123
第1章 経過観察の方向性	123
第2節 経過観察の方法	123

第1章 計画策定の目的

第1節 計画策定の沿革

綴喜古墳群は、4世紀から5世紀にかけて京田辺市から八幡市にわたって造られた古墳群である。古くからその存在は知られ、戦前には京都府が設置した京都府史蹟勝地調査会による調査も行われた。各古墳からは、これまで銅鏡や鉄製の武器・武具類、腕輪形石製品などの副葬品が豊富に出土しており、史跡乙訓古墳群及び史跡久津川古墳群と並び、京都府を代表する古墳群の一つであることが判明している。

綴喜古墳群のある南山城地域は、巨大古墳が多く造られた奈良盆地と列島各地を結ぶ交通の要衝で、特に中央を流れる木津川は、行き来する物資の運搬に重要な役割を担っていた。綴喜古墳群は、主に木津川水運によって、交易の一端を担った集団の墓域と考えられる。

これまで綴喜古墳群の調査研究は、主に戦前の調査成果の検討が進められてきたが、令和3(2021)年に本市が実施した天理山古墳群の試掘調査によって、同古墳群が古墳時代前期の前方後円墳2基、前方後方墳1基から構成される首長墓群であることが明らかになった。従来綴喜古墳群は、八幡市の男山・美濃山丘陵及び京田辺市北部の大住に展開する首長墓群と、京田辺市中部の興戸・飯岡周辺に展開する首長墓群との間に若干の空白地帯があったが、天理山古墳群が首長墓として「再発見」されたことでこの地理的な空白が埋まり、綴喜古墳群の一体性がより明確化することとなった。

綴喜古墳群については、昭和49(1974)年に史跡指定を受けた大住車塚古墳と、平成24(2012)年に史跡石清水八幡宮境内として指定された八幡西車塚古墳の一部だけが文化財保護法による保護の対象とされてきた。しかし、本市が実施した令和3(2021)年度の天理山古墳群試掘調査の成果とこれまでの綴喜古墳群内での調査成果を受け、令和3(2021)年10月に京都府教育委員会により「木津川左岸首長墓群調査専門家会議」が設置され、現状の把握と首長墓の一体性、そして遺跡の有する本質的価値の確認について検討が行われた。会議での検討を踏まえ、綴喜古墳群のうち、既指定の大住車塚古墳に加え、八幡西車塚古墳、天理山古墳群、飯岡車塚古墳の条件の整った部分について、史跡指定の意見具申が京都府教育委員会から提出され、令和4(2022)年11月10日に「史跡綴喜古墳



図1 大住車塚古墳(南西から)



図2 天理山古墳群(北東から)

群」として国の史跡指定を受けた。なお、「綴喜古墳群」の名称は、当初、仮に「木津川左岸首長墓群」としていたが、同会議での議論を受けて定まったものであり、国への意見具申において「綴喜古墳群」の名称を用いることとなった。

なお、綴喜古墳群の地理的範囲については、次のとおりとされている。綴喜古墳群の範囲は、北は桂川、木津川、宇治川の三川合流地帯と巨椋池、東は木津川本流、西は生駒山地といった明確な地形的な区切りによって隣接地域と隔てられる。一方、南は特に地形的障壁はなく、相楽郡西部に位置する現在の精華町域とは地続きでつながっているため、地形的区分では古墳群の南を設定することは難しい。しかし、古墳のあり方からみると、首長墓の埋葬施設について東西主軸になるものが綴喜郡西部の八幡市域、京田辺市域にまたがる綴喜古墳群に限定されていることや、首長墓造営が終了した古墳時代後期に



図3 飯岡車塚古墳(南東から)



図4 綴喜古墳群の範囲(京都府教育委員会『綴喜古墳群調査報告書』2022)

において綴喜郡西部では横穴墓であるのに対し、相楽郡では横穴式石室墓であるという墓制の違いにより地域的な一体性を保持していることが見て取ることができることなどから、南の境は綴喜・相楽の郡境あたりと考えられる。また、「綴喜古墳群」という名称は、令制下の「綴喜郡」に由来するもので、京都府南部において国指定史跡となっている首長墓群である「乙訓古墳群」「宇治古墳群」が郡名に由来することに鑑みて命名されたものである。

綴喜古墳群の史跡指定を受け、本市では史跡の恒久的な保存管理、活用、整備及び運営体制の基本方針を定めるため、令和5(2023)年度から2ヶ年計画で保存活用計画を策定することとした。計画の策定にあたっては「京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議」を設置し、審議・検討を行った。

第2節 計画策定の目的

史跡綴喜古墳群は、古墳時代前期後半の大王墓の移動にみられる王権中枢の動向が地域首長に及ぼした影響をヤマト政権直近の地において明確に示しており、当時の政治的・社会的な情勢を考えるうえで重要な古墳群である。

本計画は、史跡綴喜古墳群の本質的価値と構成要素を明確にし、史跡の適切な保存管理を行い、次世代へ継承するとともに、史跡の整備活用を推進し、市民が史跡を通して郷土に対する愛着や誇りを育み、地域の活性化に寄与することを目的として策定するもので、史跡を適切に保存・活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準などを定める。また史跡を適切に保存・管理・整備・活用し次世代へ確実に継承するための指針について検討し、将来あるべき姿を提示するための方策を示す。

第3節 委員会の設置と経緯

保存活用計画の策定にあたり、文化庁や京都府の指導のもと、有識者で構成される「京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議」を設置した。京田辺市市民部文化・スポーツ振興課が必要な調査を行うとともに、保存活用計画案を提示し、保存、活用及び整備等に関する方向性や手法について専門的見地による協議を行った。

また、庁内に「京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等ワーキング部会」を設置し、関係部署間の綿密な連携を図るとともに、定期的に会議を開催することで、保存活用事業を円滑に進めるための体制の構築に努めた。

京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議の構成については次のとおりである。

【京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議】

菱田 哲郎	〔会長〕	京都府立大学文学部 教授（日本考古学）
林 正	〔副会長〕	京田辺市文化財保護審議会 副会長
小野 健吉		大阪観光大学観光学部 教授（観光学、環境農学）
木許 守		龍谷大学文学部 教授（文化財行政学、考古学）
長島 啓子		京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授（森林計画学）
福井 亘		京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授（ランドスケープ学）

藤田正明	東林区長(令和5年度)
古林昌平	”(令和6年度)
藤田捷正	一休ヶ丘自治会長
村山久昭	薪区長(令和5年度)
山本徳三	”(令和6年度)
出嶋敏之	飯岡区長(令和5年度)
杉本政昭	”(令和6年度)

【オブザーバー】

浅野啓介	文化庁文化財第二課(史跡部門) 文化財調査官
藤井 整	京都府教育庁指導部文化財保護課 主幹兼記念物係長
北山大熙	京都府教育庁指導部文化財保護課 主任(令和5年度)
古閑正浩	” 主査(令和6年度)

【事務局】

上村 崇	市長
大富成弘	市民部 部長(令和5年度)
向井真佐子	”(令和6年度)
藤井秀規	市民部 副部長
坂本健二	市民部文化・スポーツ振興課 課長
川本綾	市民部文化・スポーツ振興課 係長(令和5年度)
大屋篤史	市民部文化・スポーツ振興課 担当係長(令和5年度)、係長(令和6年度)
上野あさひ	市民部文化・スポーツ振興課 主事
江本迪香	市民部文化・スポーツ振興課 主事
菊池万理	市民部文化・スポーツ振興課 主事

【策定支援】

株式会社 アクセス

京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議設置要綱

令和5年2月16日

告示第23号

(設置)

第1条 京田辺市域における国指定史跡綴喜古墳群の保存活用計画及び整備基本計画(以下「保存活用計画等」という。)を策定するに当たり、学識経験者等からの意見を幅広く聴取するため、京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(委員の役割)

第2条 検討会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる事項について助言し、意見を述べるものとする。

- (1) 保存活用計画等の策定に関すること。
- (2) その他保存活用計画等に関すること。

(委員の構成)

第3条 委員は、次に掲げる者とし、人数は10人以内とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会議の議事を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、市長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 市長は、検討会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員が会議に出席した場合は、報償を支給する。

2 前項の報償の額は、予算の範囲内で市長が別に定める。

(検討会議の事務)

第8条 検討会議の事務は、文化財担当課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等ワーキング部会設置規約

(設置)

第1条 京田辺市域における国指定史跡綴喜古墳群保存活用計画及び整備基本計画(以下「保存活用計画等」という。)を策定するに当たり、関係各課の綿密な連携を図るため、京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等ワーキング部会(以下「ワーキング部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキング部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 保存活用計画等の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他ワーキング部会が必要と認めること。

(委員構成)

第3条 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

2 ワーキング部会は、市民部長が総括する。

(会議)

第4条 会議は、総括者が必要に応じて開催する。

(庶務)

第5条 ワーキング部会の庶務は、文化財担当課において処理する。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、ワーキング部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和5年6月9日から施行する。

別表(第3条関係)

市民部長	企画政策部副部長	市民部副部長
建設部副部長	経済環境部副部長	教育部副部長
建設部公園緑地課長	経済環境部産業振興課長	

【京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議の開催状況】

第1回京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議

日時：令和5年7月28日(金)

会場：京田辺市役所 議会全員協議会室

議題：(1) 史跡綴喜古墳群保存活用計画(京田辺市)策定事業について

(2) 計画内容について

計画策定の沿革・目的

史跡綴喜古墳群を取り巻く環境

史跡綴喜古墳群の概要

史跡綴喜古墳群の本質的価値

- (3) 第2回検討会議の日程について
- (4) その他

第2回京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議

日時：令和5年12月1日（金）

会場：京田辺市役所 305会議室

議題：(1) 計画内容について

史跡綴喜古墳群の現状と課題

保存活用の基本理念（目標）と基本方針

- (2) 植生調査中間報告について
- (3) その他

第3回京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議

日時：令和6年3月7日（木）

会場：京田辺市役所 議会全員協議会室

議題：(1) 計画内容について

保存管理（第7章）

活用（第8章）

- (2) その他

第4回京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議

日時：令和6年6月17日（月）

会場：京田辺市役所 コミュニティホール

議題：(1) 計画内容について

調査（第8章）

整備（第9章）

- (2) 植生調査結果の報告について
- (3) その他

第5回京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議

日時：令和6年8月20日（火）

会場：京田辺市役所 305会議室

議題：(1) 計画内容について

運営・体制（第10章）

実施計画（第11章）

経過観察（第12章）

- (2) その他

第6回京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議

日時：令和6年11月11日（月）

会場：京田辺市役所 議会全員協議会室

議題：(1) 計画内容について
計画全体について

(2) その他

第7回京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議

日時：令和7年2月28日（金）

会場：京田辺市南部まちづくりセンター

議題：(1) 計画内容について
計画最終案について

(2) その他



図5 第1回検討会議



図6 第2回検討会議

第4節 他の計画との関係

(1) 上位計画

第4次京田辺市総合計画(令和2年3月策定)

総合計画は、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための市政運営の指針であり、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、参画、協働してまちづくりに取り組むための指針となるものである。『第4次京田辺市総合計画』は、令和2(2020)年度から令和13(2031)年度までの12年間を計画期間とし、目指す都市像である「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現に向けた基本的な方向性と施策などを示している。



図7 総合計画の施策体系図(資料:『第4次京田辺市総合計画中期まちづくりプラン』)

同計画は「基本構想」と「まちづくりプラン」の2層で構成し、「まちづくりプラン」は「重点プロジェクト」と「分野別計画」の2部構成としている。文化財の保護に関する事業については、令和6年度を始期とする「中期まちづくりプラン」の「分野別計画」において次のとおり示している。

【4 子育てしやすく未来を育む文化薫るまち〔文化・教育〕】

4. 文化振興 (2)文化資源の活用

表1 文化資源の活用

主要事業	事業概要
埋蔵文化財発掘調査事業	埋蔵文化財発掘調査の実施および報告
文化財保護・活用事業	文化財の新指定、指定文化財の修理などへの助成、市指定無形民俗文化財の保存、継承への助成、文化財案内板の設置及び修繕、文化財に関する講座の開講
史跡広場整備事業 【重点11-2】	国指定史跡となった天理山古墳群を適切に保存し、史跡広場として市民や子ども達が学び、古墳に親しめる場として整備活用を推進
京田辺市史編さん事業	最新の知見に基づく調査により、市制施行を経た本市の歴史を辿ることを通じて、ふるさとへの誇りや愛着を育み、地域の将来像を描く基礎とするため京田辺市史を編さん

(資料：『第4次京田辺市総合計画中期まちづくりプラン』)

特に「史跡広場整備事業」は、「重点プロジェクト つながりと安心のまちづくり」にも位置づけられ、戦略的・重点的に取り組む施策としており、本計画に直接かかわるものである。

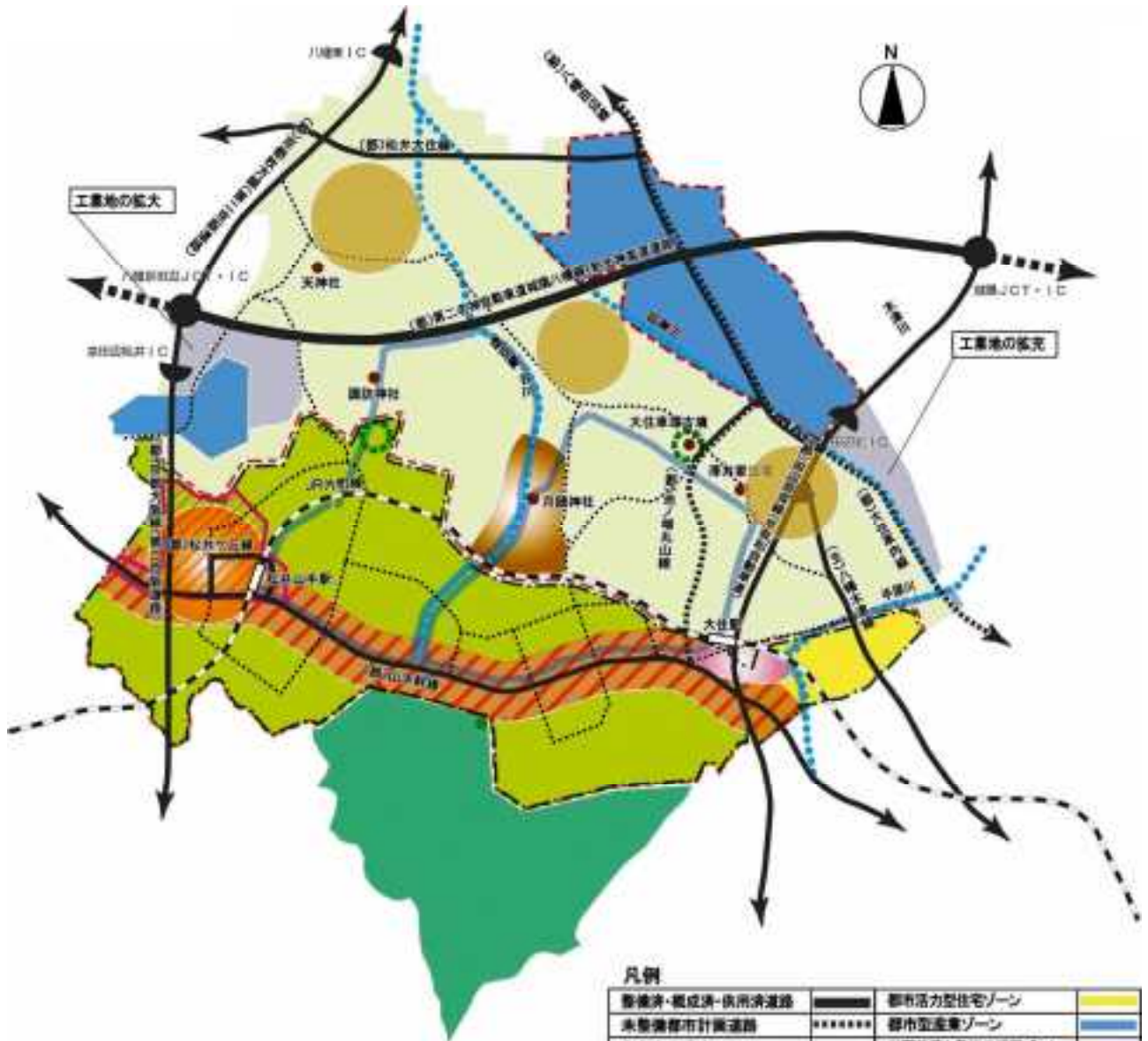
(2) 関連計画

京田辺市都市計画マスタープラン 2.0(令和4年4月改訂)

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めたものである。市の総合計画や京都府の「綴喜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といった上位計画と整合を図りながら、長期的な視点から市の将来像を描くとともに、土地利用策の基本的な方向を示し、併せて地域毎のまちづくりの方針を定めている。

本計画の計画期間は令和2(2020)年度から令和14(2032)年度までの12年間である。

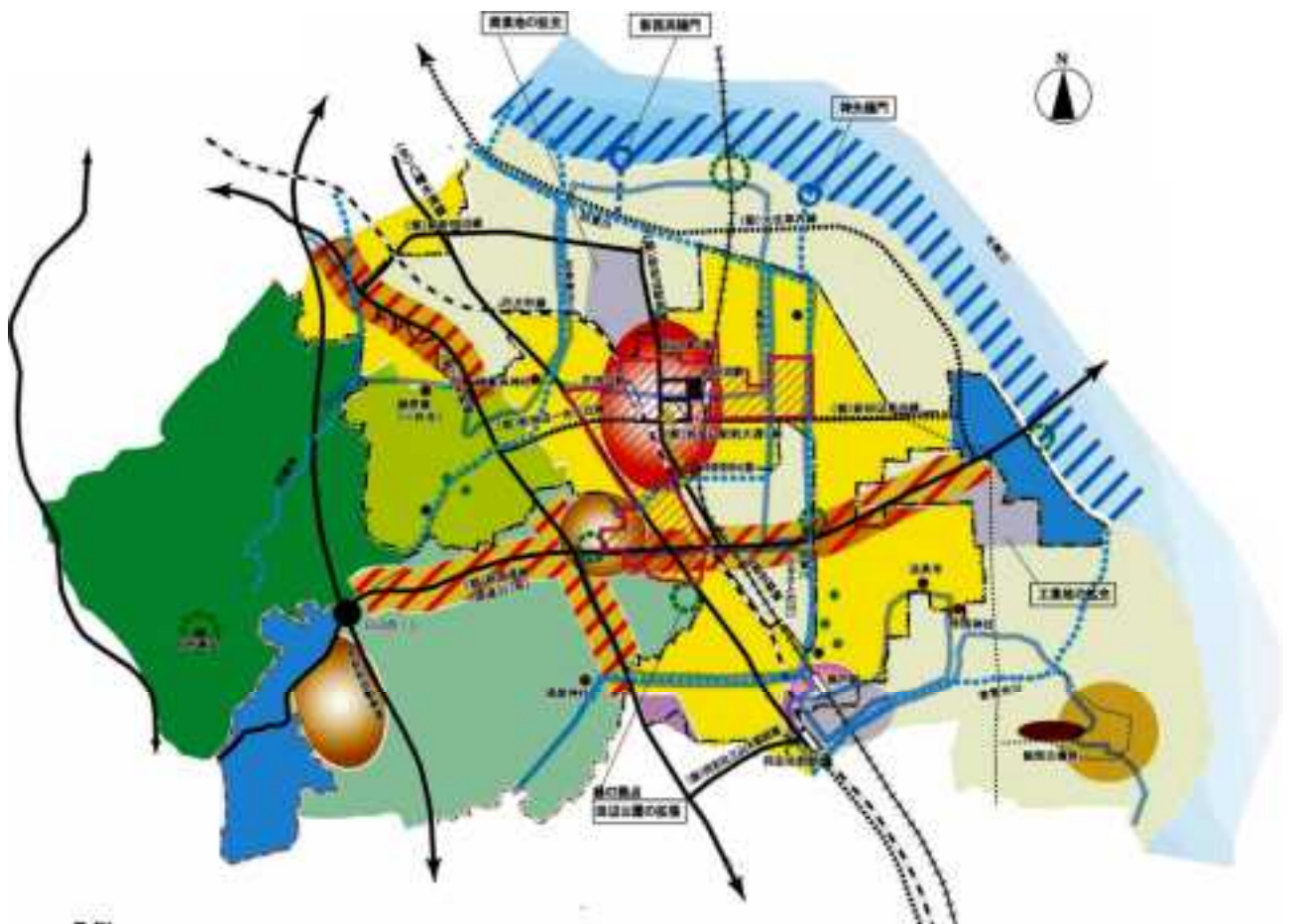
この『京田辺市都市計画マスタープラン 2.0』の地域別構想では、地域の整備方針として「歴史的資源と様々な自然を活かしたレクリエーションづくり」が北部地域と中部地域で謳われており、史跡大住車塚古墳や酬恩庵一休寺について、その立地を活かし、より積極的な活用を図るための整備を検討するとともに、地域内の自然や歴史資源を保全し、その周辺も含めた景観の保全に努め、それらとレクリエーション施設などを効果的に結ぶネットワークづくりを図り、観光資源として活用するとされている。また、甘南備山周辺や飯岡集落などの自然景観は、今後ともまちのシンボルとして市街地からの眺望に配慮しながら保全に努めるとしている。



凡例

整備済・概成済・供用済道路	都市活力型住宅ゾーン	
未整備都市計画道路	都市型産業ゾーン	
主な生活道路	田園風景と農地の活用ゾーン	
市営住宅	緑の保全ゾーン	
主な歴史資源	公共公益ゾーン	
市街化区域ライン	土地利用検討ゾーン	
居住誘導区域	(利用検討を行う区域)	
都市機能誘導区域	整備方針	
土地利用方針	緑の拠点	
まちの副次拠点ゾーン	集積の整備	
近隣生活サービスゾーン	水辺の整備	
旧通利町ゾーン(市街化区域)	河川	
住環境保全型住宅ゾーン	注)この図面はイメージ図です。	

図8 北部地域整備方針図(資料:『京田辺市都市計画マスタープラン2.0』)



凡例

整備済・概成済・計画済道路	———	都市区力型住宅ゾーン	■
未整備都市計画道路	*****	都市型産業ゾーン	■
主な生活道路	田園風景と農地の活用ゾーン	■
府営住宅	●	山林と農村の共存ゾーン	■
市営住宅	●	水辺の憩いゾーン	■
主な歴史資源	●	緑の保全ゾーン	■
市街化区域ライン	---	公共公益ゾーン	■
居住誘導区域	■	土地利用検討ゾーン	■
都市機能誘導区域	■	(利用検討を行う区域)	■
土地利用方針	■	整備方針	■
まちの中心ゾーン	●	緑の拠点	●
近隣生活サービスゾーン	●	集落の整備	●
沿道利用ゾーン(市街化区域)	■	2つの拠点を繋ぐネットワーク	■
沿道サービスゾーン(市街化調整区域)	■	水辺の散策路	■
住環境保全型住宅ゾーン	■	河川	■

注)この図面はイメージ図です。

図9 中部地域整備方針図(資料:『京田辺市都市計画マスタープラン 2.0』)

また、将来土地利用方針として、北部地域の**大住車塚古墳**が所在する大住地区を中心とした地域北部に広がる**田園地帯**は、「**田園集落と農地の活用ゾーン**」に設定され、農業基盤及び都市的生活環境がともに整備された集落をめざし、集落内の**歴史的資源の保全と活用**を図るとしている。中部地域の**飯岡車塚古墳**の所在する**飯岡集落**についても「**田園集落と農地の活用ゾーン**」に設定され、整備方針において田園地域の適切な土地利用を検討するとし、**歴史的資源や景観の保全**を図るとともに、**集落の生活基盤の充実**を進めるとしている。天理山古墳群については「**住環境保全型住宅ゾーン**」内にあるが、本都市計画マスタープランが策定された後に**史跡指定**を受けたことにより、**史跡指定範囲内**における開発行為は認められないが、当該住宅ゾーンにおける**自然豊かな緑地**として**良好な住環境の保全**に寄与する。

第3次京田辺市環境基本計画(令和7年3月策定)

『京田辺市環境基本計画』は、市民・事業者・行政の各主体が協働・連携することにより本市の**良好な環境と地球環境の保全**を目的に「京田辺市生活環境基本条例」に基づき策定したもので「第4次京田辺市総合計画」の環境分野の基本となる計画として位置づけられるものである。計画期間を令和7(2025)年度から令和16(2034)年度の10年間としています。

本計画では、**気候変動へのアクション**、**循環型社会へのアクション**、**自然環境保全・創出へのアクション**、**生活環境形成へのアクション**、**行動とつながりを育むアクション**の5つの基本目標ごとに環境指標と施策を設定するとともに、「**豊かな環境をともに育み、未来に向けたアクションをつなぐまち京田辺**」を望ましい環境像として掲げ、各基本目標で設定した環境指標の達成に向け取組を進めている。

本計画の中で、文化財の保護に関する事項は次のとおりである。

【基本目標4：生活環境形成へのアクション】

○ 4-4 歴史・文化遺産の保存・活用

古い歴史・文化により培われてきた多様な景観を有する美しいまちを維持し、魅力的な地域を守り引き継いでいくため、市内にある**歴史・文化遺産を保全**し、**地域固有の歴史・文化の保全**を図ります。

京田辺市緑の基本計画(令和7年3月改訂)

『京田辺市緑の基本計画』は、都市緑地法に基づき策定する計画で、本市における**緑のあり方**を考え、「**すぐそこに 緑とのふれあいを育むまち**」を計画のテーマとし、**緑に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進**することを目的としている。

本計画では、**緑を「木や草で覆われている土地や水辺」**等と定義しており、「**古墳を含めた文化遺産**」もその対象としている。

本計画の中で、文化財の保護に関する事項は次のとおりである。

【基本方針：まちの基盤となる緑を「守る」】

○ (1) 歴史・文化の【緑の施策】において下記の事業を展開することとしている。

天理山古墳群の保存・活用

古墳の保存

古木・大木の保全、郷土資料の保存

また、上記のうち「**天理山古墳群の保存・活用**」については、「**重点事業4：天理山古墳群**

の特別緑地保全地区への位置づけと活用事業の推進」とし、下記の事業を取り組むものとしている。
 歴史的・文化的価値を有する緑地として、特別緑地保全地区の位置づけを行う。
 天理山古墳群から酬恩庵一休寺周辺や甘南備山まで、歴史・観光のまちづくりに取り組む。

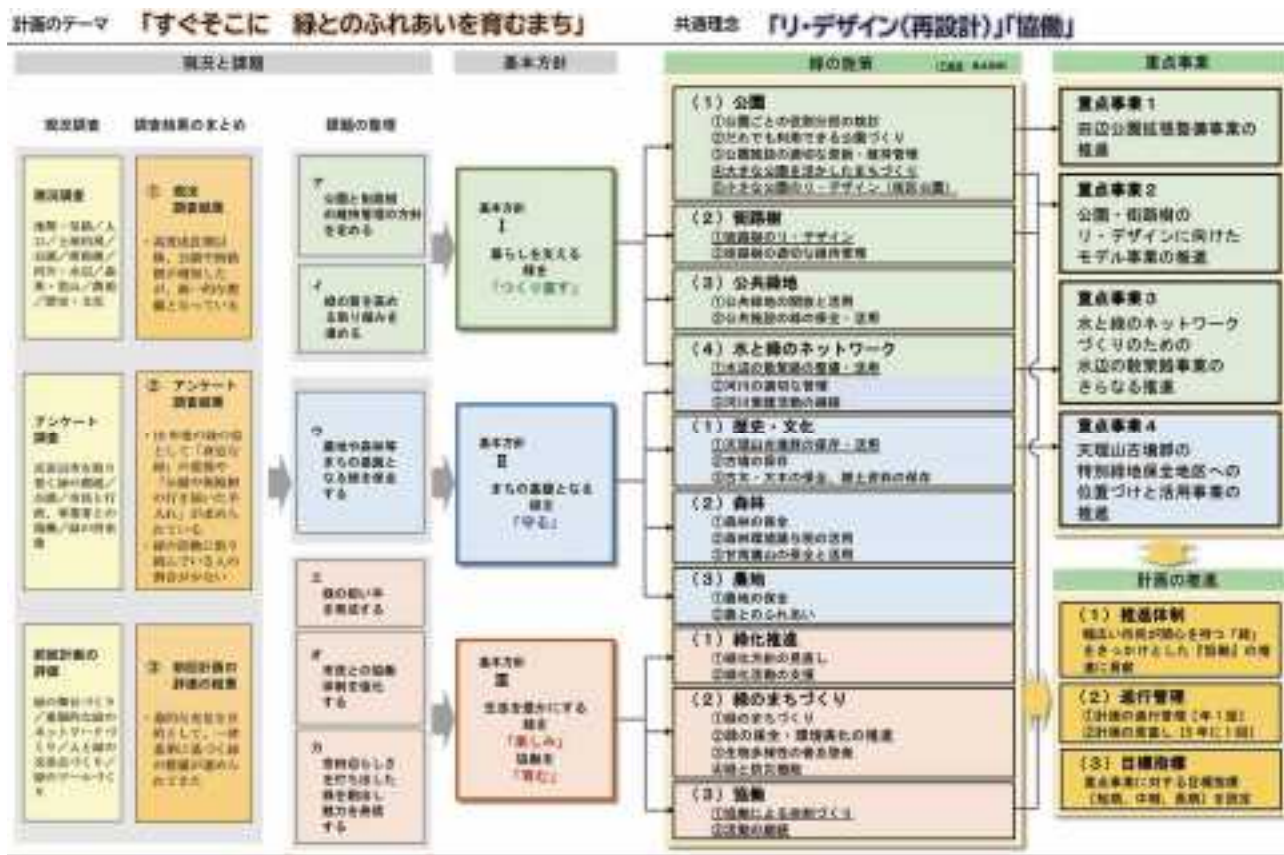


図 10 施策の体系図 (資料：『京田辺市緑の基本計画』)

京田辺市文化振興計画(平成 27 年 12 月策定)

『京田辺市文化振興計画』は文化芸術基本法に基づき、本市の文化振興の基本方針をソフト及びハードの両面から明らかにするとともに、文化施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定している。計画期間は、平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの 10 年間である。

本計画では、基本理念である「未来へつなぐ京田辺文化の創造」を実現するため、「つなぐ」「はぐくむ」「ささえる」「いかす」の 4 つの視点を踏まえた基本目標と施策の方向性を定めている。

本計画の中で、文化財の保護に関する事項は次のとおりである。

【基本目標 6：文化財やお茶文化などの文化資源の活用】

文化資源に対する保護意識を高め、後世へ伝えていくため、市民や関係機関などと連携して調査・研究を進めるほか、地域の歴史や文化に親しみ学ぶ機会の充実、継承活動に対する支援などを進める。

文化財などを適切に保存・展示する場を確保するとともに、観光施策との連携など効果的な活用を図り、地域の魅力向上に結びつける。

飯岡の茶畑が日本遺産にも選ばれるなど日本一の玉露の産地であり、暮らしの中にお茶文化が定着するよう努め、玉露の価値を広く伝えていく。



図 11 計画の体系 (資料:『京田辺市文化振興計画』)

京田辺市教育振興基本計画(令和6年3月策定)

教育基本法は、その第17条第2項において地方公共団体がその地域の実情に応じ、教育振興のため施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない旨を規定しており、本計画は同規定に基づき策定したものである。

本計画では、京田辺市教育大綱が掲げる「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」を基本理念とし、基本方針2「心豊かに明日を拓く学びあい」の基本施策(4)として「文化・スポーツの振興」をあげている。

そして、文化財の保護に関する事項は次のとおりである。

【基本施策(4):文化・スポーツの振興】

豊かな歴史や風土の中で受け継がれ、市民の多様な活動を通じてはぐくまれてきた本市の有形無形の文化を市民共通の財産として生かし、未来へ継承するとともに、京田辺らしい文化を創造する。さらに、こうした文化活動を通じて生き生きとした市民生活の構築を図り、心豊かな人間性をはぐくむ。

文化財の保護を含む文化に関する事務は令和2(2020)年度の行政組織改編により市長が所管するものとなり、同事務は市長が管理し、執行していくこととなった。教育委員会では「京田辺市文化振興計画」との整合を図りながら、総合的な教育の振興を推進するため、今後も文化の振興を目的とする事業と積極的に連携・協力するものとしている。

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画(令和4年3月策定)

生涯学習推進基本計画は、生涯を通じた学習についての基本的な考え方や施策を示すものであり、「第4次京田辺市総合計画」を最上位計画とし、文化やスポーツ、福祉、人権、環境等をはじめとした各分野の個別計画との連携を図りながら、基本理念である「学びを広げ未来を拓くまち京田辺」の実現に向け「学ぶ～誰もが学び続けられるまち～」「つなげる～学びを通してつながりあえるまち～」「活かす～学びの成果を活用できるまち～」を基本目標に施策を展開し、生涯学習社会の実現を推進している。

本計画の中で、文化財の保護に関する事項は次のとおりである。

【基本目標1:学ぶ～誰もが学び続けられるまち～】

文化・芸術活動のきっかけづくり

市の歴史についての知識を広めるとともに、地域独自の文化や市の豊かな自然を活用した「ふるさと京田辺を学ぶ講座」や茶道・書道教室、水彩画教室等、文化・芸術活動のきっかけとなる講座を開催する。

京田辺市地域防災計画(令和6年度改訂)

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき大規模な災害に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事務又は業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として策定されたものである。

本計画の中で、文化財の保護に関する事項は次のとおりである。

風水害・事故対策

- ・災害予防計画 - 文化財予防計画
- ・災害応急対策計画 - 文化財応急対策計画
- ・災害復旧計画 - 文化財復旧計画

震災対策

- ・震災予防計画 - 文化財防災計画
- ・震災応急対策計画 - 文化財応急対策計画
- ・震災復旧計画 - 文化財復旧計画
- ・南海トラフ地震防災対策推進計画 - 文化財保護対策

なお、史跡指定地内については、天理山古墳群の一部が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）に該当しているが、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害危険箇所）、地すべり防止区域（地すべり等防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）、砂防指定地（砂防法）のそれぞれに該当しない。また市の指定する「指定避難場所」及び「指定緊急避難場所」「その他緊急の避難場所」にも指定されていない。

また、ハザードマップによれば、史跡指定地内については洪水浸水想定区域には該当しない。

京都府文化財保存活用大綱（令和2年3月策定）

「京都府文化財保存活用大綱」は、文化財保護法第183条の2第1項に基づき、京都府における文化財の保存と活用の方針として策定されたものである。

本大綱の目的は、文化財の保存と活用の基本的な方向性等を定め、これを明確にすることで、府内における適切な文化財の保存と活用が一層推進されることである。そのため、市町村が策定する「地域計画」作成に際しての指針を示すことと、府教育委員会が府内の文化財の保存・活用を図るために講ずる措置を示すことの二つの役割を示している。

市町村への支援は次のとおりである。

- 1.市町村が実施する文化財保護行政への支援
- 2.市町村の文化財保存活用地域計画（「地域計画」）への支援
- 3.広域連携に対する市町村の取組への支援

また、府教育委員会が文化財の保存・活用を図るために講ずる措置は次のとおりである。

- 1.文化財の指定等による保護の促進
- 2.文化財の保護体制の強化
- 3.文化財保護を支える技術等の継承
- 4.文化財の地域的な保存・活用の促進
- 5.府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成
- 6.京都府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画

第5節 計画の実施

本計画の実施期間は、令和7(2024)年度から令和16(2034)年度末までの10年とする。

第2章 史跡綴喜古墳群を取り巻く環境

第1節 地理的環境

(1) 位置

京田辺市は、北緯 34° 48' 52"、東経 135° 46' 04"、京都府の南西部にあって、南山城地方の中央やや西寄りに位置している。東は木津川を挟んで城陽市、綴喜郡井手町と接し、西は生駒山系により大阪府枚方市、奈良県生駒市と境を分かち、北は八幡市、南は相楽郡精華町と接している。市域は、東西 5.5km、南北 10.9km で総面積は 42.92 km²となっている。府庁所在地である京都市より約 22 km、大阪の都心部より約 28 km、奈良市へ約 15 km の位置にある。

鉄道は、市域内に JR 学研都市線(片町線)、近鉄京都線が敷設され、JR は松井山手駅、大住駅、京田辺駅、同志社前駅、JR 三山木駅の 5 駅、近鉄は新田辺駅、興戸駅、三山木駅、近鉄宮津駅の 4 駅があり、京田辺駅から京橋駅(大阪)まで約 40～50 分、新田辺駅から京都駅まで約 20～30 分で到達する。

道路交通面では、市域内を新名神高速道路及び一般有料道路である第二京阪道路(国道 1 号)、京奈和自動車道(国道 24 号)が通り、京田辺松井 IC、田辺北 IC、田辺西 IC が設けられている。国道は国道 1 号バイパス、国道 307 号が通る。府道は主要地方道として府道 22 号八幡木津線、山手幹線、府道 65 号生駒井手線、府道 71 号枚方山城線が、一般府道として府道 251 号富野荘八幡線、府道 736 号交野久御山線、府道 801 号京都八幡木津自転車道線が通り京都、大阪、奈良へ連絡している。

また、今後は新名神高速道路の全線開通や北陸新幹線の新駅設置などが予定されており、更なる飛躍の可能性を秘めている。



図 12 京田辺市の位置

第2節 自然的環境

(1) 気候

本市は、京都府の南西部に位置し、市域の東側は木津川に面した平野部、西は生駒山系から北に延びる丘陵地で「瀬戸内式気候」に属し年間を通じて比較的温暖な気候が特徴である。

【一般的な気象状況】

気温

平成24(2012)年から令和3(2021)年までの過去10年間の年平均気温は15.7 で、この間の最高気温は令和元年の40.1、最低気温は平成24年の-6.1であった。

風

全般に風は弱く、過去10年間の平均風速は1.5m/secであった。いずれの気圧配置においても強風の出現は少ないといえるが、時折、台風、低気圧、前線、季節風を原因とした局地的な強風がみられる。

なお、年間の最多風向は西南西の風向きが他の風向きより多くなっているのが特徴である。

降水量

過去10年間の年平均降水量は1,566.9mmである。また、この間の一日当たりの最大雨量は平成29年の154.5mm、平均降水日数は114日であった。

表2 過去10年間の気象概況

区分 年次	気温()			降水量(mm)		降水日数 (1mm以上)	風向・風速(m/sec)		
	平均	最高	最低	総量	日最大雨量		平均風速	最多風向	最大風速
平成24年	14.7	37.5	-6.1	1,601.0	132.5	101	1.5	西南西	21.8
25年	15.1	38.3	-4.4	1,700.0	149.0	113	1.5	西南西	21.7
26年	14.7	37.5	-4.0	1,340.5	153.5	108	1.5	西南西	23.0
27年	15.3	38.4	-3.2	1,694.0	106.0	136	1.4	西南西	22.7
28年	16.3	37.8	-5.5	1,619.5	128.5	121	1.4	東南東	16.3
29年	15.0	36.6	-2.9	1,550.5	154.5	113	1.4	西南西	22.4
30年	16.3	39.9	-4.7	1,515.5	112.0	118	1.6	西	31.6
令和元年	16.3	40.1	-3.0	1,303.0	109.0	99	1.6	西	19.3
2年	16.5	39.3	-2.9	1,518.0	74.5	116	1.5	西南西	23.6
3年	16.4	38.5	-5.7	1,826.5	87.5	116	1.6	西南西	21.2
平均	15.7			1,566.9		114	1.5		

資料：『京田辺市統計書(平成25年度版～令和4年度版)』

(2) 地形

京都府南部の山城地域の中央部には、南北約20km、東西5～6kmのほぼ長方形を呈する山城(京都)盆地が所在する。山城(京都)盆地の北部を北から南に流れるのが桂川及び鴨川、中央部を東から西に流

れるのが宇治川、南部を南から北に貫流するのが木津川で、淀川の三支川を形成する。

木津川は、鈴鹿山脈や布引山地に源を発する流路延長 99 km、流域面積 1,596 km²の河川で、木津川流域最大の湖盆である山城盆地では、約 100～120 万年前に井手断層と田辺断層が動き、木津川が南北に流れる谷ができたとされる。

京都市域及び桂川右岸の乙訓地域を除いた南山城地域の木津川左岸は、生駒山地及びその延長で北北東に延びる交野山地の東側斜面がゆるやかな丘陵地となっている。丘陵地北端の八幡市域の丘陵は八幡

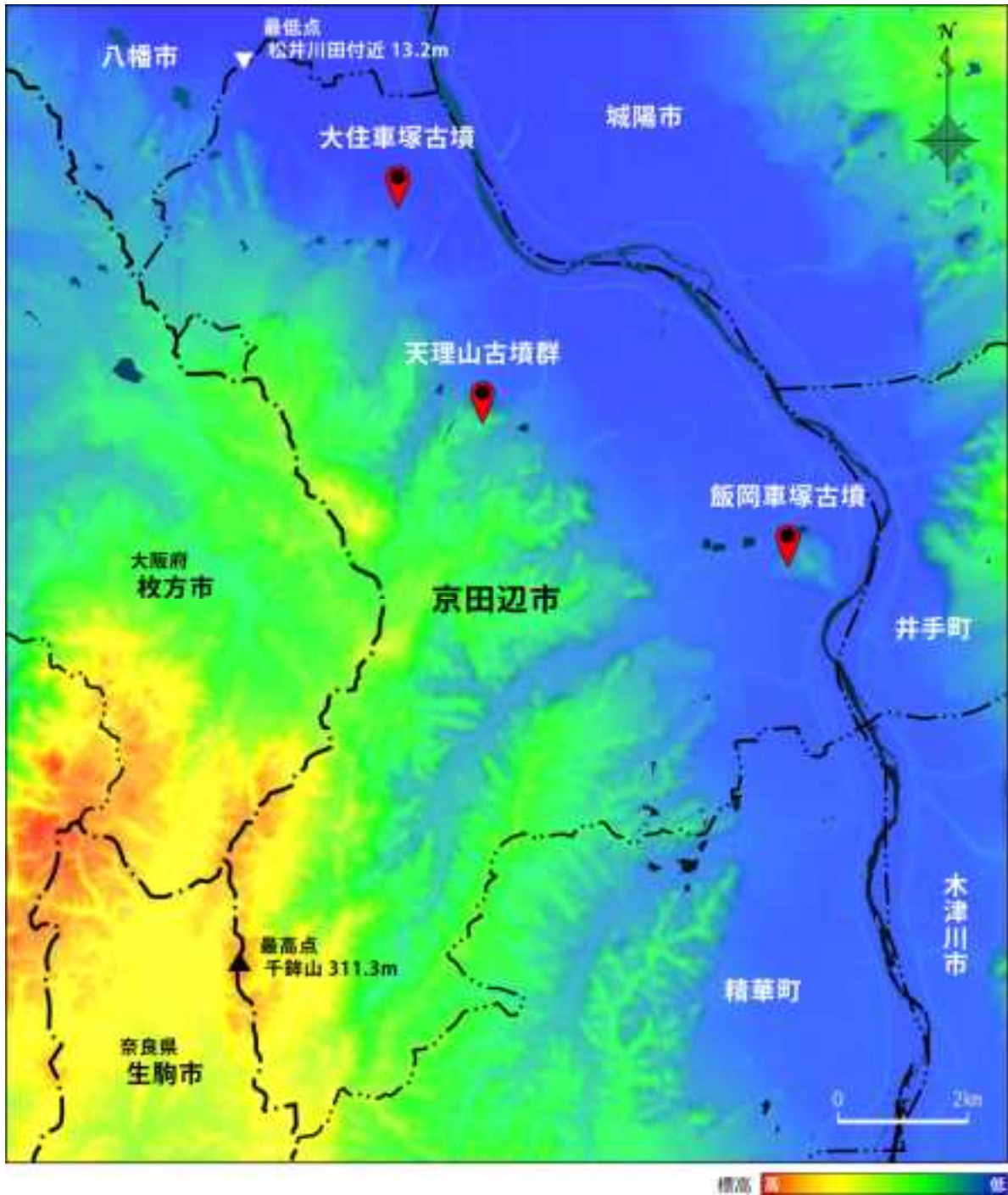


図 13 京田辺市の地形段彩図(国土交通省国土地理院が管理する航空レーザ測量データより作成)

丘陵(男山丘陵)と呼称され、本市から精華町にかけて広く発達する丘陵地形が田辺丘陵である。綴喜古墳群はこの八幡丘陵から田辺丘陵にかけて立地している。

このように本市の地形は、西部が生駒山系に連なる田辺丘陵であり、東部は木津川のつくりあげた沖積地からなる低地の谷底平野や自然堤防が分布している。天理山古墳群や大住車塚古墳はこの丘陵地やその先端の緩傾斜地に位置し、飯岡車塚古墳は木津川に隣接した独立丘陵上にある。

(3) 地質

京都府南部の南山城地域の地質は、中生代のジュラ紀(約 2 億年前～1 億 4,500 万年前)に堆積した丹波帯(砂岩・粘板岩・泥岩・礫岩・チャート主体の堆積岩：図 14 の)及び中生代の白亜紀後期(約 1 億年前～6,600 万年前)に併入した花崗岩類(深成岩：図 14 の)を基盤岩とする。

本市から精華町にかけて広く発達する田辺丘陵では、大阪層群(図 14 の)と呼ばれる鮮新世後期(360 万年前～260 万年前)から更新世前期(約 260 万年前～77 万年前)に堆積した未固結の礫・砂・粘土

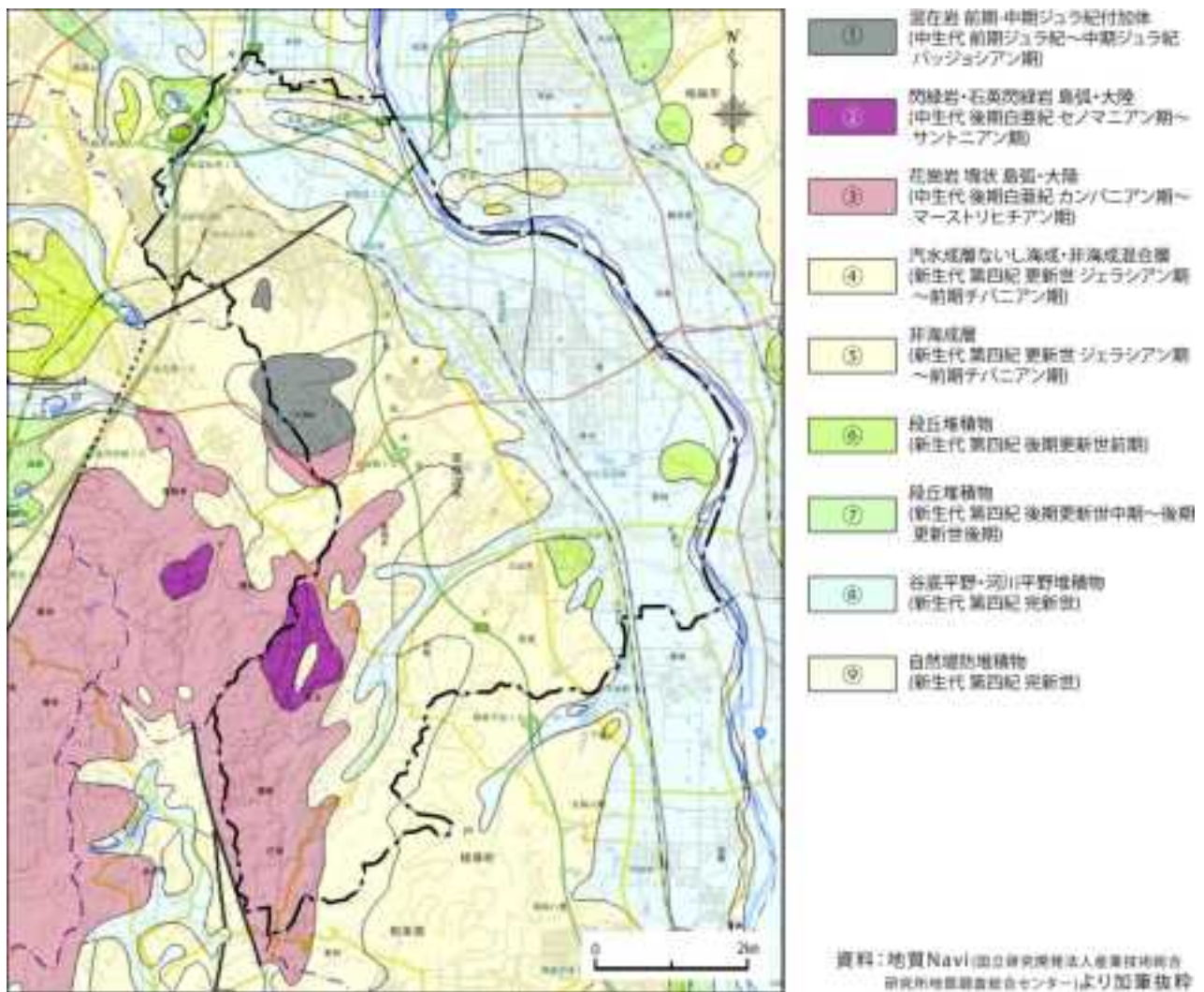


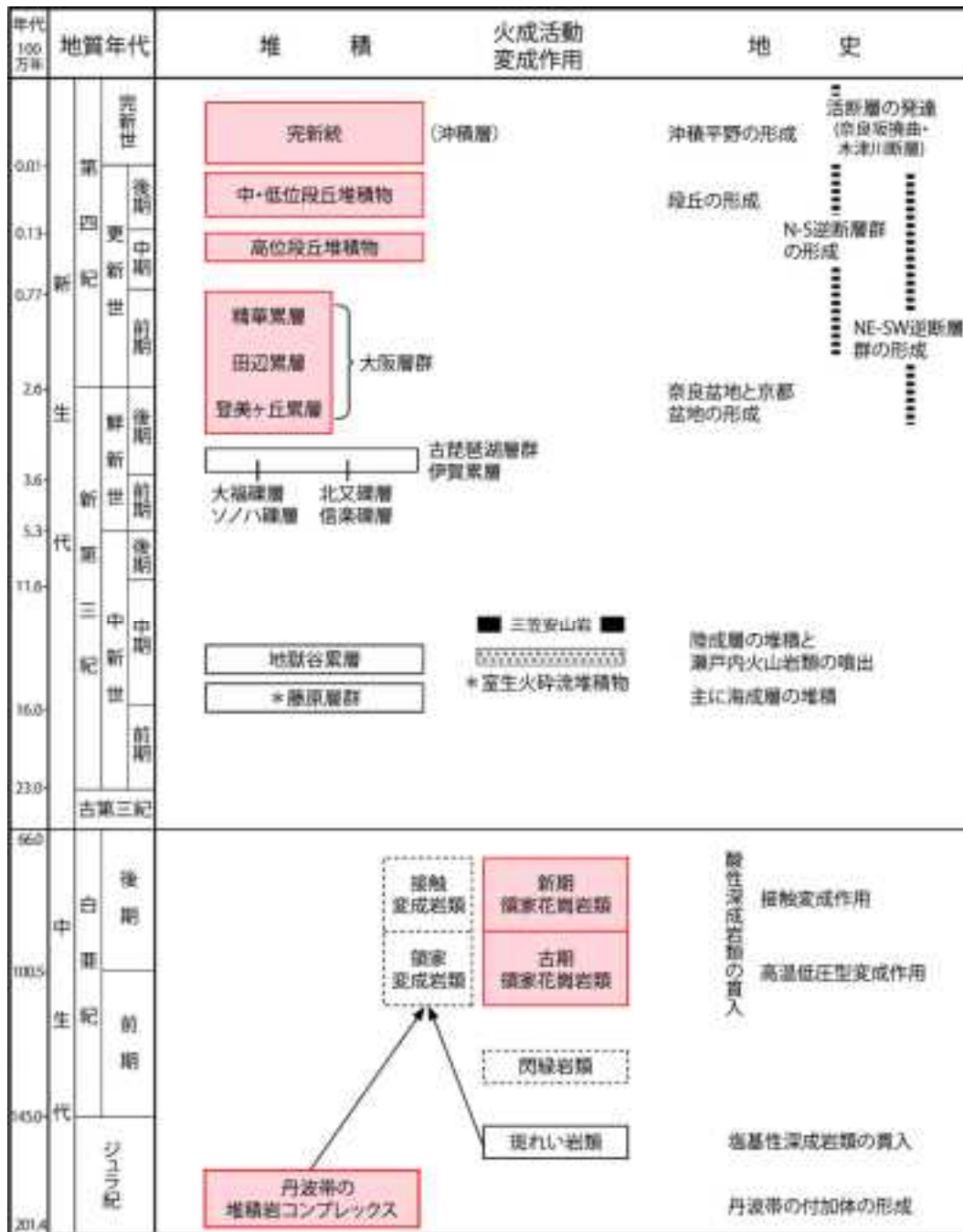
図 14 京田辺市周辺の地質図

がこれらの基盤岩を厚く被覆して分布している。また、丘陵地の裾周辺では更新世中期(約 77 万年前 ~ 13 万年前)から更新世後期(約 13 万年前 ~ 1 万年前)に堆積した高位・中位・低位段丘堆積物(図 14 の)が小規模に分布する。各段丘堆積物は未固結の河川堆積物で礫・砂・粘土からなる。

木津川沿いに形成された沖積平野(谷底平野・自然堤防)では、木津川の運搬堆積物(沖積層、礫・砂・粘土 : 図 14 の)が基盤岩・大阪層群・段丘堆積物を被覆して厚く分布している。

周辺の大阪層群は、田辺累層に属した地層が広く分布し、礫主体の水取礫層および砂と粘土の互層を主体とする柘榴互層に細分される。

表 3 京田辺市周辺の地質層序



資料 : 「奈良地域の地質」平成 12 年 地質調査所 5 万分の 1 地質図幅説明書より一部加筆

天理山古墳群はこの田辺丘陵上に位置しており、大住車塚古墳も同丘陵北端の緩傾斜地に立地している。また、東方の井手町地域の丹波帯の延長とみなされる丹波帯が散点的に分布しており、田辺丘陵の沖積地との境界付近及び飯岡丘陵の全域で丹波帯堆積岩コンプレックスの主体をなす泥岩が分布する。飯岡車塚古墳はこの独立丘陵である飯岡丘陵上に立地している。

(4) 植生及び鳥類

史跡綴喜古墳群の植生調査及び鳥類調査

今回、史跡綴喜古墳群の整備・活用に向け史跡指定地内の樹木管理に向けた基盤情報を収集・整備するため、京都府立大学に委託し、『令和5年度受託研究 史跡綴喜古墳群の整備・活用に向けた樹木管理のためのレーザ測量技術を用いた基盤情報整備』として植生調査及び鳥類調査、その他レーザ測量等の調査を実施した。各古墳の植生調査及びレーザ測量を森林計画学研究室の長島啓子教授が、天理山古墳群の鳥類調査をランドスケープ学研究室の福井亘教授がそれぞれ中心となり実施した。

植生に関する調査は、小型無人航空機(UAV=ドローン)搭載型及び地上可搬型によるレーザ測量等により植生とその構造を把握した。また、特に広い面積を有する天理山古墳群では、今後の整備方針を検討するため、食物連鎖の上位種である鳥類の分布状況を把握する鳥類調査を実施し、史跡を管理する上で不可欠な大径木の分布状況を把握した。

以下は、同調査の報告書をもとに著述したものである。

大住車塚古墳の植生

大住車塚古墳の植生は、アベマキ及びツブラジイが優占する樹林である。高木層にはこれらのアベマキやツブラジイに加え、アラカシやコナラも見られる。高木層の立木の多くは胸高直径30cm以上を超える大径木である。また、低木層には高木層で見られた樹種以外に、シャシャンボ、カナメモチ、クロガネモチ、ヤマザクラ、ヤマハゼ等、多様な樹種が見られる。一方、草本層の植被率は低く、ほとんど植生が見られない状況である。



図 15 調査風景



図 16 大住車塚古墳 後方部の現況



図 17 大住車塚古墳 前方部の現況

調査の結果、全体がアベマキ・ツブラジイ林の単一の林相と判断された。(図 18 大住車塚古墳林相区分図 参照)

面積は 0.348 ha である。

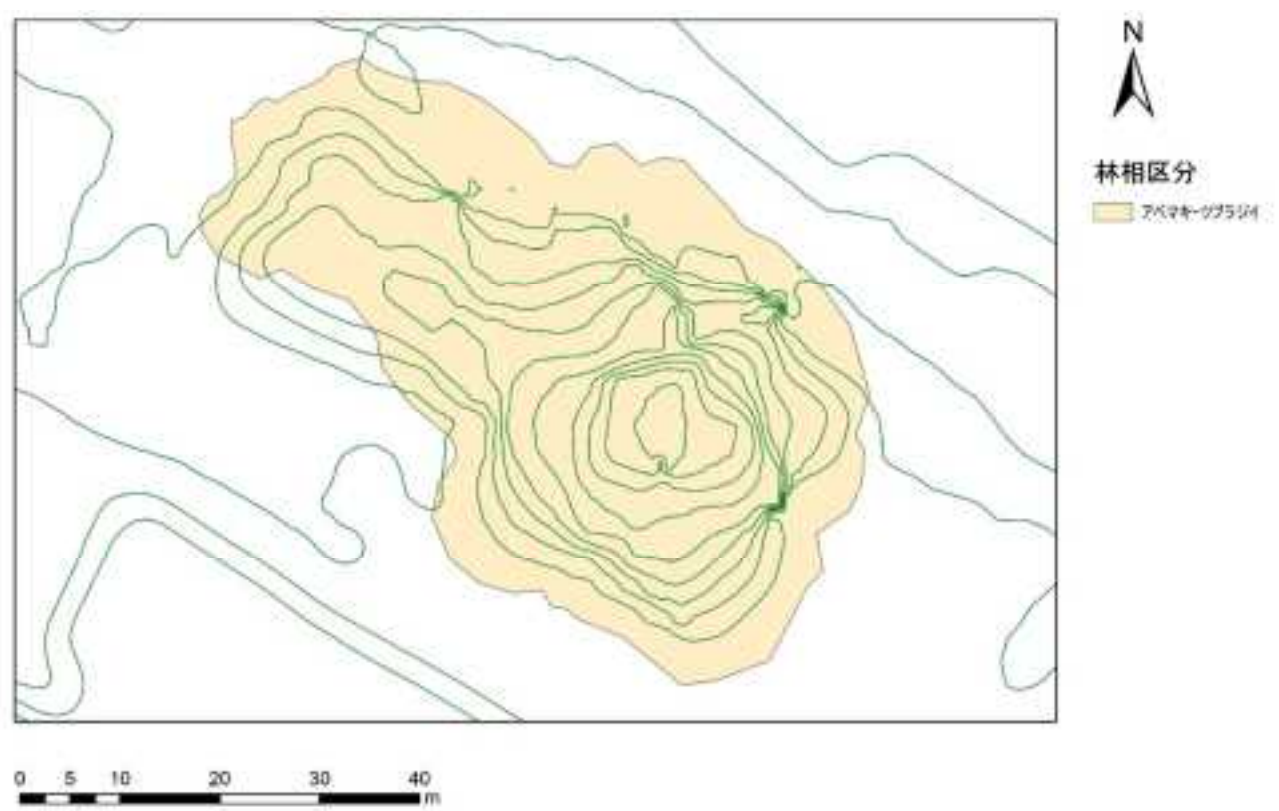


図 18 大住車塚古墳林相区分図

天理山古墳群の植生

天理山古墳群周辺の森林の形態は、ツブラジイ林が 2.514 ha と最も多く、約 4 割を占め、天理山古墳群の北側に分布している。竹林は 1.683 ha とツブラジイ林に次いで多く、1号墳・3号墳から北側に分



図 19 ツブラジイ林



図 20 タケ林



図 21 ヒノキ・タケ混合林



図 22 ヒノキ・ツブラジイ・タケ混合林

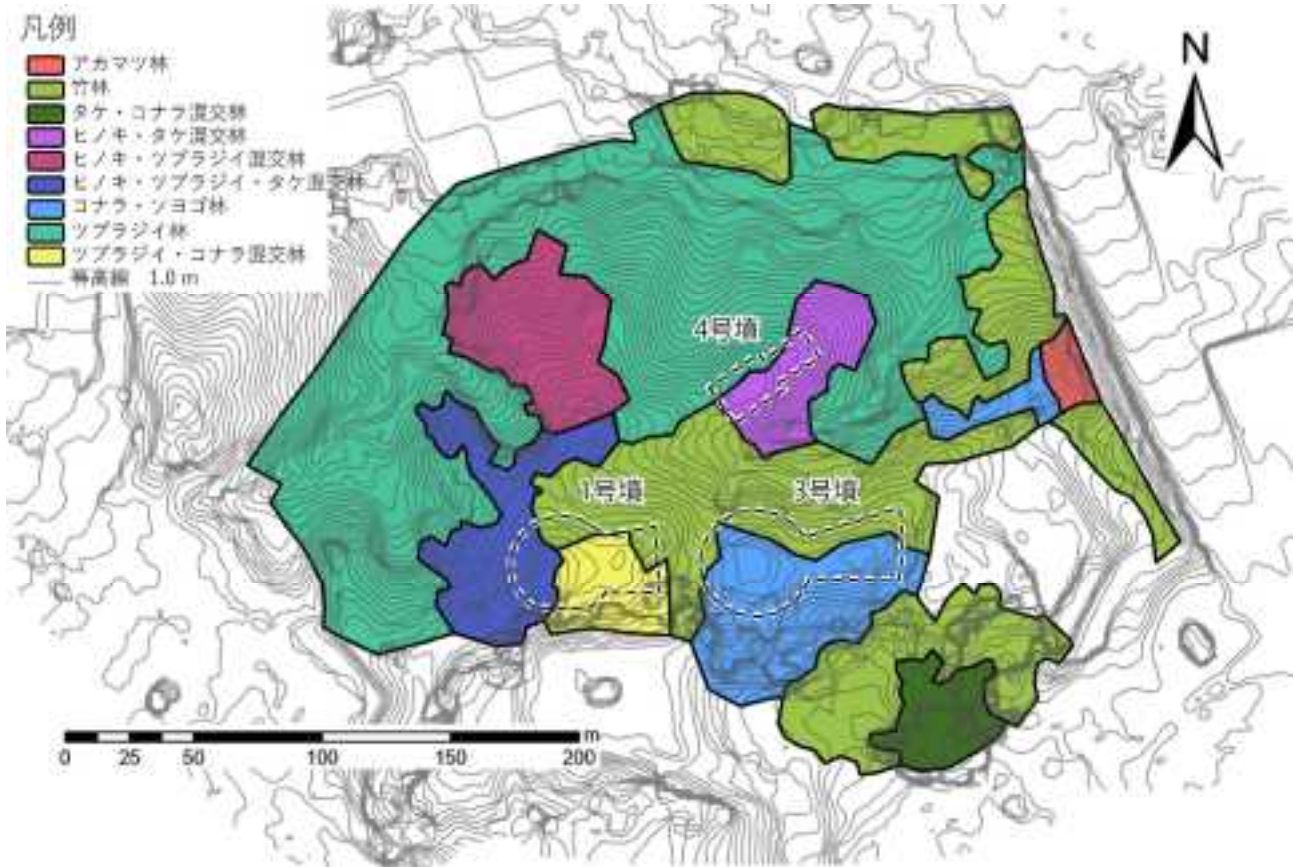


図 23 天理山古墳群林相区分図

布している。また、タケの混交している場所が竹林の周辺に合計 0.681 ha 見られる。ヒノキは 4 号墳周辺を中心に、ツブラジイやタケと混交林を形成しており、その面積は合計 0.860 ha である。また、東側にわずかであるがアカマツ林が分布している。(図 23 天理山古墳群林相区分図 参照)

調査区域の地形については、測量結果による地形解析(TPI=地形位置指数)の結果、尾根が 1.3 ha, 谷が 0.97 ha, 斜面が 3.56 ha に区分される。(図 24 天理山古墳群 TPI 算出結果 参照)

林相区分図と TPI の図を重ね、植生別に TPI による地形区分を見ると、アカマツ林は主に尾根部に

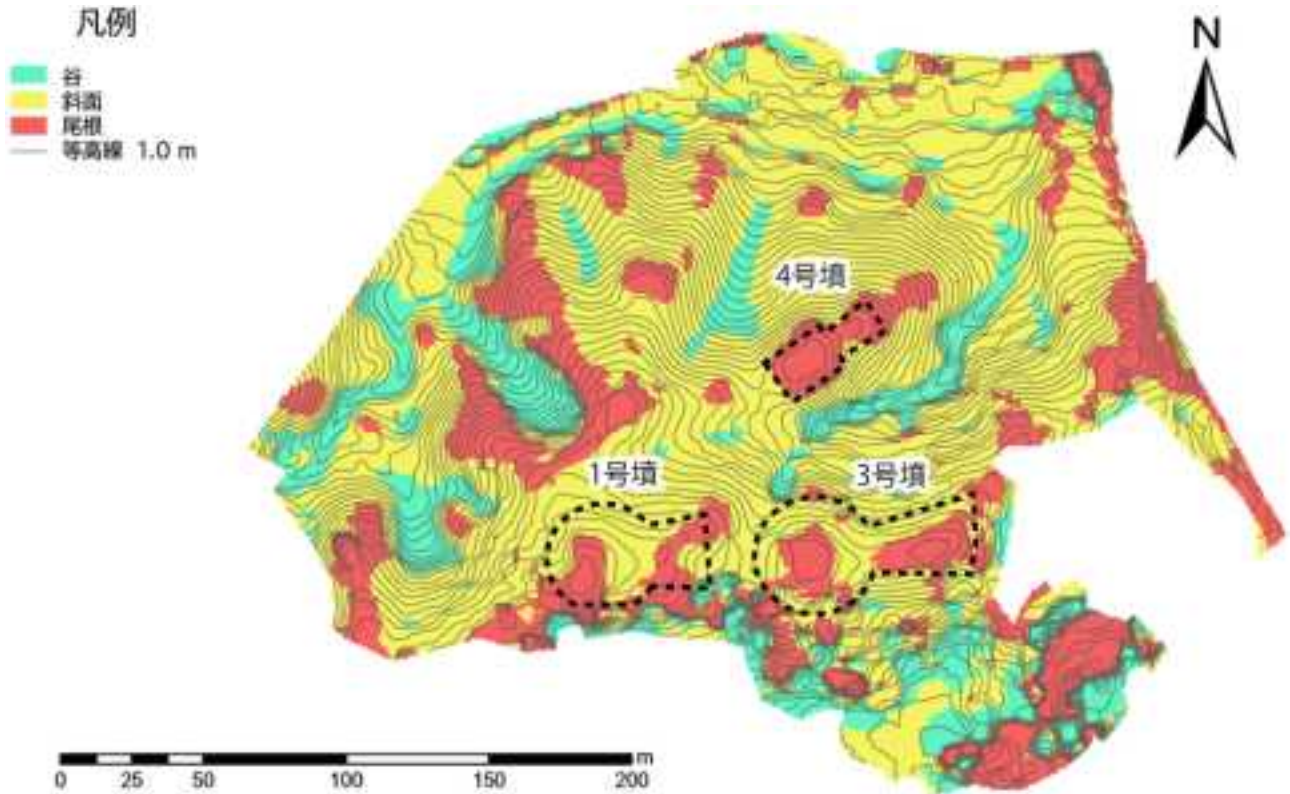


図 24 天理山古墳群 TPI 算出結果

分布しており、タケ・コナラ混交林は尾根部に多く分布し、谷部にも分布が見られる。竹林及びツブラジイ林は主に斜面部に分布している。その他の林相は尾根部と斜面部に多く分布している。(図 25 天理山古墳群の各植生による TPI 地形区分の割合 参照)

このように、林相区分図の植生と地形との関係から、天理山古墳群周辺の植生は、ツブラジイ林は北側の谷から斜面にかけて、ヒノキは 4 号墳のある尾根を中心に、コナラ林は南側の斜面、竹林が 1 号墳、3 号墳の北側の緩やかな斜面に分布している。また、竹林は北側の斜面に拡大するとともに、ヒノキ林、コナラ林、ツブラジイ林と混交林を形成するようになっていると考えられる。ツブラジイ林は大径木が多く、一休寺の社寺林や借景として長い間維持されてきたと考えられる。

一方、1 号墳、3 号墳の南側では人の手による伐採が行われたことで、比較的明るい樹林が形成され、

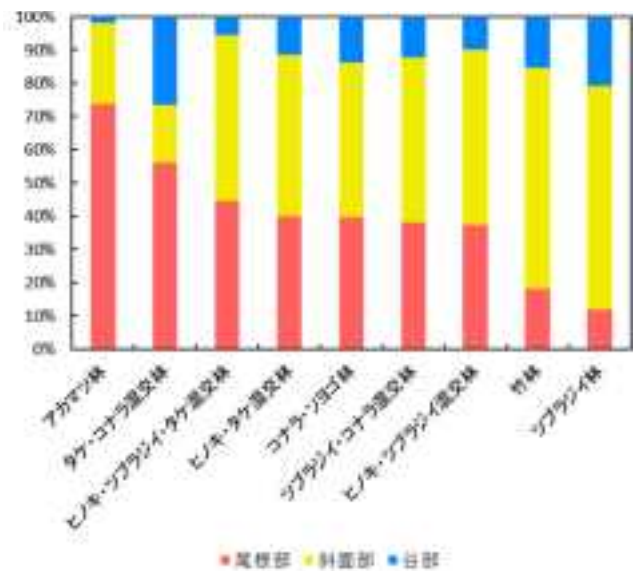


図 25 天理山古墳群の各植生による TPI 地形区分の割合

階層構造が発達した樹林が斜面上部に見られるものの、斜面下部ではタケが侵入した混交林を形成している。アカマツ林が東側の尾根の一部に残存し、その周辺や南側斜面にコナラ・ソヨゴ林が見られることから、かつてはアカマツ林であった場所が、人が山林を活用しなくなったことやマツ枯れによりコナラ林に変化した林分となったが(森下他, 2002)、その後ナラ枯れなどの影響もありソヨゴが増えた低質林へと移行している状況であると考えられる(中家他,2014)。

天理山古墳群の鳥類

今回の調査は、天理山古墳群指定地内に8箇所の調査地点を設定し、1地点10分間、調査観察半径約25mの半円球内に出現する鳥種名及び個体数、確認場所を記録するポイントセンサス法を採った。

この調査において確認された鳥類は、3目13科18種である。このうち、どの調査地点でも確認できたのがヒヨドリである。ヒヨドリは通年を通じて多く確認できるが、近年では特に越冬期に非常に多く確認することができる都市型鳥類である。採餌は昆虫類や花の蜜などであることを考えると、周辺域にツバキなどの花木が見られたため多くのヒヨドリが確認された可能性がある。また、メジロも全ての調査地点ではないものの定期的に確認された。このことは、調査地点が住宅地に近接した場であり、周辺住宅地の植栽がある程度疎林に近い状況であり、メジロが飛来しやすい環境であることが示された。メジロがヒヨドリと同様の採餌で花の蜜を好む鳥類であることから、周辺住宅地に植栽されているツバキ系の花木から飛来したのではないかと推察される。ウグイスは、ネザサや見通しの良い藪化した場で確認された。藪化しているとはいえ、ある程度の疎林的な箇所での確認であったことから、適度な空隙のある箇所の方が好まれている可能性が考えられる。アオジについても、ウグイスと同じ状況での確認であり、同様の生息環境を好む種であることから、空間の有り方が重要と言えよう。今回は越冬期での調査であることから、冬鳥のシロハラやツグミ、ジョウビタキが確認されている。これらの鳥類が飛来しやすい環境は、マダケの多い環境以外であると考えられる。マダケの多い場所においては、鳥類がほぼ確認できていない。当該地点が単一植生であることと、食餌出来るものが極端に少ないことが考えられる。ハシブトガラスは、天理山古墳群の上部を同一方向に飛来している個体が多く確認できた。恐らく近隣に埒(ねぐら)地があり、朝の採餌に移動する個体が天理山古墳群上空を飛来していると思われる。また、樹上で休息している個体も見られたことから、指定地内を中継地に行っている可能性も考えられる。

天理山古墳群のある里山形態の緑地は、関西圏における普遍的な里山の状況と同一であり、生態的にも鳥類の生息、休息できる場になっていると考えられる。



図 26 アオジ



図 27 マダケ

鳥種自体も都市部に多く見られる種であり、特段珍しいわけではないが発掘調査等のために人為的に伐採した箇所(1号墳や3号墳)では、疎林化しており、鳥類にとっては飛来しやすい環境となっていると思われる。かつての日本の里山の植生状況と同じような環境が構成されると、食物連鎖の上位種である鳥種の種数や個体数が多く確認できるようになり、生物多様性も高まるものと言えよう。



図 28 疎林的空間

飯岡車塚古墳の植生

飯岡車塚古墳の植生は、現地の林外からの観察及び UAV レーザによる取得画像から、タケを中心にアカメガシワやクヌギ等が混交した樹林であることが確認された。よって本調査地の林相は、タケ・アカメガシワ・クヌギ混交林の単一林相である。(図 29 飯岡車塚古墳林相区分図 参照)

面積は 0.173 ha である。

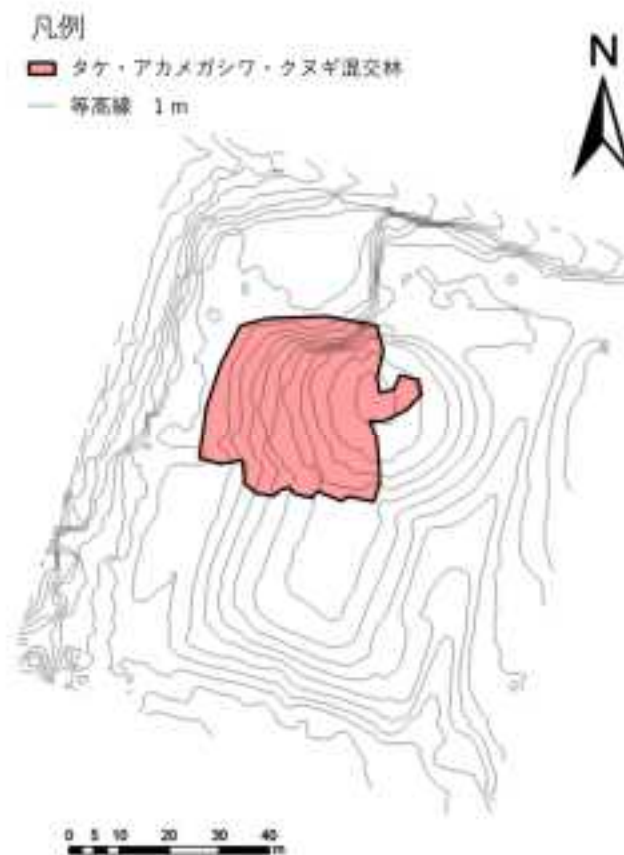


図 29 飯岡車塚古墳林相区分図

第3節 歴史的環境

(1) 京田辺市の歴史

本市は京都府の南西部に位置し、東側に木津川の沖積平野が広がり、西側には生駒山系から延びる丘陵地が連なる。市内で確認された遺跡はこの沖積地から丘陵地にかけて広く分布しており、地域の豊かな歴史を物語っている。

旧石器時代の遺跡としては市南部の山間部地域に所在する高ヶ峯遺跡が知られており、サヌカイト製石核1点が出土している。縄文時代の遺跡としては、縄文時代中期末(約4400年前)の薪遺跡が集落遺跡として知られており、隅丸方形の竪穴建物や土壌群などが発見されている。また、市南部では三山木遺跡から縄文時代晩期(約3200～2400年前)の土器類が出土しているほか、三山木遺跡の南西に位置する山崎遺跡からは、明確な遺構は検出されていないが、石棒や異形石製品が出土している。

弥生時代になると、縄文時代に比べて遺跡数が増加する。市中部からやや北寄りに位置する稲葉遺跡では、一辺約11.5mの規模を有する方形周溝墓が検出されている。周溝から出土した土器から、時期は前期後半(紀元前3～2世紀)のものとする。他にも、宮ノ口遺跡、宮ノ下遺跡、三山木遺跡などで前期の遺構、遺物が確認されている。弥生時代中期(紀元前2～1世紀)では、南垣内遺跡から一辺16×14mの方形周溝墓が、市南部では南山遺跡から竪穴住居が16棟確認されている。後期(紀元前1～紀元後3世紀)になると飯岡遺跡や、銅釦や鉄製品が出土した田辺天神山遺跡など、丘陵部で多く遺跡が見つまっている。

古墳時代になると、木津川流域では前期前半(3世紀末から4世紀前半)に椿井大塚山古墳、平尾城山古墳(ともに木津川市)が築造されるが、その後続く首長墓はみられない。前期後半(4世紀後半)以降、本市から八幡市にかけて前方後円墳や前方後方墳などが南北に細長く散在しながら分布し、古墳造営が活発化する。このうち首長墓とされるのは、本市では大住の大住南塚古墳(前方後方墳、墳丘長71m)、同大住車塚古墳(前方後方墳、墳丘長66m)、興戸に所在する興戸1号墳(前方後円墳、墳丘長24m)、同2号墳(円墳、直径28m)、飯岡に所在する飯岡車塚古墳(前方後円墳、墳丘長87m)である。京田辺市内に活発に古墳が造られるのと同時に、八幡市内では石不動古墳(前方後円墳、墳丘長88m)、茶臼山古墳(前方後方墳、墳丘長50m)、八幡西車塚古墳(前方後円墳、墳丘長114m)、八幡東車塚古墳(前方後円墳、墳丘長推定90m)、ヒル塚古墳(方墳、一辺52m)がそれぞれ築造される。これらの中でも大住南塚古墳、飯岡車塚古墳、茶臼山古墳、八幡西車塚古墳の埋葬施設には竪穴式石室が採用されるなど、古墳時代前期後半に木津川の水運に関係する首長の活発な造墓活動が行われる。古墳時代中期(4世紀末～5世紀)以降は飯岡車塚古墳が位置する飯岡丘陵で、ゴロゴロ山古墳(円墳、直径60m)、薬師山古墳(円墳、直径38m)、トヅカ古墳(円墳、直径25m)が築造され、飯岡丘陵が前期から継続して古墳が造られた地域であることが窺える。

また天理山古墳群が所在する薪地区には、小欠古墳群や堀切古墳群をはじめとする多くの後期古墳群が所在する。小欠古墳群は天理山古墳群の南側に位置していた古墳群であり、3基の古墳から構成される。中でも小欠1号墳は横穴式石室を持つ古墳で、副葬品として土師器の壺、須恵器の蓋付杯、高林が出土している。また天理山古墳群の西側には10基の円墳と10基の横穴墓で構成される堀切古墳群が所在する。堀切7号墳は直径15mの円墳でありながら、東海系の埴輪を樹立しており、地域間交流が活発であったことが窺える。他にも、薪地区では平地においても埋没古墳である薪狭道1号墳や薪高木1

～3号墳など、古墳時代中期から後期(6～7世紀)にかけて古墳が造られ、丘陵だけでなく平地にも活発に古墳が造られていた様子が窺える。

市域は、古代の律令制下では山背(城)国綴喜郡に属する。飛鳥・奈良時代の遺跡としては、興戸遺跡が挙げられる。興戸遺跡は東西0.7km、南北1kmの範囲に広がり、掘立柱建物群や土地区画に関連した遺構が見ついている。また古代寺院としては興戸遺跡と重複する興戸廃寺や、市南部の三山木廃寺、普賢寺廃寺が、生産遺跡としては東北部に交野ヶ原窯跡群(奈良時代)や松井窯跡群(奈良～平安時代)の須恵器窯が知られている。南部には、飛鳥時代末の須恵器窯である新宗谷窯跡や、奈良時代前期のマムシ谷窯跡が検出されている。平安時代末には、市域に興福寺(大住庄)や石清水八幡宮(新庄)などの荘園が成立した。

中世には、本市を含めた南山城地域には数多くの城館が存在した。都に近いこの地は、応仁・文明の乱などの戦乱にたびたび巻き込まれた。その後、国人たちが守護を排除し自ら自治を獲得した「山城国一揆」が起こっている。本市には国一揆の時代に活躍した国人たちの拠点である城館跡が残っている。そのような城館跡としては、15世紀から16世紀にかけての堀切や石組遺構が検出されている田辺城、堀切や竪堀などの防御施設を伴う山城である天王畑城、文献史料にもたびたび登場する草路城、戦国時代末の城館が近世期に改築されたと伝わる南山城などが挙げられる。

また、薪遺跡で在地領主の居館跡や園池の遺構を検出し、遺物は13世紀後半～14世紀前半を中心とし、中には白磁四耳壺、青磁盤などの優品も見られる。

近世以前よりこの地は複数領主により支配されていた。近世以降は淀藩領・幕府領・公家領・旗本領・寺社領などが入り乱れ、現在の京田辺市域に存在した近世村のうち半数以上の村が複数の領主によって支配される相給村落であった。また、江戸時代は神仏習合も根強く、市域の神社には神宮寺を有するものも少なくなかった。月読神社境内に置かれた六坊からなる福養寺や佐牙神社に置かれた恵日寺など規模の大きいものもあったが、明治維新後に廃絶された。恵日寺の木造千手観音立像(重要文化財)が寿宝寺に、福養寺の木造薬師如来立像(市指定文化財)が両讃寺に移されるなど、廃寺となった神宮寺の仏像などは近隣の寺院に移された。この時期の京田辺市域は京近郊の農村地帯として発展し、木津川の水運を使って淀や京に年貢や物資が運ばれた。

明治維新後、国家が近代化を進める中で京田辺市域も大きな変化を遂げる。20を超える近世村は次第に統合され、明治22(1889)年のいわゆる明治の大合併を経て、大住村、田辺村、草内村、三山木村、普賢寺村の5村体制となった。このうち田辺村は、明治39(1906)年に町制を施行し田辺町となる。明治12(1879)年に綴喜郡役所が田辺村に設置され、大正15(1926)年に郡役所そのものが廃止されるまで、田辺村(田辺町)で継続して執務が行われた。

明治31(1898)年には、四条畷 - 新木津間において鉄道が開通し、市域ではじめての鉄道駅となる関西鉄道田辺駅(現JR京田辺駅)が設置された。同線は、近隣有力者によって設立された城河鉄道によって敷設が計画されたが、城河鉄道は三重県に本社を置く関西鉄道に買収されたため、関西鉄道の路線として開通することになった。関西鉄道は明治40(1907)年に鉄道国有法により国有化され、敷設された路線は国有鉄道の経営を経て現在のJR学研都市線となり、沿線住民の生活を支えている。また、昭和3(1928)年には奈良電鉄によって西大寺 - 京都駅南口間が開通し、このとき京田辺市域には新田辺駅と三山木駅が設置された。奈良電鉄は昭和38(1963)年に近畿日本鉄道との合併により消滅し、同線は近鉄京都線として現在も運行されている。

昭和 26(1951)年に、大住村、田辺町、草内村、三山木村、普賢寺村は合併し、現在とほぼ同様の町域を持つ田辺町が誕生した。昭和 27(1952)年には国鉄大住駅(現 JR 大住駅)と国鉄上田辺駅(現 JR 三山木駅)が、昭和 29(1954)年には奈良電鉄興戸駅(現近鉄興戸駅)がそれぞれ開業し、鉄道駅の整備が進む。昭和 38(1963)年には市域で初めての高等学校として京都府立田辺高等学校が開校した。昭和 39(1964)年には山城大橋が架橋され、山城大橋を通過する府県道枚方彦根線は昭和 45(1970)年に国道に昇格した。昭和 49(1974)年には大住車塚古墳が市域ではじめての国史跡の指定を受け、翌昭和 50(1975)年に田辺町指定文化財第 1 号として大住隼人舞を指定した。昭和 61(1986)年には同志社大学・同志社女子大学の京田辺キャンパスが開校し、国鉄(現 JR)同志社前駅が開業した。

鉄道網・道路網の整備や北部地域での大規模な住宅開発などを背景として、田辺町の人口は増加を続ける。合併直前の昭和 25(1950)年に 15,391 人だった人口は平成 6(1994)年 4 月には住民登録人口で 5 万人を超え、平成 9(1997)年には市制が施行され京田辺市が誕生し、現在に至る。

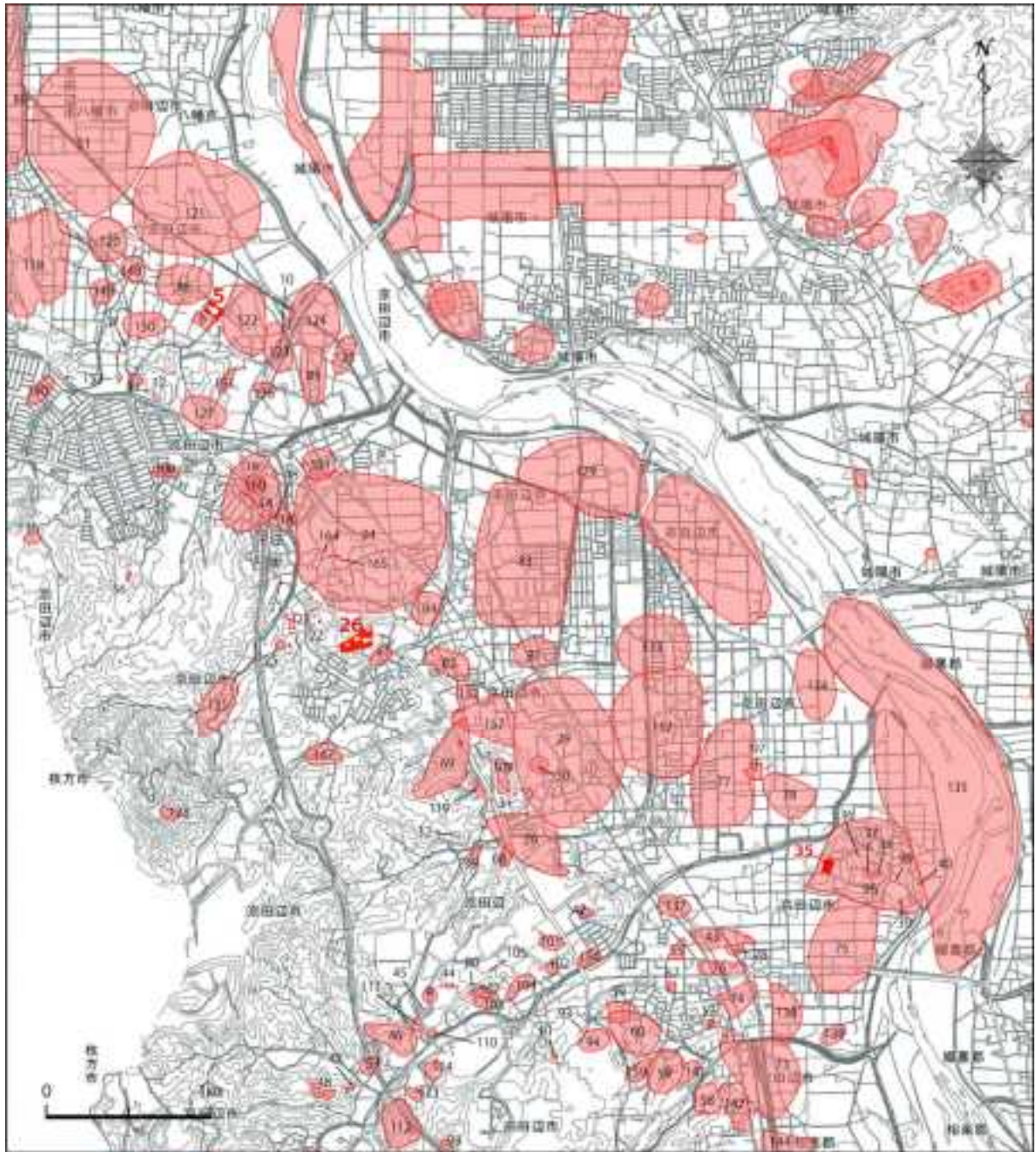
市内には、遺跡だけでなく数多くの貴重な有形文化財も残されている。大御堂観音寺所蔵の国宝・木心乾漆十一面観音立像や寿宝寺所蔵の重要文化財・木造千手観音立像といった彫刻をはじめ、一休寺として有名な酬恩庵の本堂・方丈・玄関・庫裏・東司・浴室・鐘楼、佐牙神社の本殿、白山神社の本殿、澤井家住宅などの建造物が国の重要文化財の指定を受けている。また酬恩庵の庭園は国の名勝に指定されている。現在本市には国、京都府及び京田辺市が指定・登録する文化財は 74 件(令和 6 年 11 月現在)である。

(2) 史跡綴喜古墳群が所在する地域の歴史

大住車塚古墳の所在する大住は、古代、大隅国から来住した隼人の一部が開発したと伝えられる。平安時代には大住庄と呼ばれ、奈良興福寺の荘園であった。中世においては、石清水八幡宮の荘園であった薪庄との紛争が有名であり、嘉禎元(1235)年からその翌年にかけて生じた紛争では幕府・朝廷を巻き込み、藤原定家の『明月記』にも記述がみられる。また、興福寺領大住庄との関係は不明であるが、隼人司領大住庄が存在していたことが『康富記』に記されている。近世以降は大住村として、曇華院、醍醐寺三宝院、淀藩、旗本天野氏の四領主を持つ相給村落となった。曇華院領の代官を勤めた澤井家の居宅は現存しており、澤井家住宅(寛保元(1741)年建築)として重要文化財に指定されている。明治維新後、大住村は明治 22(1889)年に松井村と合併し、松井・大住両地区にまたがる大住村となった。

天理山古墳群が所在する薪は、古代には甘南備山山頂付近に神奈備神社が造られ、その東側の谷には『今昔物語集』の説話にもみられる神奈比寺(甘南備寺)が立地していた。同寺は元禄 2(1689)年に薪山垣外に移され、説話に登場する薬師如来坐像(市指定文化財)を本尊とし、今なお信仰され続けている。天理山古墳群の立地する丘陵の東裾には、延喜式内社とされる棚倉孫神社が鎮座するなど、天理山古墳群周辺が祭祀や信仰に対して重要な地域であることが窺える。平安時代には石清水八幡宮に薪を納める薪庄(薪園)となり、後に大住庄と激しい争いがあった。室町時代には、南浦紹明(大心国師)が当地に妙勝寺を建立したが、元弘の乱の戦火により荒廃した。その跡に一休宗純が酬恩庵を営んだ。石清水八幡宮領だった薪村は、近世には朝廷領となり、幕府領と朝廷領の相給などへの変遷があったが、酬恩庵領 95 石は変動がなかった。明治 22(1889)年に薪村、田辺村、興戸村、河原村が合併し田辺村となった。

飯岡車塚古墳が所在する飯岡は、古代には山本郷に属していたといわれる。万葉集には飯岡（^{くいおか}）を詠んだ歌が残されており、前述の『今昔物語集』の説話では甘南備山について「今八昔、山城ノ国、綴喜ノ郡二飯ノ岳ト云フ所有リ。其ノ戊亥ノ方ノ山」と表現され、「飯ノ岳」は飯岡を指すと考えられる。中世には飯岡庄となり、観音寺という大寺があったとされ、永享元(1429)年に後小松上皇から同寺に^{きとう}祈禱を命じる院宣が下されている(『^{けんないき}建内記』)。同寺は江戸時代の地誌などにもみえないため、早くに廃絶した、または明治期まで存在した蓮華寺の前身となったなどの説があるが詳細は不明である。なお、廃された理由は不明であるが、蓮華寺も明治 8(1875)年に廃寺となった。近世期に入ると飯岡村は淀藩領となった。近世末期には当地の豪農^{とよたぶへい}豊田武兵衛が私財を投げ打って^{ようすいひ}用水樋の築造をはじめ、戦前に建てられた顕彰碑が現在も残っている。その後、明治 22(1889)年に飯岡村、草内村、東村が合併し草内村となった。



- 4.下町遺跡 5.大住兼塚古墳 6.大住南塚古墳 7.柳塚古墳 8.月読神社古墳 9.内山古墳 10.立園地蔵古墳 11.城山遺跡 12.城山1~4号古墳 14.郷土塚1~6号墳 15.大穴1号墳 16.嶺谷遺跡 17.畑山1~4号墳 18.畑山遺跡 19.西山1~3号墳 21.牛ノ宮古墳 22.堀切1~10号墳 23.堀切1~10号横穴 24.新遺跡 25.西新遺跡 26.天理山古墳群 27.小穴古墳群 28.東角田遺跡 29.興戸遺跡 30.興戸麻寺跡 31.興戸1~9号墳 32.西園古墳 35.新岡塚古墳 36.弥陀山古墳 37.ゴロゴロ山古墳 38.葉餅山古墳 39.金泥山古墳 40.十塚古墳 42.田辺天神山遺跡 43.田中東遺跡 44.下町1~8号墳 45.大御堂裏山古墳 46.普賢寺跡 47.畑所内遺跡 48.王居谷古墳群 51.魚田遺跡 53.大西遺跡 54.山城1~3号 55.田中西遺跡 56.真谷遺跡 57.山崎遺跡 58.三山木庵寺 59.西羅遺跡 60.高山遺跡 61.多々羅遺跡 67.上谷遺跡 68.興戸城跡 69.田辺城跡 73.宮ノ下遺跡 74.三山木遺跡 75.古屋敷遺跡 76.二又遺跡 77.南畑内遺跡 78.宮ノ後遺跡 79.興戸宮ノ前遺跡 80.新宮前遺跡 81.河原遺跡 82.池ヶ池遺跡 83.船業遺跡 84.榎倉神社遺跡 85.三野遺跡 86.東林遺跡 88.新田遺跡 93.口駒ヶ谷古墳 94.口駒ヶ谷遺跡 95.新岡東原古墳 96.飯岡遺跡 97.草路城跡 98.西平川原遺跡 99.南山城跡 100.真谷古墳群 101.郡谷北遺跡 102.郡谷遺跡 104.新宮谷遺跡 107.新宮前遺跡 108.新宮社東遺跡 109.興戸丘陵東遺跡 110.観音寺東遺跡 111.観音寺東跡跡 112.小田畑外遺跡 113.小田畑外北遺跡 114.打場外遺跡 116.虚空蔵谷遺跡 118.向谷遺跡 119.興戸丘陵西遺跡 120.西村遺跡 122.岡村遺跡 123.久保田遺跡 124.三本木遺跡 125.古保遺跡 126.野土遺跡 127.地内山遺跡 128.神奈御寺跡 129.佐道林遺跡 131.城ヶ新遺跡 132.竹ノ畑遺跡 133.藤田遺跡 134.横折遺跡 135.大塚軍遺跡 136.川原谷遺跡 137.野神遺跡 138.高田遺跡 139.流藤遺跡 140.上西野遺跡 141.芝山遺跡 142.佐野内遺跡 144.桑町遺跡 147.茂ヶ谷遺跡 148.八河原遺跡 149.西野遺跡 150.杉谷遺跡 151.高ノ畑遺跡 152.大切遺跡 153.上野野古墳 154.七瀬川遺跡 157.田辺遺跡 159.木原城跡 160.小林遺跡 161.新堀跡 164.新堀1号墳 165.新堀木1~3号墳

図 30 史跡綴喜古墳群周辺の遺跡地図(京都府自治体情報化推進協議会「遺跡マップ」より抜粋一部加筆)



図 31 国宝・十一面観音立像
(大御堂観音寺所蔵)



図 32 国指定名勝・酬恩庵庭園

表 4 市内指定文化財一覧 (令和 6 年 11 月時点)

	指定別	分類	種別	名称	所有者等	所在地	時代	指定年月日	
国	1	国宝	美術工芸品	彫刻	木心乾漆十一面観音立像	観音寺	青賢寺	奈良	(明治42年4月15日) 昭和28年3月31日
	2	重文	建造物	寺院	酬恩庵本堂	酬恩庵	新	室町	明治44年4月17日
	3	重文	建造物	寺院	酬恩庵方丈及び玄関・庫裏・庫司・浴室・鐘樓	酬恩庵	新	江戸	昭和46年6月22日
	4	重文	建造物	神社	佐牙神社本殿	佐牙神社	江戸	熊山	大正12年3月28日
	5	重文	建造物	神社	白山神社本殿	白山神社	宮ノ口	室町	大正12年3月28日
	6	重文	建造物	民家	澤井家住宅	澤井家	岡村	江戸	昭和50年6月23日
	7	重文	建造物	その他	法泉寺十三重塔	法泉寺	草内	鎌倉	大正5年5月24日
	8	重文	美術工芸品	絵画	一体和肉両像	酬恩庵	新	室町	明治40年5月27日
	9	重文	美術工芸品	彫刻	木造一体和肉坐像	酬恩庵	新	室町	大正2年4月14日
	10	重文	美術工芸品	彫刻	木造千手観音立像	寿宝寺	山本	平安	大正2年4月14日
	11	重文	美術工芸品	古文書	後醍醐天皇宸翰女房奉書	酬恩庵	新	室町	昭和52年6月11日
	12	重文	建造物	その他	極楽寺九重石塔	極楽寺	天王	室町	昭和8年12月14日
	13	重文	建造物	その他	白山神社石灯籠	白山神社	宮ノ口	室町	昭和13年10月10日
	14	史跡	史跡	古墳	羅高古墳群(大住車塚古墳・天理山古墳群・飯岡車塚古墳)	京田辺市ほか	大住、新、飯岡	古墳	(昭和49年6月11日) 令和4年11月10日
	15	名勝	名勝	庭園	酬恩庵庭園	酬恩庵	新	室町・江戸前	昭和26年6月19日
府	16	府指定	建造物	寺院	酬恩庵虎丘庵・総門・中門	酬恩庵	新	江戸	昭和63年4月15日
	17	府指定	美術工芸品	彫刻	木造牛頭天王立像	朱智神社	天王	平安	昭和61年4月15日
	18	府指定	美術工芸品	彫刻	木造十一面観音立像	法雲寺	宮ノ口	平安	平成元年4月14日
	19	府指定	美術工芸品	古文書	一体宗純関係資料	酬恩庵	新	室町	平成13年3月23日
	20	府指定	美術工芸品	考古資料	家形石棺(堀切6号横穴出土)	京田辺市	田辺	古墳後周	平成5年4月9日
	21	府指定	美術工芸品	絵画	絹本着色大比呂師像	酬恩庵	新	室町	平成30年3月23日
	22	府指定	美術工芸品	絵画	絹本着色一体宗純像	酬恩庵	新	室町	平成30年3月23日
	23	府指定	美術工芸品	絵画	絹本着色一体宗純像(朱太刀像)	酬恩庵	新	室町	平成30年3月23日
	24	府指定	美術工芸品	絵画	酬恩庵方丈障壁画 狩野探幽筆 43面 附 紙本墨画太湖石图 原在中筆 2面 紙本金地著色柳松图 2面	酬恩庵	新	江戸	令和6年3月29日
	25	府指定	史跡	集落跡	田辺天神山道跡	同志社	三山本	弥生	平成18年3月17日
	26	府指定	史跡	古墳	下司古墳群・大御堂裏山古墳	同志社	青賢寺	古墳	平成31年3月29日

指定別	分類	種別	名称	所有者等	所在地	時代	指定年月日	
27	府指定	無形民俗	宇治茶手もみ製茶技術	京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議			平成20年3月21日	
28	府登録	建造物	神社	天神社本殿	天神社	松井	江戸	昭和58年4月15日
29	府登録	建造物	神社	權倉孫神社本殿	權倉孫神社	田辺	桃山	昭和58年4月15日
30	府登録	建造物	神社	赤岡神社本殿	赤岡神社	草内	江戸	昭和58年4月15日
31	府登録	建造物	神社	朱智神社本殿	朱智神社	天王	江戸	昭和58年4月15日
32	府登録	建造物	神社	須賀神社本殿	須賀神社	打田	江戸	昭和59年4月14日
33	府登録	美術工芸品	彫刻	木造大足圓師坐像	無思庵	新	室町	昭和60年5月15日
34	府登録	美術工芸品	古文書	大徳寺文書	大徳寺	東	室町～昭和	昭和62年4月15日
35	府暫定登録	美術工芸品	彫刻	木造地蔵菩薩立像	大徳寺	東	桃山	令和6年3月29日
36	府暫定登録	美術工芸品	絵画	絹本着色釈迦十六菩薩像	無思庵	新	室町	平成29年9月25日
37	府暫定登録	美術工芸品	絵画	絹本着色色紙聖観	無思庵	新	室町	平成29年9月25日
38	府暫定登録	美術工芸品	絵画	絹本着色色紙聖観	無思庵	新	室町	平成29年9月25日
39	府暫定登録	美術工芸品	絵画	絹本着色松源宗師像 応仁三年一休宗純の賛がある	無思庵	新	室町	平成29年9月25日
40	府暫定登録	美術工芸品	絵画	絹本着色宗師妙超像 一休宗純の賛がある	無思庵	新	室町	平成29年9月25日
41	府暫定登録	美術工芸品	絵画	絹本着色宗師妙超像 寛正二年一休宗純の賛がある	無思庵	新	室町	平成29年9月25日
42	府暫定登録	美術工芸品	絵画	絹本着色龍和義尊像 一休宗純の賛がある	無思庵	新	室町	平成29年9月25日
43	府暫定登録	美術工芸品	絵画	絹本着色言外宗忠像 一休宗純の賛がある	無思庵	新	室町	平成29年9月25日
44	府暫定登録	美術工芸品	絵画	絹本着色華安宗景像 自賛がある	無思庵	新	室町	平成29年9月25日
45	府暫定登録	美術工芸品	絵画	絹本着色没輪師等像	無思庵	新	室町	平成29年9月25日
46	府暫定登録	史跡	跡地内	無思庵（一休寺）境内	無思庵	新		平成29年12月27日
47	府暫定登録	史跡	跡地内	朱智神社境内	朱智神社	天王		平成31年2月1日
48	府暫定登録	美術工芸品	考古資料	銅鏡（畑山1号墳出土）	京田辺市	田辺	古墳	平成30年3月23日
49	府暫定登録	美術工芸品	考古資料	銅土師（郷土塚4号墳出土）	京田辺市	田辺	古墳	平成30年3月23日
50	市指定	建造物	神社	天神社本殿	天神社	高木	江戸	令和3年3月1日
51	市指定	美術工芸品	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	極楽寺	天王	鎌倉	平成12年4月1日
52	市指定	美術工芸品	彫刻	木造大日如来坐像	大徳寺	東	鎌倉	平成12年4月1日
53	市指定	美術工芸品	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	教念寺	草内	平安	平成21年6月1日
54	市指定	美術工芸品	彫刻	木造阿弥陀如来及び阿闍梨像	寿命寺	興戸	平安	平成21年6月1日
55	市指定	美術工芸品	彫刻	木造阿弥陀如来立像	光相寺	南山西	平安	平成22年5月1日
56	市指定	美術工芸品	彫刻	木造十一面観音立像	法泉寺	草内	平安	平成22年5月1日
57	市指定	美術工芸品	彫刻	木造薬師如来立像	両讃寺	西八	平安	平成23年5月1日
58	市指定	美術工芸品	彫刻	木造降三世明王・金剛夜叉明王立像	寿宝寺	山本	平安	平成23年5月1日
59	市指定	美術工芸品	彫刻	木造不動明王立像	多々羅区	多々羅	鎌倉	平成24年5月1日
60	市指定	美術工芸品	彫刻	木造阿弥陀如来立像	西念寺	田辺	鎌倉	平成24年5月1日
61	市指定	美術工芸品	彫刻	木造聖観音坐像	末庭寺	松井	平安	平成26年4月1日
62	市指定	美術工芸品	彫刻	木造薬師如来及び阿闍梨像	甘南備寺	新	平安	平成26年4月1日
63	市指定	美術工芸品	彫刻	木造聖徳太子立像	寿宝寺	山本	鎌倉	令和6年2月1日
64	市指定	美術工芸品	古文書	松井家文書	個人蔵	松井	桃山～大正	令和4年4月1日
65	市指定	美術工芸品	考古資料	石押	山崎神社	山崎	縄文	平成5年4月1日
66	市指定	美術工芸品	考古資料	金環（山崎2号墳出土）	山崎神社	山崎	古墳後期	平成5年4月1日
67	市指定	美術工芸品	考古資料	武人鎧袖（堀切7号墳出土）	京田辺市	田辺	古墳後期	平成6年10月1日
68	市指定	無形民俗		大住準人舞	月談神社	西八		昭和50年12月19日
69	市指定	無形民俗		福徳神楽	權倉孫神社	田辺		昭和53年10月1日
70	市指定	無形民俗		明日講の神楽	白山神社	高ノ口		平成5年4月1日
71	市指定	無形民俗		山本の宮唄と節立	佐守神社御旅所	山本		平成6年10月1日
72	市指定	史跡	古墳	薬師山古墳	京田辺市	飯岡	古墳	平成5年4月1日
73	市指定	史跡	古墳	プロプロ山古墳	京田辺市	飯岡	古墳	平成5年4月1日
74	市指定	史跡	古墳	シオ1号墳（平塚）	京田辺市	天王	古墳	平成5年4月1日



図 33 市内指定文化財位置図(令和 6 年 11 月時点、国土地理院標準地図 一部加筆)

一部考古資料及び古文書については京田辺市等の公的機関にて保管しているため図示を省略した

第4節 社会的環境

(1) 人口

総人口の推移

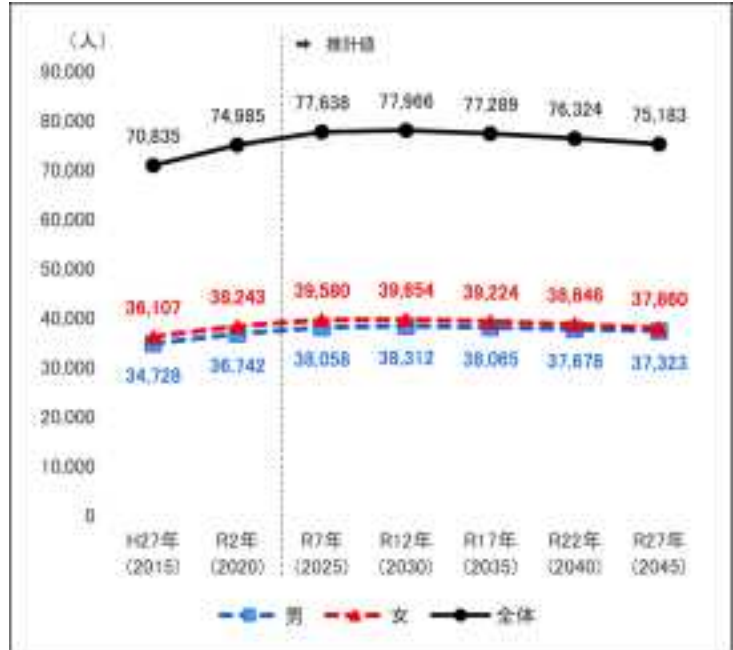
本市の人口は、昭和40(1965)年以降、北部地域における大規模な住宅地開発などにより急激に増加した。近年では、多くの市町村が人口減少に転じている中、本市は現在も増加傾向にある。

市の独自推計では、人口増は令和12(2030)年まで続き、約78,000人まで達した後、緩やかに減少すると想定している。

年齢構成別人口の推移

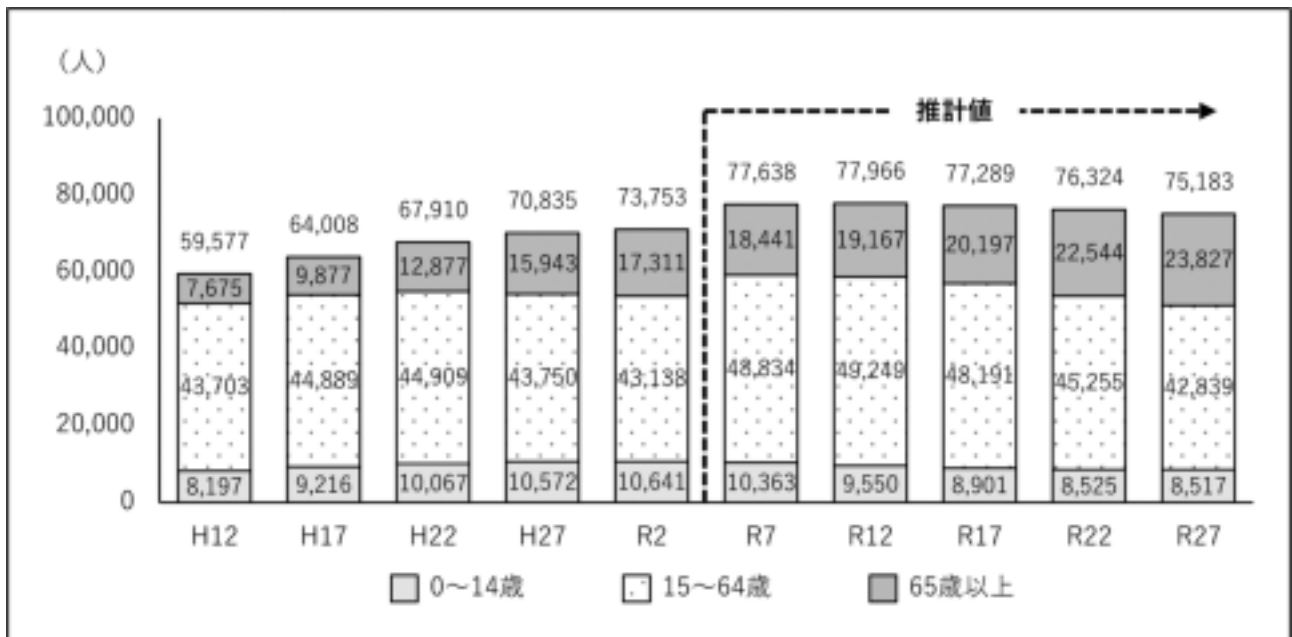
年少人口は、田辺町合併前年にあたる昭和25(1950)年から昭和40(1965)年までは漸減、以降は1970年代の「団塊ジュニア世代」の誕生により増加し、昭和60(1985)年にピークを迎えたが、その後は再び減少に向かった。平成7(1995)年からは増加に転じたものの、平成17(2005)年には老年人口を下回った。

表5 総人口の推移



資料：『第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略』

表6 年齢3区分人口の推移



資料：総務省「国勢調査」、京田辺市『第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略』

生産年齢人口は、昭和 40(1965)年から平成 12(2000)年まで急激に増加し続け、その後は緩やかな増加となり平成 22(2010)年にピークを迎え、平成 27(2015)年には減少に転じた。しかし、令和 7(2025)年に増加に転じ、令和 12(2030)年まで再び増加すると想定している。

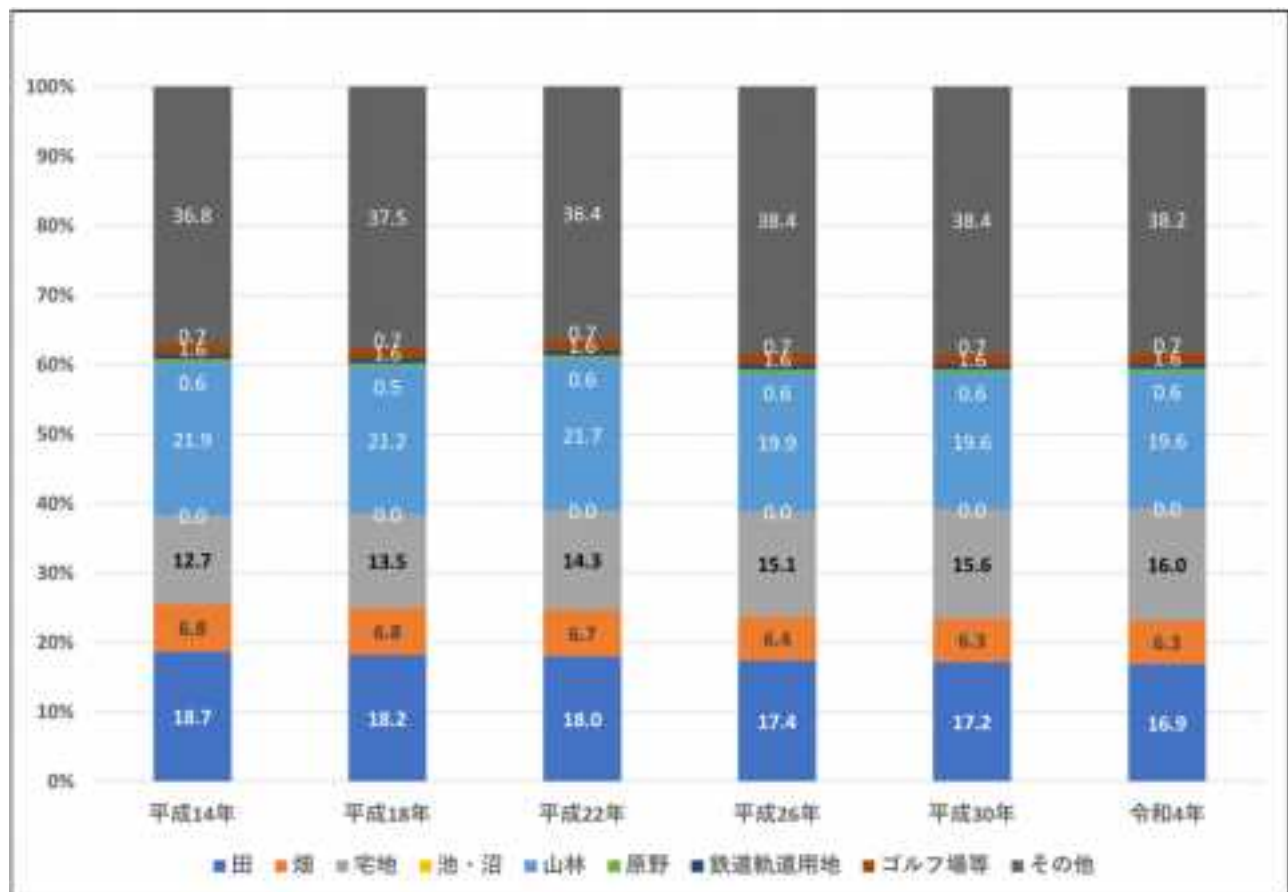
老年人口は、昭和 30(1955)年以降、増加の一途をたどっており、その増加率は近年高くなっている。しかし、高齢社会(老年人口比率 14～21%)に入ったのは、全国より遅い平成 17(2005)年(全国は平成 7(1995)年)となっている。

(2) 土地利用

本市の総面積は約 4,292ha であり、土地利用別の面積としては田畑などの農地が全体の 23.2%を占め、次いで山林が 19.6%、宅地が 16.0%である。平成 14(2002)年と令和 4(2022)年の土地利用状況を比較すると農地が 2.3 ポイント、山林も 2.3 ポイント減少しており、反面宅地は 3.3 ポイント増加しており世帯数の増加を反映している。

史跡指定地の周辺の土地利用については、大住車塚古墳の周辺は田畑であるが、天理山古墳群の周辺は住宅地となっており、飯岡車塚古墳は住宅地が一部隣接している。

表 7 土地利用の変化



資料：京田辺市『京田辺市統計書(平成 14 年度～令和 4 年度版)』

表 8 土地利用状況の推移

	田	畑	宅地	池・沼	山林	原野	鉄道軌道	ゴルフ場	その他	合計(ha)
平成 14 年	805	292	547	1	942	26	30	70	1,581	4,294
平成 18 年	783	290	578	1	909	23	29	70	1,611	4,294
平成 22 年	774	286	615	1	932	26	29	70	1,561	4,294
平成 26 年	748	273	648	1	853	25	29	70	1,647	4,294
平成 30 年	740	270	669	1	841	25	29	70	1,647	4,292
令和 4 年	727	269	688	1	843	25	29	70	1,640	4,292

資料：京田辺市『京田辺市統計書(平成 14 年度～令和 4 年度版)』

(3) 産業

本市の農業は、玉露やなす、たけのこ、「京のブランド産品」の認証を受けたえびいもといった全国でも高い人気を誇る特産品があり、特産品のブランド化や品質向上の支援などを通じて農業の活性化を図っている。

商工業については、企業間交流の促進や高速道路ネットワークのハブ的な立地、関西文化学術研究都市の特色を生かした産学連携による新産業創出など持続的に産業が発展できる環境整備により安定した雇用の確保に努め、産業の活性化を図っている。

観光では、「お茶の京都」の取組みや温浴施設開業などで、観光入込客数が順調に増えている。歴史・文化資源や京田辺玉露などの市特産品を生かした魅力ある観光振興を図るとともに、広域観光ネットワークの形成と、参加・体験型観光の充実など、新たな観光資源づくりや京田辺の魅力のPRを進めている。



図 34 えびいも



図 35 飯岡の茶畑

第3章 史跡綴喜古墳群の概要

第1節 指定に至る経緯

綴喜古墳群の八幡西車塚古墳、飯岡車塚古墳は、江戸時代の地誌に記載が認められ、地元住民からは上代の墳墓として認識されてきた。

しかし、京都、大阪といった大都市近郊に位置する当地域は、近代から現代にかけて開発圧が強く、明治、大正時代の開墾や高度経済成長期の宅地開発などによって多くの古墳が削平され、現存する古墳も墳丘が一部削られるなどの影響を受けた。

その後、平成10年代から令和のはじめにかけて、天理山古墳群が所在する丘陵の開発計画が立てられた。酬恩庵一休寺にも隣接するこの丘陵を保護するため、地元のNPO法人「一休酬恩会」は、平成19(2007)年に景観保全を目的とした署名活動を展開し、平成23(2011)年には景観買い取り基金を設立しナショナル・トラスト運動を展開した。この運動は、丘陵の保全を広く市民に訴えかけることとなった。

本市が令和3(2021)年に実施した天理山古墳群の試掘調査で、それまで6世紀に位置づけられていた同古墳群が、4世紀中葉の前方後方墳1基と4世紀後葉の前方後円墳2基から構成されることが判明した。綴喜古墳群の歴史的重要性を改めて示す調査成果である。この調査成果を受けて、本市は同古墳群を保存する方針を打ち立てた。

綴喜古墳群で最大の前方後円墳である八幡西車塚古墳は、後円部が史跡石清水八幡宮境内の一部として保護されてきたが、前方部は未指定の状態であった。令和3(2021)年に前方部及び墳丘隣接地で開発の計画が立てられ、保護のための施策が必要となった。

また、他の未指定の古墳については、これまで各所有者が管理して現在に至っているが、所有者の高齢化が進んで世代交代期に入り、保存の転機を迎えている。

こうした経緯のなかで、綴喜古墳群を構成する古墳について一体的な保存が必要となったため、京都府教育委員会は令和3(2021)年10月に有識者から構成される「木津川左岸首長墓群調査専門家会議」を設置し、10月26日、12月10日に会議を開催した。

会議では、綴喜古墳群の位置と構成、地形・地質の特徴を検討するとともに、古墳編年における位置づけを行い、造墓活動は古墳時代前期後葉から中期前葉前半をピークとし、中期前葉後半を最後に大型古墳の造営が終了することを確認した。また、綴喜古墳群の範囲設定が妥当で、完結したひとつのまとまりであることを確認した。そして、綴喜古墳群の特徴から同古墳群の有する本質的な価値を抽出した。

会議での検討を踏まえ、綴喜古墳群のうち、既指定の大住車塚古墳を含む条件の整った八幡西車塚古墳、天理山古墳



図36 天理山3号墳北側くびれ部
墳輪列検出状況(西から)

群、飯岡車塚古墳について、京都府教育委員会において史跡指定の意見具申を行うこととなった。

第 2 節 指定の状況

(1) 史跡指定告示

文部科学省告示第 143 号(当該部分抜粋)

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 11 月 10 日

文部科学大臣 永岡桂子

上 欄		中 欄		下 欄
名 称	関係告示	所 在 地	地 域	名 称
大住車塚古墳	昭和 49 年 文部省告示 第 107 号	八幡西車塚 古墳 天理山古墳 群 飯岡車塚古 墳 京都府八幡 市八幡大芝 同 京田辺 市新山垣外 同 京田辺 市新里ノ内 同 京田辺 市新小欠 同 京田辺 市飯岡西原	17 番、19 番 1、19 番 2、33 番 1 番 3 のうち実測 9532.24 平方メートル、1 番 8 のうち 実測 25748.40 平方メートル 108 番 14、108 番 15 27 番 2、29 番 1 のうち実測 135.38 平方メートル、29 番 2 のうち実測 1853.80 平方メートル、31 番 8 番 1、8 番 3 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについ ては、地域に関する実測図を京都府文化財担当部局及び 京田辺市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	綴喜古墳群 大住車塚 古墳 八幡西車 塚古墳 天理山古 墳群 飯岡車塚 古墳

種別：史跡

内容は官報告示の表記のまま。ただし横書きに編集。

名称：(旧名称)大住車塚古墳

(新名称)綴喜古墳群

大住車塚古墳

八幡西車塚古墳

天理山古墳群

飯岡車塚古墳

指定基準：二 貝塚・集落跡・古墳その他この類の遺跡

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号、平成 7 年 3 月 6 日一部改正文部省告示第 24 号)による。

所在地：(既指定)京都府京田辺市大住八王寺 14 番 外 9 筆

(新指定)京都府八幡市八幡大芝 17 番 外 3 筆

京都府京田辺市薪山垣外 1 番 3 外 9 筆

指定方法：地番指定

指定面積：57,131.26 m² 1

管理団体：京田辺市(令和 5 年 3 月 16 日文化庁告示第 5 号) 2

(1 は、史跡綴喜古墳群全体の面積。 2 は、史跡綴喜古墳群のうち京田辺市域分のみ。)

(2) 指定説明文

既指定時の説明文(昭和 49 年 6 月 11 日告示)

大住車塚古墳

南山城、木津川西岸のゆるやかに傾斜する水田地帯にある前方後方墳。全長約 65 メートル、後方部の幅約 35 メートル、西北に向いた前方部の幅約 18 メートル。周囲には、濠のめぐった痕跡があり、その外周は幅約 60 メートル、長さ約 100 メートルの長方形を呈している。墳丘部には、墓石が確認されている。主体部は未調査である。

文化庁監修『月刊文化財』(昭和 49 年 5 月号)より

新指定時の説明文(令和 4 年 11 月 10 日告示)

綴喜古墳群

大住車塚古墳

八幡西車塚古墳

天理山古墳群

飯岡車塚古墳

生駒山地の東斜面にあたる八幡丘陵と田辺丘陵、その南東部にある独立丘陵である飯岡丘陵には、4 世紀中頃から 5 世紀初頭にかけて築造された 10 数基の大型前方後円墳及び前方後方墳と大型の円墳、方墳が分布する。木津川左岸の旧綴喜郡内に分布するこれらの古墳は、共通する規範が認められるなど、一体的にとらえることができる。これらを綴喜古墳群と呼称する。

綴喜郡内の一部の古墳は、『山城志』や『山州名跡志』などの江戸時代の地誌にも記載されており、

明治から大正にかけていくつかの古墳の発掘調査が行われている。明治 35 年(1902)には飯岡車塚古墳後円部から車輪石 4 点、石釧 24 点等が出土し、大正年間(1912～26)に梅原末治がそれらの調査を実施した。また、大正年間には京都府史蹟調査会により美濃山王塚古墳や大住車塚古墳、大住南塚古墳の調査が行われている。昭和 45 年(1970)には京都府教育委員会が大住車塚古墳の測量調査を実施し、その成果をもとに昭和 49 年に同古墳が史跡に指定された。

綴喜古墳群で現存する主な古墳には、古墳群内でも最も北に所在する墳長約 90 メートルの前方後円墳で銅鏡や石釧、甲冑等が出土した石不動古墳、墳長約 120 メートルの群内最大の前方後円墳で銅鏡 5 面、鋏形石 2 点、車輪石 10 点等が出土した八幡西車塚古墳、墳長約 52 メートルの方墳であるヒル塚古墳、墳長 76 メートルの帆立貝式前方後円墳で銅鏡や甲冑・武具等が出土した美濃山王塚古墳、墳長約 66 メートルの前方後方墳である大住車塚古墳と、それに隣接して築造された墳長約 71 メートルの大住南塚古墳、墳長約 87 メートルの前方後円墳で車輪石や石釧等が出土した飯岡車塚古墳、直径 60 メートルの円墳であるゴロゴロ山古墳などがある。

これらの古墳が分布する範囲は南北約 11.5 キロメートルに及ぶが、古墳時代前期後半から中期前半にかけての限られた時期に集中して築造されていること、埋葬施設の内容が判明しているものは、主軸が東西方向となるものが多いこと、猪名川流域で産出した石材を竪穴式石室に用いることなど、古墳群として一定の規範を共有している。また、副葬品として中国製の銅鏡や希少な朝鮮半島系の武器・武具類が多く認められるなどもその特徴として指摘できることから、相互に強い関連性をもつ古墳群として把握することができる。

令和 3 年(2021)、綴喜古墳群の東部の天理山古墳群が所在する丘陵で開発事業が計画された。天理山古墳群は、それまでは古墳時代中期から後期の 4 基の円墳で構成される古墳群とされていたが、この開発事業に先立ち京田辺市が行った部分的な発掘調査により、前方後円墳 2 基、前方後方墳 1 基からなることが明らかとなった。そして、引き続き行われた発掘調査の結果、1 号墳は古墳時代前期後半から末築造の墳長約 57 メートルの前方後円墳、3 号墳は前期後半から末築造の墳長 81 メートルの前方後円墳、4 号墳は前期後半築造の墳長約 42 メートルの前方後方墳であることが明らかになった。また、3 号墳では葺石と埴輪列が確認されている。

この発掘調査の結果、天理山古墳群は旧綴喜郡内に集中的に古墳が築造された時期に、綴喜古墳群の中でも大型の前方後円墳、前方後方墳の空白地帯であった大住南塚古墳、大住車塚古墳と飯岡車塚古墳との間に築かれたことが明らかになった。また、綴喜古墳群内における古墳の築造は、前期後半に八幡西車塚古墳、大住南塚古墳、天理山 4 号墳、飯岡車塚古墳が築造され、前期後半から末頃にかけて大住車塚古墳、天理山 1 号墳、天理山 3 号墳が、中期初頭から前葉にかけて石不動古墳と美濃山王塚古墳が築造された可能性が高く、各時期において一定の間隔を保ちながら大型の前方後円墳、前方後方墳が築造されたと考えられる。

古墳時代前期後半は日本列島最大規模の前方後円墳を含む古墳群が、奈良盆地東南部の大和古墳群から奈良盆地北部の佐紀古墳群へと移動する時期にあたる。そして、その要因として奈良盆地北部から木津川、淀川を經由して瀬戸内海へと繋がるルート的重要性が増した可能性が指摘されている。木津川沿いに展開する綴喜古墳群の築造は、佐紀古墳群の築造時期にほぼ重なっており、大王墓を含む古墳群の動向との関連性が認められる。このように綴喜古墳群は、大王墓の移動にみられる王権中枢の動向が地域首長に及ぼした影響を、ヤマト政権直近の地において明瞭に示しており、当時の政治的、

社会的な情勢を考える上で重要である。よってすでに指定されている大住車塚古墳に加えて、条件の整った八幡西車塚古墳、天理山古墳群、飯岡車塚古墳を追加指定するとともに、名称を「綴喜古墳群」に変更し、保護の万全を図るものである。

文化庁監修『月刊文化財』(令和4年9月号)より

令和6年10月11日付け告示(文部科学省告示第146号)により、八幡西車塚古墳の一部(八幡市八幡大芝18番)が追加指定され、令和7年2月現在の史跡綴喜古墳群の面積は57,226.26㎡である。

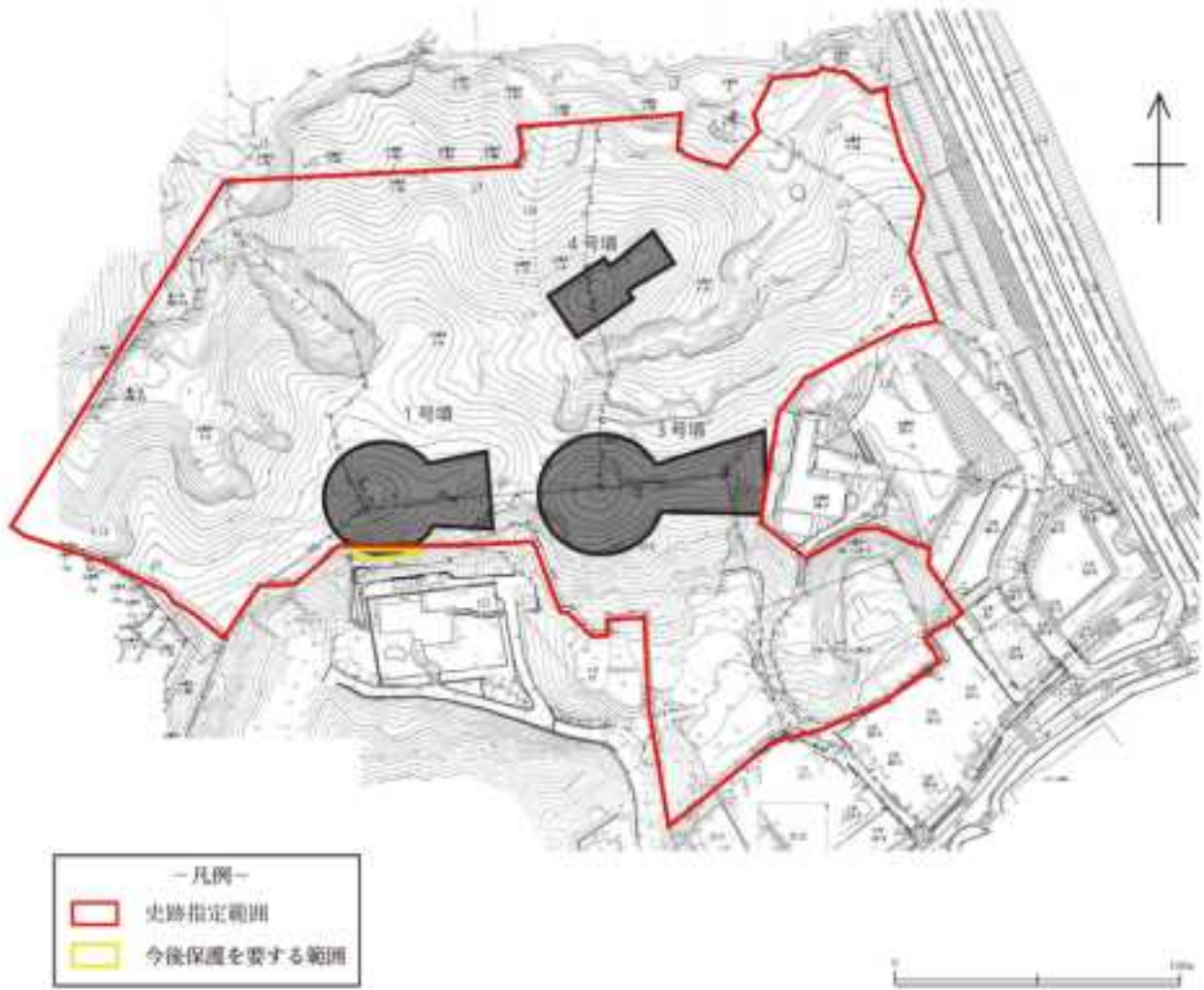


図 38 天理山古墳群 史跡指定範囲

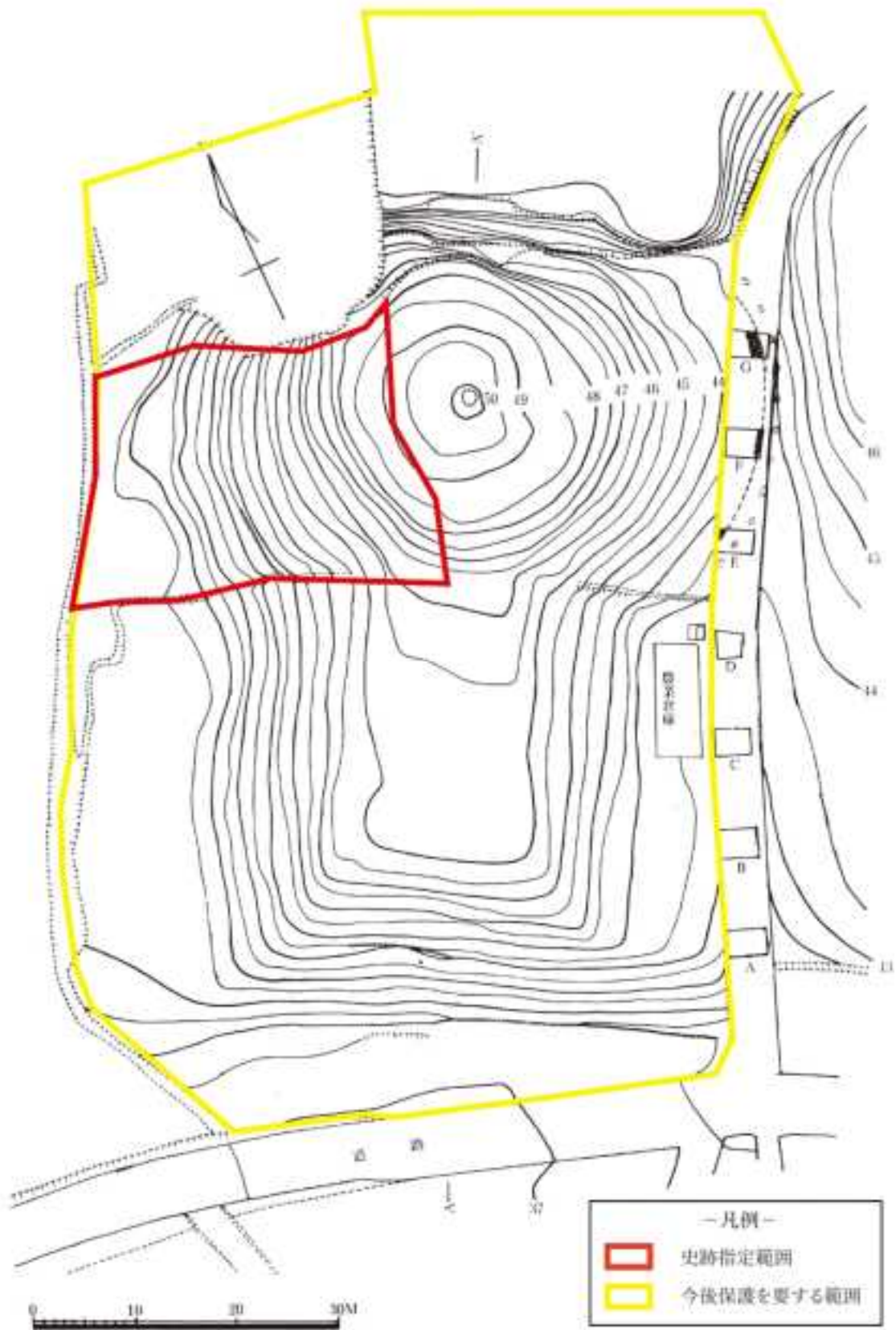


図 39 飯岡車塚古墳 史跡指定範囲

第3節 土地の状況

史跡綴喜古墳群の指定地面積は57,226.26㎡である。そのうち京田辺市域分の面積は51,177.41㎡で、市有地が50,418.41㎡(大住車塚古墳、天理山古墳群)、民有地が759.00㎡(飯岡車塚古墳)となっている。また、地目別面積は田3,359.00㎡(6.56%)、山林46,763.44㎡(91.38%)、宅地894.59㎡(1.75%)、公衆用道路135.38㎡(0.26%)、雑種地25.00㎡(0.05%)である。

表9 史跡綴喜古墳群地籍一覧表

大住車塚古墳

地番		地目	面積(㎡)	所有区分	備考
大住八王寺	14番	田	732.00	市有地	
大住八王寺	15番	山林	1,777.00	市有地	
大住八王寺	17番	田	358.00	市有地	
大住八王寺	17番1	田	768.00	市有地	
大住八王寺	17番2	雑種地	25.00	市有地	
大住八王寺	17番4	田	50.00	市有地	
大住八王寺	19番1	田	1,043.00	市有地	
大住八王寺	19番2	田	365.00	市有地	
大住八王寺	19番3	田	1.00	市有地	
大住八王寺	21番1	田	42.00	市有地	
合 計			5,161.00		

天理山古墳群

地番		地目	面積(㎡)	所有区分	備考
薪山垣外	1番152	山林	9,532.24	市有地	旧1番3のうちの一部
薪山垣外	1番153,154	山林	25,748.40	市有地	旧1番8のうちの一部
薪里ノ内	108番14	山林	341.00	市有地	
薪里ノ内	108番15	山林	28.00	市有地	
薪小欠	27番2	山林	6,724.00	市有地	
薪小欠	29番3	公衆用道路	135.38	市有地	旧29番1のうちの一部
薪小欠	29番4	山林	1,853.80	市有地	旧29番2のうちの一部
薪小欠	31番	宅地	894.59	市有地	
合 計			45,257.41		一部分筆により変更

飯岡車塚古墳

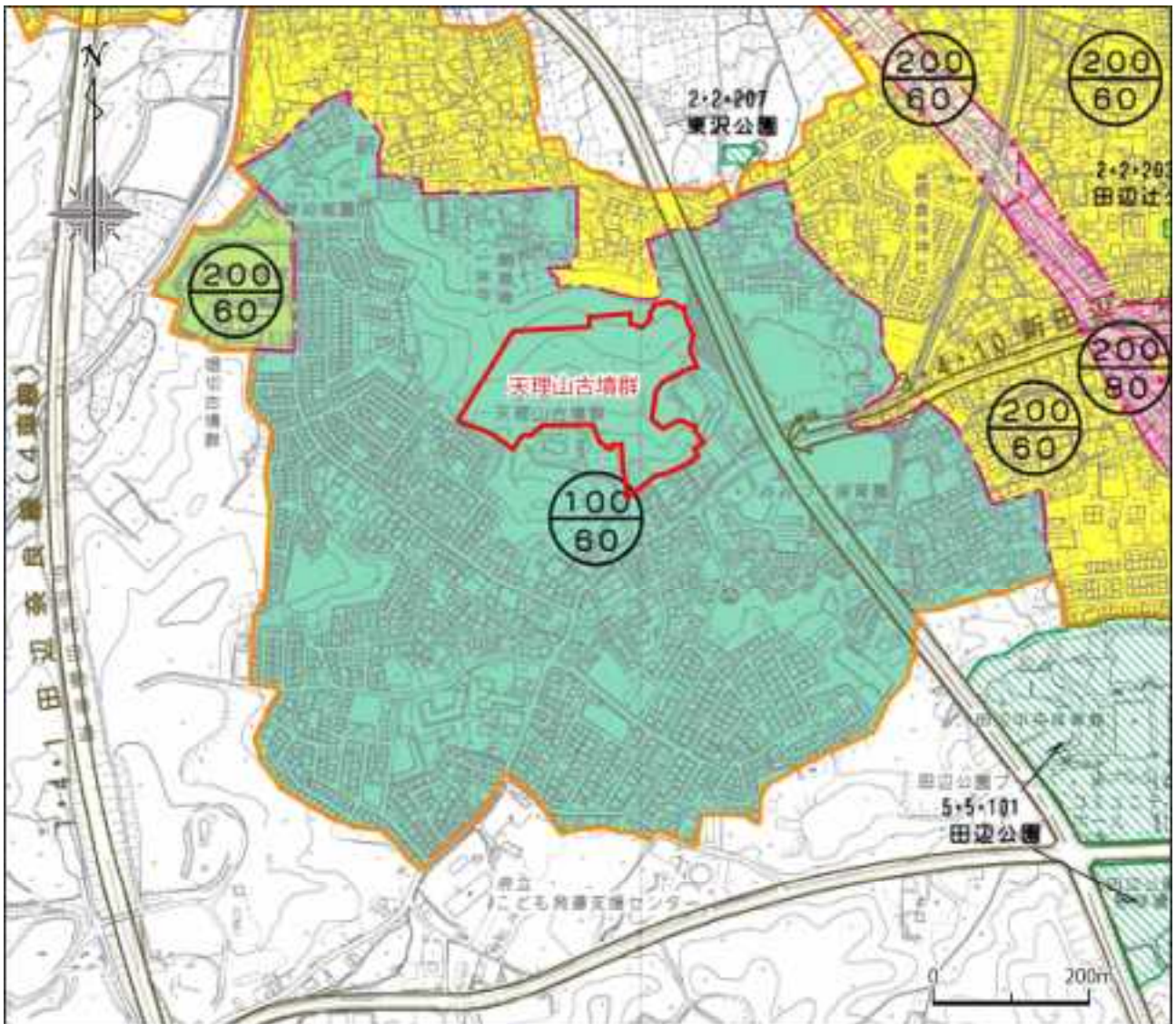
地番		地目	面積(㎡)	所有区分	備考
飯岡西原	8番1	山林	462.00	民有地	
飯岡西原	8番3	山林	297.00	民有地	
合 計			759.00		

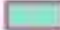







第4節 各種法令による位置づけ

史跡綴喜古墳群における関連の法規制については下記表のとおりである。

表10 関係法令一覧

法規制の種類		内 容	所管
文化財保護法		綴喜古墳群は令和4年11月10日に史跡に指定されており、 史跡範囲内における現状変更は文化庁長官の許可が必要 である。	文化庁
都市計画法		史跡範囲内における都市計画区域内の地域、地区又は街区は下記のとおりである。 天理山古墳群は、用途地域の 第1種低層住居専用地域 に該当する。また、都市緑地法に基づく 特別緑地保全地区の指定を検討する 。 大住車塚古墳は、南東に面する土地が 都市計画道路予定地 となっている。 大住車塚古墳及び飯岡車塚古墳は 市街化調整区域 に所在している。	国土交通省
土砂災害対策に関する法律等	砂防法	史跡範囲内及び隣接地では、砂防指定地に 該当する箇所は無い 。	
	土砂災害防止法	天理山古墳群の史跡範囲内及び隣接地に 土砂災害警戒区域(土石流・急傾斜の崩壊)及び土砂災害特別警戒区域(土石流・急傾斜地の崩壊)の指定箇所がある 。	
	土砂災害危険箇所	史跡範囲内及び隣接地では、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所に 該当する箇所が無い 。	
	地すべり等防止法	史跡範囲内及び隣接地では、地すべり防止区域の 該当箇所は無い 。	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	史跡範囲内及び隣接地では、急傾斜地崩壊危険区域の 該当箇所は無い 。	
農業振興地域の整備に関する法律(農振法)		史跡範囲内には 該当箇所は無い 。	農林水産省
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		天理山古墳群の史跡範囲内及び隣接地は「 甘南備山鳥獣保護区 」に指定されている。また、大住車塚古墳及び飯岡車塚古墳の史跡範囲内及び隣接地は「 京田辺特定猟具使用禁止区域(銃) 」に指定されている。	環境省
都市緑地法		天理山古墳群については、 特別緑地保全地区の指定を検討する 。	国土交通省
京都府文化財保護条例		天理山古墳群の隣接地は、 酬恩庵文化財環境保全地区に指定されている 。	京都府
京都府景観条例		史跡範囲内及び隣接地には、京都府景観条例に基づく京都府景観計画における 景観計画区域に指定された箇所はない 。ただし、飯岡車塚古墳の所在地は、 京都府景観資産登録地区「玉露の郷・京田辺飯岡～丘陵地に広がる覆下茶園と集落の景観～」 に登録されている。	京都府



- | | | | |
|--|---|---|--|
|  第一種低層住居専用地域 |  近隣商業地区 |  第一種住居地域 |  市街化区域 |
|  第一種中高層住居専用地域 |  第二種住居地域 |  都市計画公園 |  史跡指定範囲 |

※ 以外は市街化調整区域

図 40 都市計画図(用途地域)〔天理山古墳群〕

(京田辺市都市計画を使用、一部加筆)



図 42 天理山古墳群 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
 (国土交通省国土地理院の航空レーザ測量データを使用し作成)

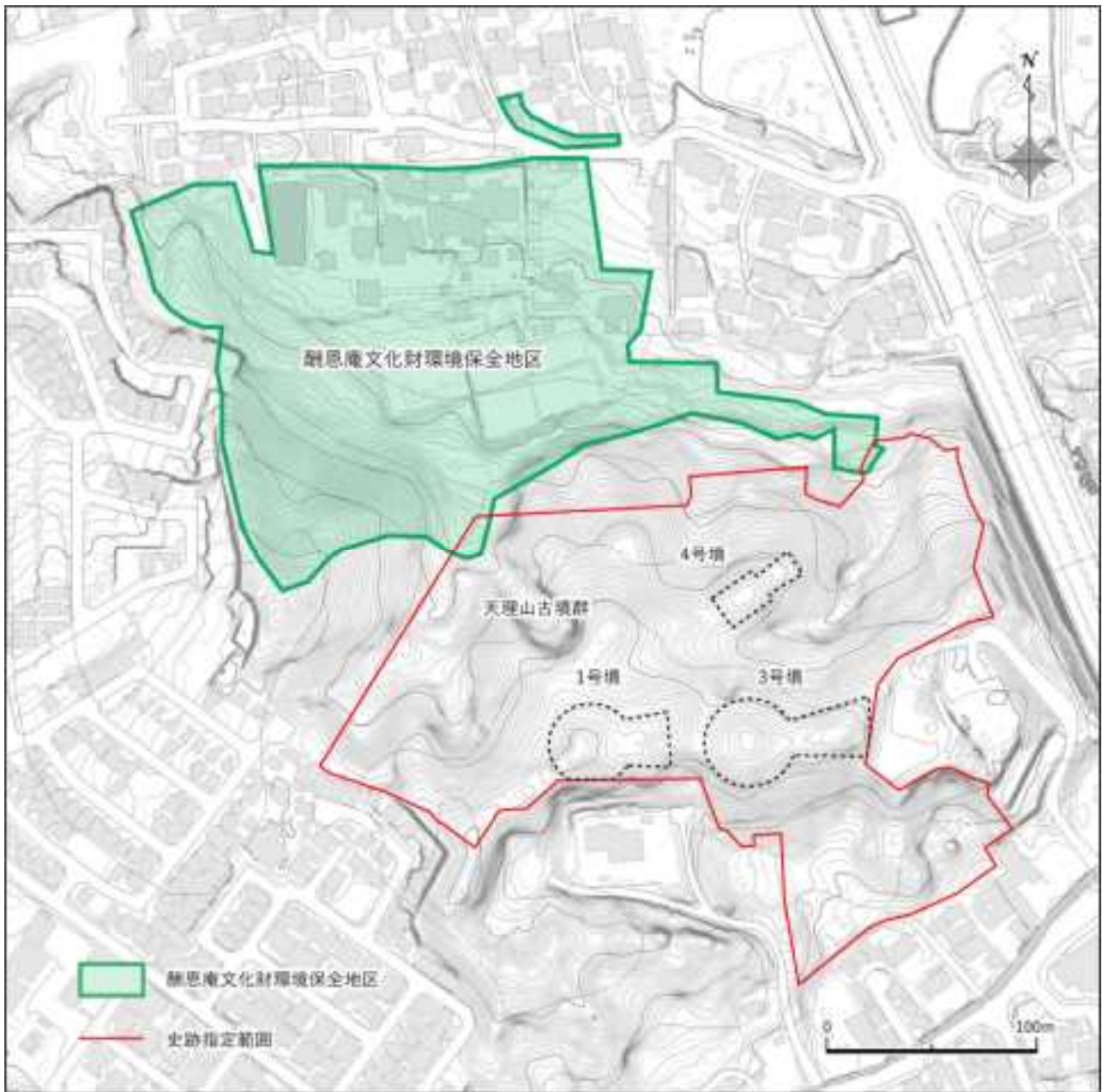


図 43 酬恩庵文化財環境保全地区
 (国土交通省国土地理院の航空レーザ測量データを使用し作成)

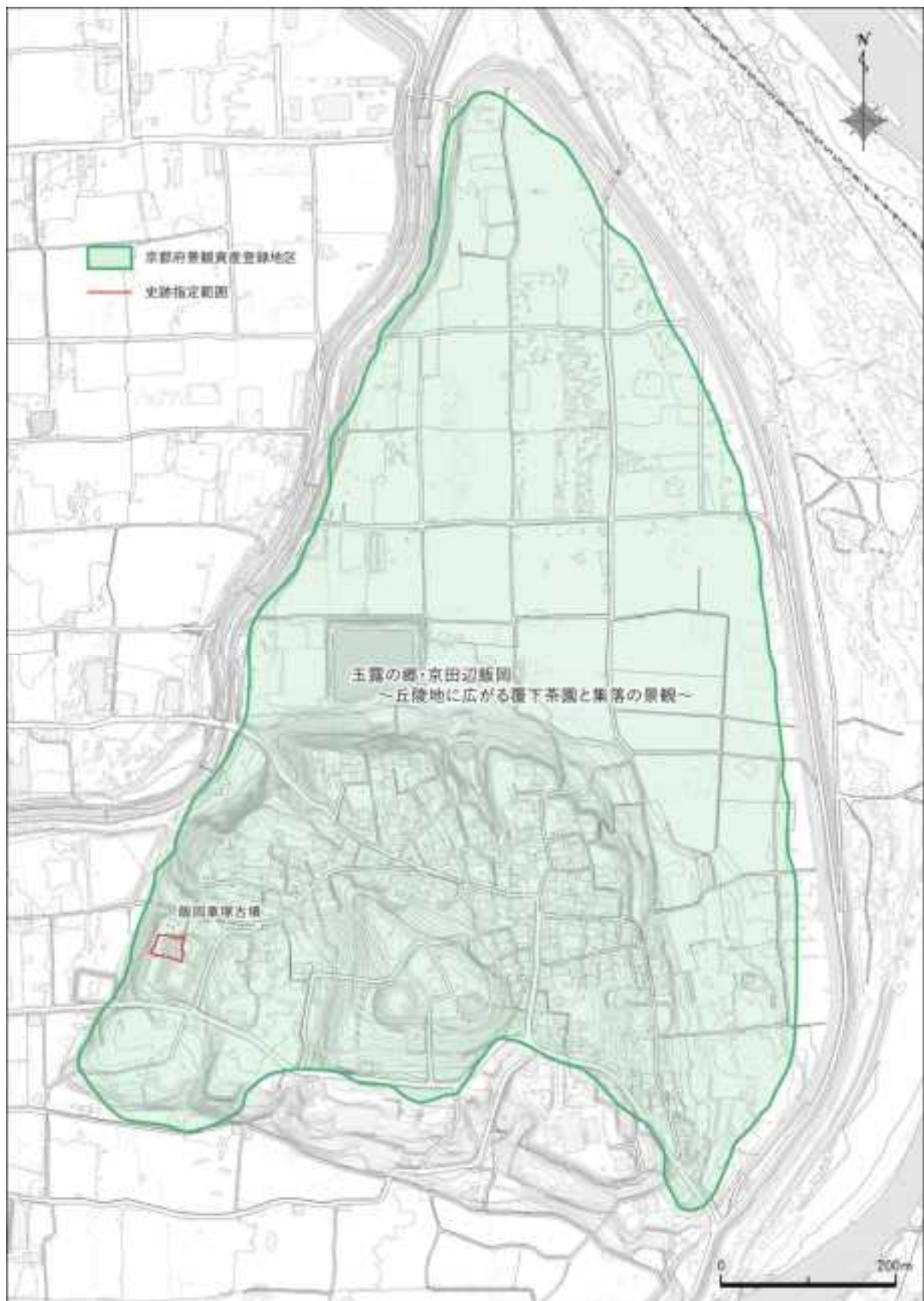


図 44 京都府景観資産登録地区(参考資料：京都府景観資産登録地区保存活用計画書)
(国土交通省国土地理院の航空レーザ測量データを使用し作成)

第5節 史跡綴喜古墳群の概要

大住車塚古墳

立地 緩傾斜地 標高 28m 現況 完存

墳形 前方後方墳 周溝 あり

後方部段築 不明 前方部段築 不明

墳長 66m

外表施設 葺石 埴輪

埋葬施設 竪穴式石室または粘土槨か

主な副葬品 不明

概要 大住車塚古墳は標高 28mの緩傾斜地に立地する前方後方墳である。昭和 49(1974)年 6月 11日に国史跡として指定(文部省告示第 107号)され、現在は市有地である。別名チコンジ山(智光寺山)古墳とも呼ばれる。大住車塚古墳から南西約 65mの地点に、大住南塚古墳が位置している。また大住車塚古墳の南東側には姫塚古墳(円墳)があり、陪塚とみられている。

調査経過 大正 11(1922)年、京都府史蹟勝地調査会が現地踏査を行った。その報告では葺石を有する前方後円墳であると認識されていたが(梅原 1922)、昭和 45(1970)年に改めて京都府教育委員会によって測量調査が実施された。測量図を基に龍谷大学が昭和 47(1972)年に報告を行い、墳丘長 66mの前方後方墳と位置付けた(万波 1972)。その後調査は行われていないが、平成 18(2006)年に前方部墳頂で埴輪片が採集されている。

墳丘の形態・外表施設 大住車塚古墳は墳丘長 66m、前方部幅 18m、後方部一辺 30m、前方部の高さ 1.5m、後方部の高さ 4.5mを測る。

歴史的価値 南東に位置する大住南塚古墳と同規模の前方後方墳であり、2基が並列する前方後方墳として非常に貴重である。



図 45 大住車塚古墳測量図



図 46 大住車塚古墳 現況(南から)

天理山 1 号墳

立地 丘陵 標高 92m 現況 完存
 墳形 前方後円墳 周溝 なし 段築 あり
 墳長 57m

外表施設 埴輪

埋葬施設 伝 粘土槨

主な副葬品 不明

概要 天理山古墳群は国指定名勝庭園を有する
 酬恩庵一休寺の裏山に所在する古墳群である。
 古墳群は 3 基の古墳で構成されており、そのう
 ち天理山 1 号墳は標高 92m に位置する前方後円
 墳である。敷地内は山林や竹林で覆われている。
 丘陵の周辺は近年の宅地造成により開発が進ん
 でいる。天理山 1 号墳は、天理山 3 号墳と同一
 丘陵に位置しており、天理山古墳群の中でもっ
 とも高い場所に位置している。後円部西側は攪
 乱を受けており、土砂掘削によるものと推測さ
 れる。

調査経過 天理山古墳群は、昭和 31(1956)～
 34(1959)年に田辺郷土史会によって行われた分
 布調査により確認された。その際 1 号墳からは
 「3 型式の須恵器高杯の破片と円筒埴輪の一部
 分」が採取されたとの記述がみられる(田辺郷土
 史会編 1956)。その後京都府教育委員会によっ
 て昭和 36(1961)年に行われた分布調査で、1 号
 墳の墳頂には浅い窪みがみられ、後円部の削平を
 受けている断面には粘土槨が露出
 しているとの記述がある。令和
 3(2021)年、宅地造成計画により本
 市が試掘調査を実施し、前方後円
 墳であることが明らかになった
 (京田辺市編 2022)。

墳丘の形態・外表施設 天理山 1
 号墳は墳丘長 57m、後円部直径
 38.6m、最大高 5m を測り、地山を
 削り出して造られた古墳である。
 甕石や転落石を検出していないこ

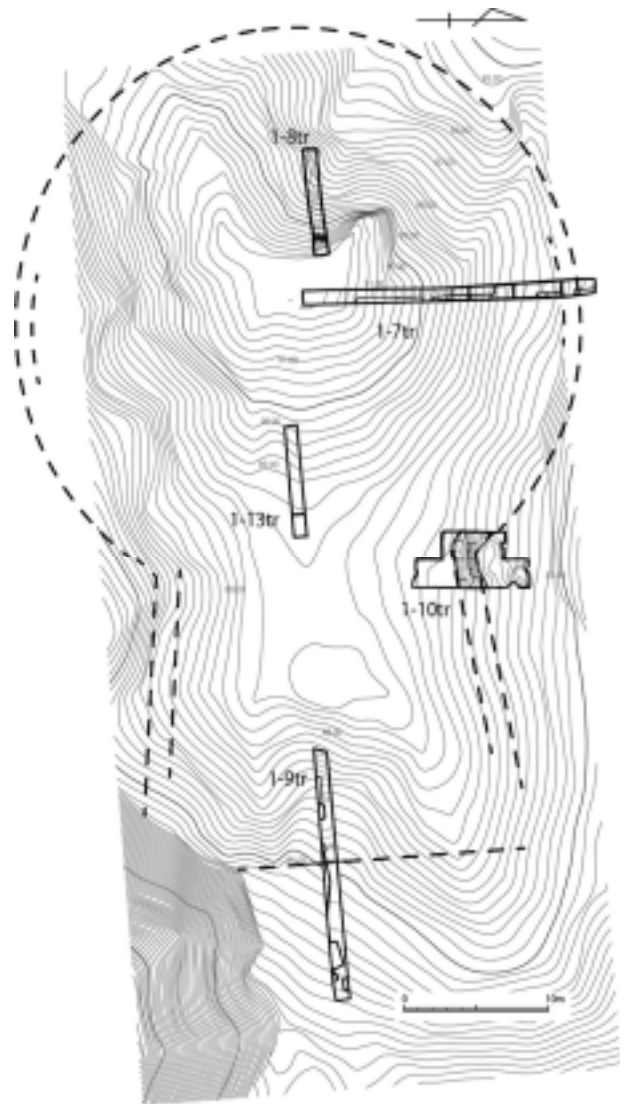


図 47 天理山 1 号墳測量図

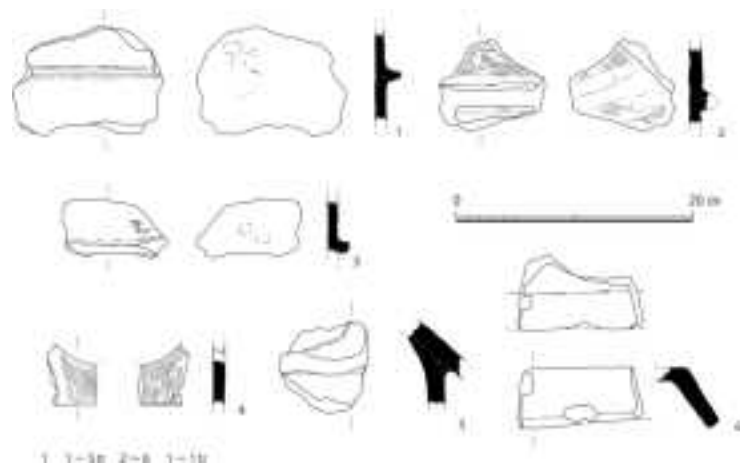


図 48 天理山 1 号墳出土埴輪

とから、もとより葺石は施していなかったと考えられる。墳丘からは円筒埴輪と形象埴輪(家形埴輪)の破片が出土しているが数量は少なく、墳頂にのみ埴輪を樹立していた可能性が高い。

歴史的価値 天理山1号墳は京都盆地や木津川を一望できる丘陵の最高所に築造されており、天理山古墳群の中でももっとも標高の高い位置に築造されている。東側には葺石と埴輪列を有する天理山3号墳が位置しており、その立地から双方は深い関係にあると考えられる。

天理山3号墳

立地 丘陵 標高86m 現況 完存

墳形 前方後円墳 周溝 なし 段築 3段か

墳長 82m

外表施設 葺石 埴輪

埋葬施設 不明

主な副葬品 不明

概要 天理山3号墳は標高86mに位置する前方後円墳であり、天理山1号墳の東隣に位置している。墳丘は一部形が崩れているが、比較的良好に遺存している。

墳丘の形態・外表施設 天理山3号墳は墳丘長82m、後円部直径42m、最大高7.6mの規模を有する前方後円墳である。丘陵の地山を削り出した上に盛土を施して造られており、外表施設として葺石および埴輪列を有している。基底石は長辺約30cmで、長軸を横向きに配置している。葺石は約15cmであり、古墳の斜面と平坦面に施されている。埴輪列は墳丘北側のくびれ部平坦面で検出した。令和3年度の調査では、後円部側に4本、くびれ部に1本、前方部に1本の円筒埴輪列を検出している。埴輪は直径が約40cmを測り、0.8~1mの間隔で樹立されている。くびれ部付近には朝顔形埴輪の破片が出土していることから、くびれ部には朝顔形埴輪を樹立していたと考えられる。また前方部北側裾付近から埴輪棺を1基検出している。

歴史的価値 外表施設や時期が判明している事例として貴重である。天理山古墳群の周辺では以前から後期古墳が多く知られていたが、今回新たに前方後円墳が存在することが判明した。飯岡車塚古墳を除き、墳丘長70mを超える古墳は確認されていなかったが、天理山3号墳が新たに発見され、木津川左岸の有力首長墓系譜をたどるにあたり非常に重要である。また後円部墳頂には盗掘や陥没とみられる痕跡がなく、主体部が遺存している可能性がある。

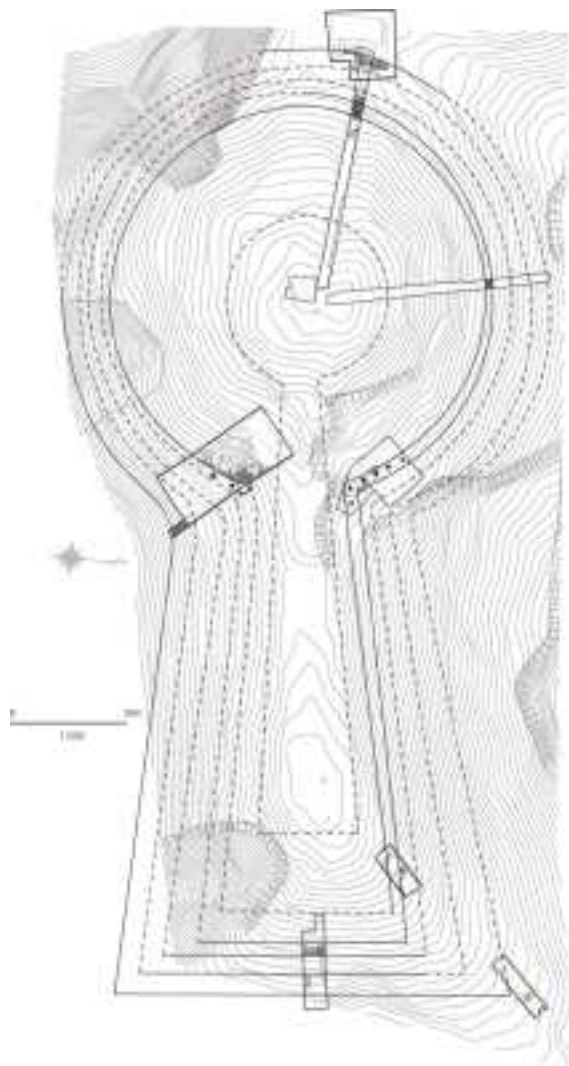


図 49 天理山3号墳測量図

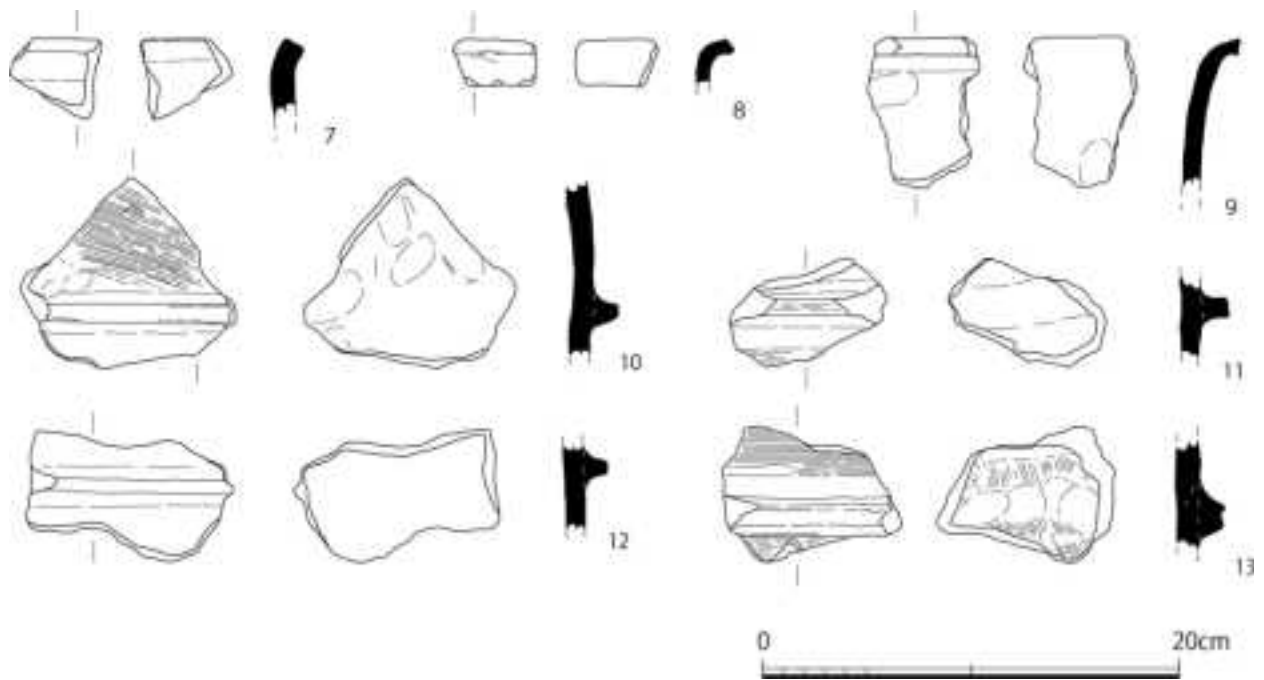


図 50 天理山 3 号墳出土埴輪



図 51 天理山 3 号墳北側くびれ部出土埴輪

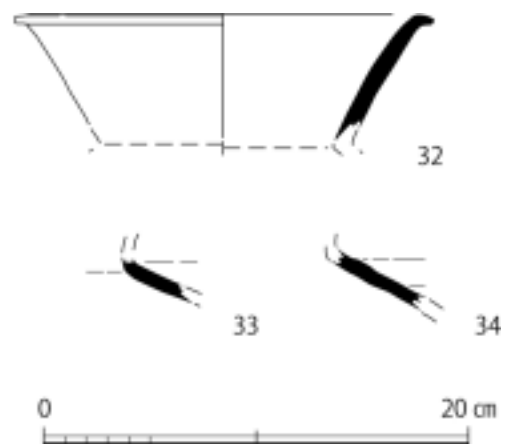


図 52 天理山 3 号墳出土土器

天理山 4 号墳

立地 丘陵 標高 76m 現況 完存 墳形 前方後方墳 周溝 なし 段築 なし

墳長 42m 外表施設 なし 埋葬施設 粘土槨または木棺直葬 主な副葬品 不明

概要 天理山 4 号墳は標高 76m に位置する前方後方墳である。1 号墳と 3 号墳が位置する丘陵から北側に谷を挟んで独立して位置する。墳丘は良好に遺存しており、現状は竹林である。

墳丘の形態・外表施設 天理山 4 号墳は墳丘長 42m、後方部一辺 23m、前方部幅 14m、最大高 6m を測り、地山を削り出して造られた古墳である。墓石や転落石、埴輪の検出はなく、築造当初から墓石と

埴輪を施していなかったと考えられる。墳頂からは土師器が出土している。

埋葬施設 粘土槨または木棺直葬である。墓坑は墳丘の主軸にほぼ沿っており、その規模は長辺 6.3m、短辺 3.7mである。

歴史的価値 埴輪を有しておらず、段築もないこと、土師器に古い様相が認められることから、群中最古の古墳である可能性が高い。

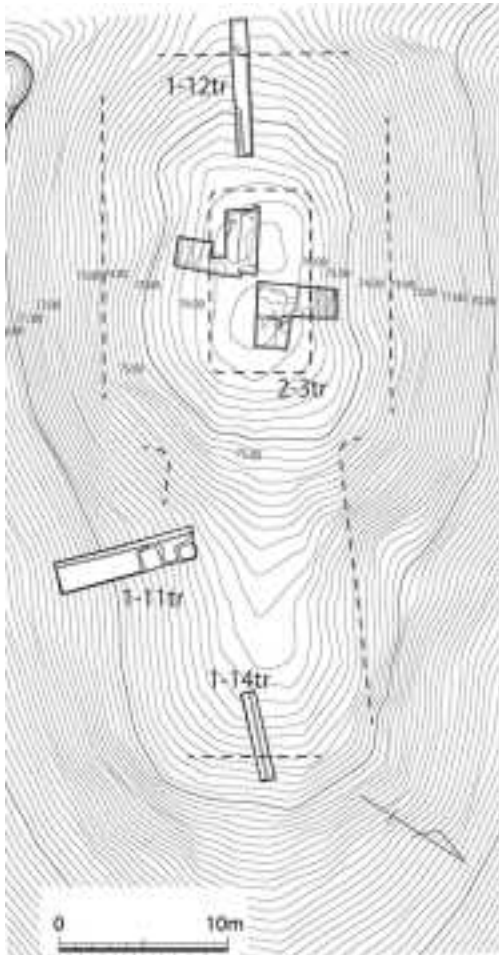


図 53 天理山 4 号墳測量図

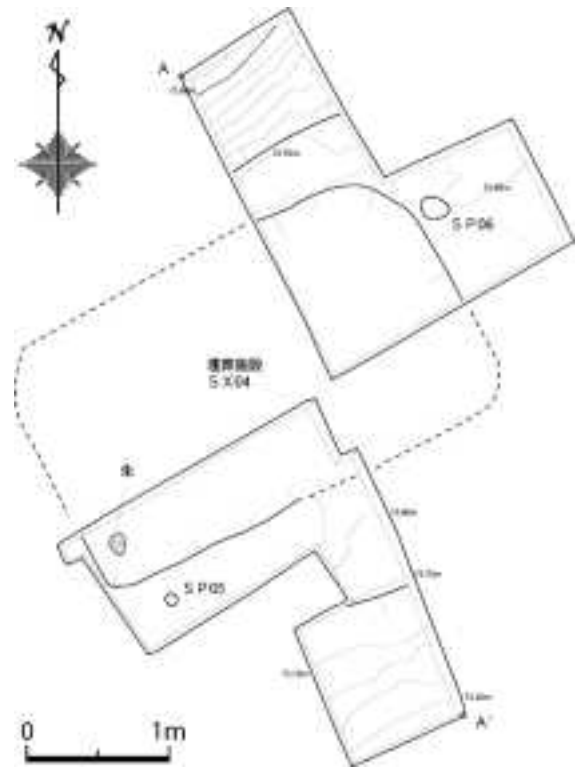


図 54 天理山 4 号墳墓墳平面図

飯岡車塚古墳

立地 独立丘陵 標高 27m 現況 完存 墳形 前方後円墳 周溝 あり 段築 三段か
墳長 90m 外表施設 葺石 埴輪 埋葬施設 竪穴式石槨 主な副葬品 腕輪形石製品 石製容器類 玉類 刀剣破片

概要 飯岡車塚古墳は墳丘長 90mの飯岡古墳群中で最大かつ唯一の前方後円墳である。現在前方部は茶畑、後円部は竹林の荒地となっている。

調査経過 大正 8(1920)年に京都府史蹟勝地調査会によって報告された。明治 35(1902)年に後円部が発掘された際には、「塚ノ全面八今開墾サレテ密柑畑トナリ」とあり(梅原 1920)、当時から開墾されていた様子が伺える。また当時より後円部の中心付近に石碑が建っており、竪穴式石槨の割石が散在していたようである。石製品などの多様な副葬品が出土している。その後、昭和 13(1938)年、日本古文化研究

所報告では、墳丘長約 81m、後円部径約 61m、前方部幅約 45～48m、後円部高さ約 9mの前方部が開かない前方後円墳と位置付けている(梅原 1938)。その後、昭和 51(1976)年に田辺町教育委員会が道路拡張工事のための発掘調査を実施した。後円部東側墳丘裾部分で基底石、葺石および楕円筒埴輪を検出している(吉村 1976)。



図 55 飯岡車塚古墳測量図



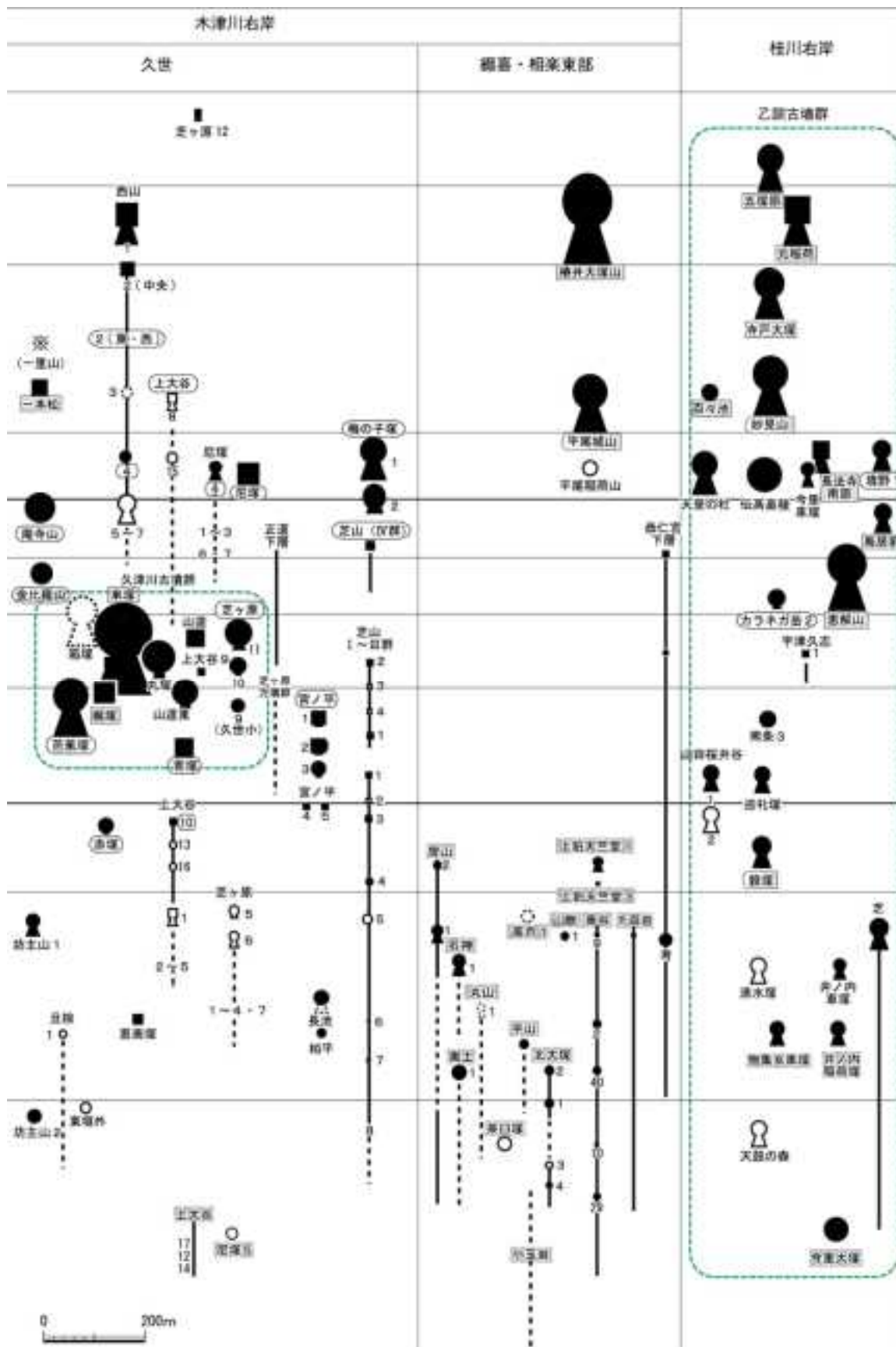
図 56 飯岡車塚古墳出土楕円筒埴輪

墳丘の形態・外表施設 飯岡車塚古墳は墳丘長 90m、後円部径 59m、前方部幅 48m、最大高 12mの前方後円墳である。前方部があまり開かない形状をしている。外表施設は東側墳丘裾で葺石および楕円筒埴輪を検出している。基底石は直径約 25cm、葺石は直径約 15cm である。楕円筒埴輪は基底石の 1.5～1.8m外側に樹立している。楕円筒埴輪は 4 条 5 段であり、2 段目と 4 段目に逆三角形の透孔を穿つ。また器壁には赤彩が施されている。周溝は堀割程度のものが存在していたと考えられる。

埋葬施設 主軸に沿って割石を小口積みした竪穴式石槨である。石室の規模は長さ約 2.4m、幅約 1.2m、高さ約 1.2mである。石室の底は「砂利と粘土とで固めてあった」とあり(堀 1972)、木棺を置く粘土床であったと思われる。

副葬品等 鍬形石 1、車輪石 4、石釧 24、管玉 26、勾玉 4、小玉 1、脚付小形埴破片 1、合子 1、刀剣破片 1 が出土した。

歴史的価値 飯岡車塚古墳は京田辺市内最大の前方後円墳である。墳丘の遺存状態が比較的良好で、副葬品が判明している古墳として非常に高い価値を有している。



赤色：綴喜古墳群（京都府教育委員会『綴喜古墳群調査報告書』2022 を一部加筆）

近隣の古墳編年

天理山 2 号墳

天理山 2 号墳については現在その所在を確認できていない。昭和 34（1959）年に田辺郷土史会が刊行した『田辺町郷土史 古代篇』には、「1 号墳の西 15m の山頂部がそれで、今は 1 号と共に木のない山となっている。大体は 1 号と同型式と推定される。」（田辺郷土史会 1959）^{注1}との記述がある。また京都府の遺跡台帳にも完存する円墳と記されているが、備考欄には「古墳とは認められなかった（すべて地山である）」との記載が認められる。現在の遺跡地図上では天理山古墳群のうち西端に完存する円墳として登録されている。

令和 3（2021）年に 2 号墳の有無を確認するため調査区を 1 箇所設定し掘削を行ったが、古墳の痕跡は確認されなかった。

これらのことから、現状 2 号墳の有無については把握ができていない状態であり、今後発掘調査により確認が必要である。

注 1 この報告にて、1 号墳からは「3 型式の須恵器高杯の破片と円筒埴輪の一部が発見された。」とあり、須恵器が出現する年代（5 世紀初頭）と現在の 1 号墳の築造年代（4 世紀後半）に齟齬が生じている。



図 58 現在の遺跡地図と 2 号墳の位置

(京都府自治体情報化推進協議会「遺跡マップ」より抜粋、一部加筆)

第4章 史跡綴喜古墳群の本質的価値

第1節 史跡綴喜古墳群の本質的価値の明示

綴喜古墳群の史跡指定にあたってその指定説明文をもとに下記のとおり評価している。

(1) 旧綴喜郡^{注1}内の木津川左岸に分布する4世紀中ごろから5世紀初頭を中心に築造された古墳群

綴喜古墳群は、旧綴喜郡内の木津川左岸にある八幡丘陵、田辺丘陵及び飯岡丘陵に分布する4世紀中ごろから5世紀初頭にかけて築造された大型前方後円墳及び前方後方墳と大型の円墳、方墳からなる古墳群である。

(2) 共通した特徴を持つ関連性の強い古墳群

綴喜古墳群は、共通した特徴を持つ関連性の強い古墳群である。その特徴は下記のとおりである。

1. 埋葬施設の主軸^{注2}が、東西方向となるものが多い。
2. 猪名川流域で産出した石材^{注3}を竪穴式石室^{注4}に用いている。
3. 中国製の銅鏡や希少な朝鮮半島系の武器・武具類^{注5}を副葬している例が多い。



図59 画文帯神獸鏡(八幡西車塚古墳出土)
(車崎 2002)



図60 竪矧板革綴冑(美濃山王塚古墳出土)
(京都大学総合博物館 1997)

(3) 域内の首長墓^{注6}群が各時期に一定の距離を置く分布状況

綴喜古墳群は、古墳時代前期後半から中期前半を中心に造営されるが、古墳群内の首長墓群は同時期に集中した地域に築造するのではなく、南北 11.5 kmの広大な古墳群内に一定の間隔を保ちながら広範囲に築造された古墳群である。

(4) ヤマト政権^{注7}の動向が地域首長に及ぼした影響を示す古墳群とその立地

綴喜古墳群が築造された古墳時代前期後半は、奈良盆地東南部の大和古墳群^{注8}から奈良盆地北部の佐紀古墳群^{注9}に古墳の造営地が移動する時期にあたる。これらは奈良盆地北部から木津川～淀川～瀬戸内海といった水運経路の重要性が増したことが要因の一つと考えられている。また、木津川とその河畔に広がる地域を見渡せる場所に築造された綴喜古墳群は、ヤマト政権中枢の動向が地域首長に及ぼした影響を政権の間近の地において明瞭に示したものである。そして、いずれの古墳も眺望の利く場所に立地したことも本史跡の本質的価値である。



図 61 天理山古墳群から木津川を望む

注 1 綴喜郡 = 南山城の中央部に位置する郡。郡を行政区画とした郡区町村編制法が京都府において施行される明治 12 (1879) 年においては、現在の京田辺市の全域、八幡市・井手町・宇治田原町の一部を除く区域、京都市伏見区の一部(美豆村・生津村・際目村)と城陽市の一部(水主村・市辺村・奈島村)が綴喜郡の郡域であった。なお、郡域は古代より大きくは変わっていないと考えられる。市は郡には含まれないため、現在綴喜郡に残るのは井手町と宇治田原町のみである。

注 2 埋葬施設の主軸 = 埋葬施設に納められた棺の長手方向の向き。

注 3 猪名川流域で産出した石材 = 大阪府と兵庫県を流れる猪名川周辺で採れる石英斑岩^{せきえいはんがん}。猪名川右岸の宝塚市や猪名川町には石英斑岩が多く見られる。猪名川は神崎川を通じて大阪湾に注いでおり、淀川・木津川とも通じ、綴喜古墳群で使われている石英斑岩は、このルートで運ばれたものと思われる。

注 4 竪穴式石室 = 墳頂から竪穴を掘り、そこに石を積み上げて造った、棺を納めるための石室。棺を収めたあと天井石で石室を塞ぎ、土で覆う。主に 3～5 世紀の古墳にみられる。竪穴式石室に対し横穴式石室は、棺を納めた部屋(玄室)と墳丘斜面の出入り口に通じる通路(羨道)からなり、棺を追加する追葬が可能である。

注 5 中国製の銅鏡や希少な朝鮮半島系の武器・武具類 = 綴喜古墳群の古墳からは、画文帯神獸鏡^{がもんたいしんじゅうきょう}という中国で作られた鏡が出土している。また、鏡と同じく石室に納められていたものの中に、竪矧板革綴冑^{たてはぎいたがわとじかぶと}と呼ばれる青^{かぶと}があるが、これも朝鮮半島からの輸入品で、この時代では最も早い時期にもたらされた珍しいものである。

注 6 首長墓 = その地域のリーダーの墓。

注 7 ヤマト政権 = 古墳時代に奈良盆地や河内平野を本拠として日本列島の広域をとりまとめる中心となった政権。

注 8 大和古墳群 = 奈良盆地南東部の天理市南部に広がる古墳群。初期ヤマト政権を支えた有力者たちの古墳の集まり。古墳時代の前期前半(3 世紀後半から 4 世紀前半)に造られたもの。

注 9 佐紀古墳群 = 奈良盆地北部の奈良市北部に広がる古墳群。大和古墳群が衰退したあとの 4 世紀後半から 5 世紀後半にかけて造られた。古墳群の移動は、政権内の勢力関係の変化によるといわれている。

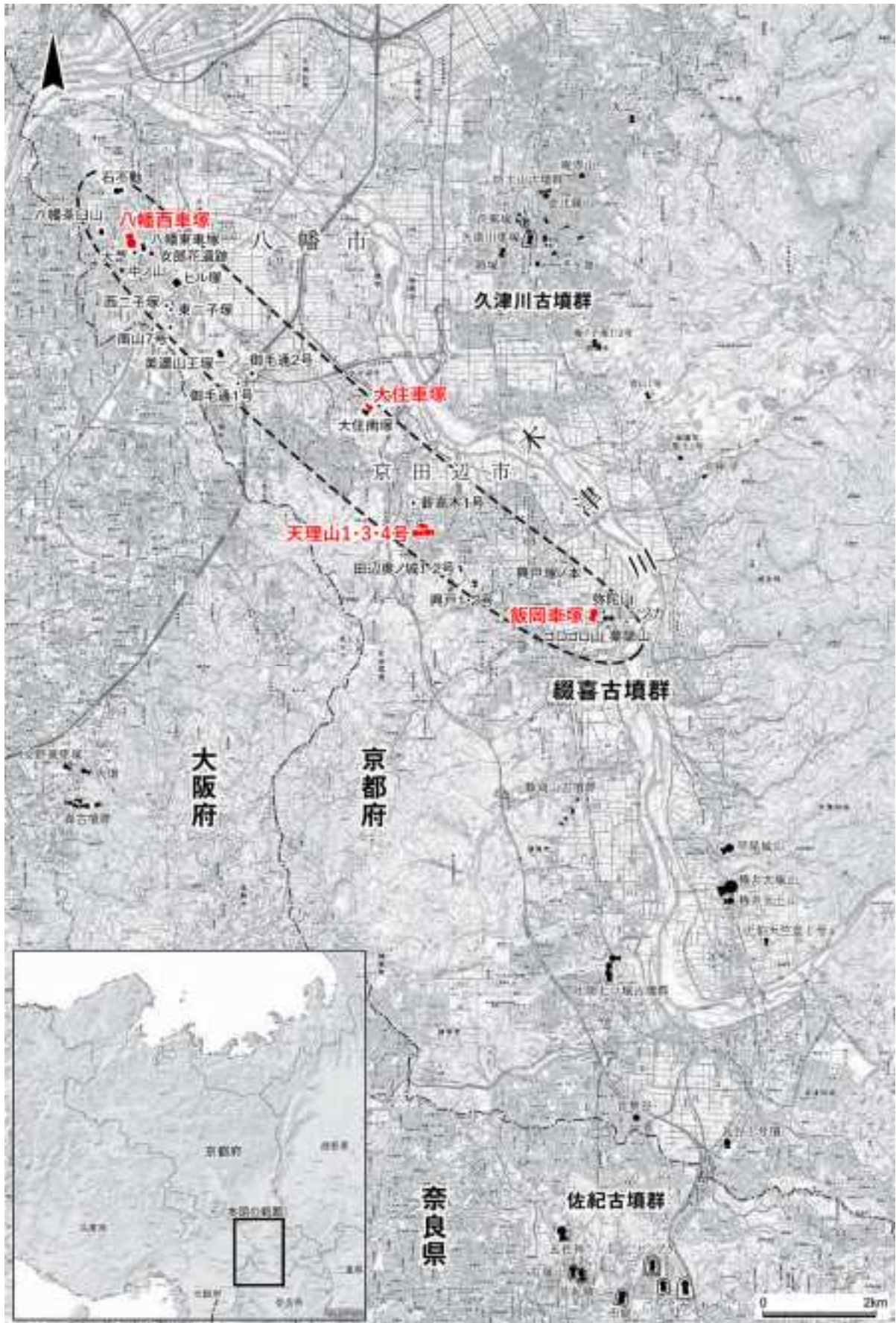


図 62 綴喜古墳群の位置(京都府教育委員会『綴喜古墳群調査報告書』2022 より引用、一部加筆)

第2節 史跡綴喜古墳群の構成要素

史跡の保存活用及び整備にあたり、以下に示す史跡の本質的価値を構成する要素とそれ以外の様々な要素を特定し、現状変更等の取扱方針や基準を検討する必要がある。綴喜古墳群の場合、史跡を構成する要素として「本質的価値を構成する諸要素」と「主たる構成要素ではないが、史跡の保存活用に必要な要素」「史跡の保護に調整が必要な要素」の3つの要素に分類される。そしてこれらの要素に加え、指定地と一体となった良好な環境保全が望ましい区域についてもその諸要素の特定を行う。

上記構成要素の詳細については、下記のとおりである。

(1) 史跡を構成する要素

本質的価値を構成する要素

史跡の指定要件に関わる要素で、それが失われた場合、指定解除の検討要因となる最も核心的な要素である。具体的には、墳丘・埋葬施設・周溝といった古墳を構成する要素と、遺物や古墳からの眺望を含めた古墳が立地する地形が該当する。

主たる構成要素ではないが、史跡の保存活用に必要な要素

本要素は、史跡の本質的価値を構成する要素ではないものの、主たる構成要素と一体となって史跡を構成しており、史跡の適切な保存管理を行う上で必要不可欠なものである。

本史跡では史跡の保存・活用に有効な要素として大住車塚古墳の史跡境界標、標柱(チコンヂ山古墳)、排水溝、天理山古墳群の管理用杭がそれにあたる。

史跡の保護に調整が必要な要素

史跡の指定地内において時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、本質的価値の低下を招いているもので、将来的に除去・移転・改修などを検討すべきもの。また、樹木のように保護に影響を及ぼす場合と有効な場合の両面を有するものについては、その取り扱いには調整が必要となる。

本史跡においては、大住車塚古墳の電信柱及び固定用ワイヤーと杭、墳丘上の樹木、天理山古墳群の雑木林、竹林、肥溜め跡、開析谷、土砂災害特別警戒区域等、飯岡車塚古墳の雑木林、竹林がそれにあたる。

(2) 史跡の指定地外の周辺環境を構成する要素

未指定地で古墳群の価値を示す要素

史跡の指定地外ではあるが、史跡に隣接し当該古墳を構成する要素。本史跡においては、大住車塚古墳の周溝、天理山1号墳の墳丘の一部、飯岡車塚古墳の墳丘や周溝がそれにあたる。なお、天理山1号墳の墳丘の一部については、残存状況が未確認であり、今後の調査等により現状の確認を行う。

保存活用に資する要素

保存施設は、史跡の存在を示し、毀損から守るための施設である。文化財保護法第115条第1項に定める標識・説明板・境界標・囲いなどである。ガイダンス施設は、史跡の価値の理解を促すため説明パ

ネル、模型、出土品などを用いて見学者に説明する施設。便益施設は、見学者が史跡を快適に見学するために必要となる施設。四阿、ベンチなどの休憩施設やトイレ、緑陰などである。維持管理施設は、給排水設備や照明設備、電気設備、防犯設備、消火設備などである。

本史跡においては、大住車塚古墳の保存施設として標識、説明板、注意看板、境界標、説明板(駒札)がある。また、維持管理施設として周溝外側に設置されている排水溝がある。天理山古墳群では境界杭、侵入防止用フェンス、進入路、建物等跡など、飯岡車塚古墳では標柱と説明板(駒札)がある。

周辺の歴史的文化的価値を示す要素

史跡の範囲外ではあるものの、大住車塚古墳、天理山古墳群、飯岡車塚古墳の各古墳を中心とした地域の歴史の重層性・価値の多様性を示す諸要素。指定地と一体をなして保全が必要と考えられる地域の要素を特定する。

自然環境を構成する要素

古墳を中心とした歴史的文化的な要素と一体となって価値を構成する一定の広がりからなる空間。具体的には酬恩庵から見る天理山古墳群の景観である。

調整が必要な要素

史跡の周辺地において時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、将来的に除去・移転・改修などを検討すべきもの。

本史跡においては、大住車塚古墳の電柱、天理山古墳群の土砂災害特別警戒区域等、飯岡車塚古墳の茶園、倉庫、電柱がそれにあたる。

(3) 追加指定を目指す古墳

綴喜古墳群を構成する首長墓と考えられる古墳のうち、現在未指定の古墳に関する諸要素を指す。これらの古墳については、今後条件が整い次第追加指定を目指すものである。具体的には、大住南塚古墳、興戸1号墳、興戸2号墳、ゴロゴロ山古墳、薬師山古墳、弥陀山古墳、トヅカ古墳がこれにあたる。

(4) 構成要素の特定

史跡の保存活用及び整備においては、史跡の本質的価値を構成する要素と、それ以外の要素を特定し、現状変更等の取扱方針や基準の検討に加え、それらの取扱いを検討する必要がある。

このうち、本質的価値を構成する要素以外については、要素の性質、史跡やその保存・活用との関わり合いを考慮し、これらを分類・特定して、その状況や役割などに応じて保存の対応策を検討する。

これらの構成要素の特定は、史跡を構成する要素と指定地外の周辺環境を構成する要素に区分する。それぞれの細かい内容については表11にまとめる。

表 11 構成要素の分類

		大住車塚古墳	天理山古墳群	飯岡車塚古墳
史跡を構成する要素	本質的価値を構成する要素	・墳丘、周溝、埋葬施設、その他遺構、遺物、古墳が立地する地形	・墳丘、埋葬施設、その他遺構、遺物、古墳が立地する地形	・墳丘、埋葬施設、その他遺構、遺物、古墳が立地する地形
	主たる構成要素ではないが、史跡の保存活用に必要要素	・史跡境界標 ・標柱（チコンチ山古墳） ・排水溝	・管理用杭（測量用座標杭、地籍調査用境界杭ほか）	
	史跡の保護に調整が必要な要素	・電信柱及び固定用ワイヤー、杭 ・樹木（遺構に影響があるもの）	・雑木林、竹林（遺構に影響があるもの） ・肥溜め跡 ・開析谷 ・土砂災害特別警戒区域（土石流）及び土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜）	・雑木林 ・竹林
史跡の指定地外の周辺環境を構成する要素	未指定地で古墳群の価値を示す要素	・周溝	・墳丘（1号墳の一部）	・墳丘、周溝
	保存活用に資する要素	・史跡標識・史跡説明板・注意看板・境界標・説明板（駒札）・排水溝	・境界杭 ・進入路 ・建物跡等 ・侵入防止用仮設フェンス	・標柱 ・説明板（駒札）
	周辺の歴史的文化的価値を示す要素	・姫塚古墳及び標柱 ・澤井家住宅 ・石仏	・酬恩庵・甘南備寺 ・棚倉孫神社 ・薪遺跡・薪神社	・金泥山古墳・飯岡遺跡・昨岡神社・西方寺・茶園・蓮華寺跡
	自然環境を構成する要素		・酬恩庵からの景観	
	調整が必要な要素	・電柱	・土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜）及び土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜）	・茶園 ・倉庫 ・電柱
追加指定を目指す古墳		・大住南塚古墳・興戸1号墳・興戸2号墳・ゴロゴロ山古墳・薬師山古墳・弥陀山古墳・トヅカ古墳		

主な構成要素

大住車塚古墳



図 63 史跡標識



図 64 史跡説明板



図 65 史跡境界標



図 66 注意を促す看板



図 67 説明板(駒札)



図 68 標柱(チコンヂ山古墳)



図 69 指定地内に建つ電信柱



図 70 排水溝

天理山古墳群



図 71 管理用杭



図 72 1号墳北側斜面の樹林



図 73 3号墳北側斜面の竹林



図 74 肥溜め跡

飯岡車塚古墳



図 75 指定地内の樹林



図 76 標柱(飯岡車塚古墳)



図 77 説明板(駒札)



図 78 茶園

第5章 保存活用の基本理念(目標)と基本方針

第1節 基本理念(目標)

史跡綴喜古墳群については、豊かな自然に包まれた歴史的文化的遺産として位置づけ、その価値を確実に保護し、未来に向けて継承する必要がある。

よって、史跡綴喜古墳群の保存活用にあたっては、次のような基本理念(目標)を設定する。

木津川左岸の歴史を物語る綴喜古墳群の保存をより確実なものとし、その価値を広く共有したうえで、市民と行政が一体となって持続的な活用を進める。このことにより、かけがえのない生きた文化財として本古墳群を将来世代に引き継いでいく。

第2節 基本方針

史跡綴喜古墳群の本質的価値及び史跡の現状・課題を踏まえ、基本理念(目標)の具体化を目指し、史跡の保存活用の基本方針を以下のとおり設定する。

(1) 保存管理

- ・ 史跡綴喜古墳群の「本質的価値を構成する要素」の確実な保存と管理に取り組む。
- ・ 土地所有者や地域と連携しながら、史跡の日常的・定期的な清掃美化や下草刈り、点検などの維持管理に取り組む。
- ・ 史跡指定地内外についてゾーン区分を行い、それぞれの状況に応じた保存管理を行う。
- ・ 樹木等の状況を把握した上で適切な植生管理を行う。

(2) 活用

- ・ 綴喜古墳群を通じて郷土愛や地域に対する愛着の醸成を行う。
- ・ 市民や各種団体と連携を図りながら、綴喜古墳群の構成要素をはじめとする本市の文化財について、体験や学習ができる機会や空間の確保・充実に取り組む。
- ・ 綴喜古墳群をはじめとする市内文化財の活用を進めるとともに、関係機関や学識経験者と連携し、調査研究を推進し、その成果の公開や活用に努める。
- ・ 地域住民や行政、各種団体が主体となり、説明板等の整備を図り、綴喜古墳群を活かした取組を行う。

う。

- ・ 学校教育や生涯学習において活用を推進するとともに、関係機関と連携の上で観光資源としての活用を進める。

(3) 調査

- ・ 各古墳の状況を把握するため、発掘調査などの実施を検討し、必要に応じて実施する。
- ・ 関係する研究論文やその他資料などの把握・整理を継続的に行い、調査・研究を進める。
- ・ 上記の各種調査、資料・データの整理などで得られた成果を、体系的に記録、整理、考察する。

(4) 整備

【史跡の保存のための整備】

- ・ 古墳や植生の状態を把握したうえで、保存のための適切な整備を行う。
- ・ 文化財の保護を前提に生物多様性の保全に努める。
- ・ 周辺地域の安全確保を踏まえた整備を行う。

【史跡の活用のための整備】

- ・ 綴喜古墳群の本質的価値を正しく伝え継承していくため、第7章で整理する活用の方法についてその効果を最大限発揮できるような機能を検討し、整備を行う。
- ・ 古墳の形が認識できる整備に努める。
- ・ 広範囲に及ぶ古墳群について、その全体像を理解できるようガイダンス施設を含めた環境整備を進める。

(5) 運営・体制

- ・ 史跡綴喜古墳群をはじめとした文化財の保存・活用に関わる庁内の連携体制、管理主体としての体制の充実・強化を図る。
- ・ 本市が中心となり、土地所有者、地域活動団体、関係機関等が連携できる体制の充実・強化を図る。
- ・ 市民をまじえての保存活用体制を検討する。
- ・ 研究機関等と連携し、史跡の調査研究を推進する。

第6章 保存管理

第1節 保存管理の現状と課題

(1) 史跡全体

【現状】

- ・ 既指定の大住車塚古墳(昭和 49(1974)年 6 月 11 日告示)に京田辺市の天理山古墳群、飯岡車塚古墳と八幡市の八幡西車塚古墳を追加し、新たに名称を「史跡綴喜古墳群」に変更し、令和 4(2022)年 11 月 10 日に国指定史跡として告示された。
- ・ いずれの古墳も眺望の利く場所に立地している。

(2) 大住車塚古墳

【現状】

〔指定地内〕

- ・ 指定地内はすべて公有化されている。
- ・ 墳丘は所々が崩壊し一部変形している。
- ・ 指定地内に雨水等の排水溝が設置されている。
- ・ 指定地内の周溝部分は整備が行われ、草地となっている。墳丘部分については、樹木(コナラ・ツブラジイ・アベマキ・アラカシほか)が繁茂しており、下草類はほとんど見られない。
- ・ 指定地内に工作物(電柱、補助ワイヤー、杭)がある。
- ・ 草刈りなどを定期的に行うなど、維持管理を行っている。

〔指定地外〕

- ・ 指定の範囲外に広がると想定される周溝の一部に私有地がある。また、その周溝の北東側及び南東側の一部が道路となっている。
- ・ 整備地の周囲に雨水等の排水溝が設置されている。
- ・ 指定地内ではないが、整備された敷地内に工作物(使用されていない電柱)がある。

【課題】

- ・ 墳丘上には比較的大きな樹木が繁茂している。主体部をはじめ遺構への影響について検討する必要がある。
- ・ 墳丘の一部が変形しているため、遺構への影響を確認したうえで、保護層が確保されるよう処置が必要である。
- ・ 指定地内の工作物は、やむを得ない事情が無い限り移設・撤去が必要である。
- ・ 指定地外であっても整備地内にある工作物は、やむを得ない事情がない限り移設・撤去が望ましい。
- ・ 周溝の南東角部は道路の外側と推測されているが、遺跡の範囲確認が必要である。
- ・ 指定地内の下草などの管理については、定期的実施しているが、引き続き除草・伐採などの維持管理を適切に行う必要がある。

- ・ 大住南塚古墳の追加指定にあたっては、大住車塚古墳との境界について範囲確認調査が必要である。

(3) 天理山古墳群

【現状】

〔指定地内〕

- ・ 指定地内はすべて公有化されている。
- ・ 1号墳に一部崩壊が見られるなど一部墳丘に浸食がみられるものの、全体的に墳丘は良好に遺存している。また、発掘調査の結果から地下に遺構及び遺物が遺存していると考えられる。
- ・ 墳丘をはじめ、史跡指定地内各所に測量杭と思われる杭が多数存在する。
- ・ 指定地内は樹木及び竹が繁茂している。
- ・ 竹林内に、肥溜め跡がある。
- ・ 指定地内の斜面に侵食の進んだ開析谷が3箇所ある。
- ・ 上記開析谷の一部に土砂災害特別警戒区域(土石流)及び土砂災害警戒区域(土石流・急傾斜)が設定されている。
- ・ 住宅地周辺を中心に定期的な除草・伐採を行っている。

〔指定地外〕

- ・ 1号墳の後円部南側斜面の一部が指定地外に存在している可能性がある。
- ・ 指定地南東から3号墳東側に至る未舗装の進入路が存在し、車両の進入が可能である。
- ・ 3号墳東側には建物跡等の空き地が存在する。また、指定地南東側の進入路付近にも空き地が存在する。
- ・ 指定地北側斜面に侵食の進んだ開析谷があり、谷の麓には土砂災害特別警戒区域(土石流)及び土砂災害警戒区域(土石流)が設定されている。また、南東斜面にも土砂災害特別警戒区域(急傾斜)及び土砂災害警戒区域(急傾斜)が設定されている。

【課題】

- ・ 1号墳の後円部南側斜面の一部が指定地外に存在している可能性があるが、同地はすでに削られており遺構が遺存しているかは不明となっている。
- ・ 指定地内の各所にみられる測量杭などについては、その設置目的や設置者を確認し、保存の必要性について、整備前に確認・整理する必要がある。
- ・ 指定地内は森林であるため、動植物などの自然環境について適切な保全・管理が必要である。
- ・ 肥溜め跡については早急な対応が必要である。
- ・ 指定地に隣接して土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域があり、その一部は史跡指定地内にも及んでおり対応が必要である。
- ・ 降雨による谷頭部や上部谷壁斜面の侵食(谷頭侵食・後退侵食)が進行している。降雨による表流水が谷壁斜面の肩を洗い流し、谷が上流側へ侵食されている。1号墳の北西部分、3号墳の南西側部分は墳丘の一部が侵食されている可能性があるため、今後の侵食の進行が懸念される。

- ・ 史跡指定地の南側山麓部、1号墳の北側、3号墳の尾根北側斜面に竹(モウソウチク)の侵食が目立つ。
- ・ 指定地への進入を規制するため仮設フェンスを設置しているが指定地内には急な斜面や崖などが存在し、また危険生物(スズメバチ、ヤマカガシ、マムシなど)が生息している可能性もあるため、整備が完了するまでの侵入防止対策を強化する必要がある。



図 79 表土崩壊状況(3号墳北側斜面)



図 80 表土崩壊状況(1号墳北側斜面)

(4) 飯岡車塚古墳

【現状】

〔指定地内〕

- ・ 後円部西側斜面の一部のみ指定されており、同地は私有地となっている。
- ・ 指定地内は雑木林・竹林となっており、草刈りなど定期的な維持管理はされていない。
- ・ 公道に面していないため中に入ることができない。

〔指定地外〕

- ・ 墳丘の大部分が未指定地である。
- ・ 発掘調査により樹立埴輪、葺石、周溝が確認されており、地下には遺構が遺存していると考えられる。
- ・ 墳丘の未指定地部分の現況は、前方部は茶畑、後円部東側は草地、北側東寄りには宅地、北側西寄りには崩落している。
- ・ 後円部東側裾部は道路建設により掘削改変されている。
- ・ 後円部北側裾部は削平されており、墳丘斜面も旧形を留めていない。
- ・ くびれ部及び前方部についても、茶畑の整地により地形が改変されている。また、前方部の南側には道路が通じているが、この道路建設以前の昭和23(1948)年には既に前方部の端部は削平を受けており古墳の形状は改変されている。
- ・ 前方部東側に倉庫が設置されている。

【課題】

- ・ 追加指定及び公有地化を進める必要がある。
- ・ 古墳全体が民有地であり、史跡指定地外については、現在も一部は茶畑として利用されており、墳丘形状の改変を防ぐ必要がある。条件が整い次第出来る限り早急に追加指定を行う必要がある。
- ・ 古墳の形状・規模を正確に知るために範囲確認調査の実施が必要である。また、後円部北側西寄りの墳丘斜面が崩落しているため、崩落の進行状況の確認が必要である。



図 81 飯岡車塚古墳現況(南東から)



図 82 飯岡車塚古墳の空中写真(昭和 23 年撮影)

(出典：米軍撮影の空中写真(国土地理院))

第 2 節 保存管理の方向性

綴喜古墳群及びその古墳周辺部には、史跡指定地内外にわたって遺構の有無、地形の特徴、土地所有の状況など、保存管理上の様々な条件が存在する。これらの状況に合わせて適切な保存管理を行うため、史跡指定地及びその周辺環境を形成する地域を区分し、それぞれの保存管理の考え方と方法を示す。

(1) ゾーン区分

史跡綴喜古墳群の地区区分については、「A 地区：史跡指定地」と「B 地区：史跡指定地（指定地内で A 地区を除く周縁部）」、「C 地区：今後保護を要する地区〔史跡指定地外〕」、「D 地区：施設地区」の 4 つに区分する。

地区区分の考え方は下記のとおりである。

指定地

A 地区：史跡指定地

綴喜古墳群の本質的価値を構成する要素が集積し、墳丘を中心とした地区。飯岡車塚古墳を除き、公有地となっている。

B 地区：史跡指定地（指定地内で A 地区を除く周縁部）

天理山古墳群の指定地内で A 地区を除く公有地部分。土砂災害特別警戒区域（土石流）や土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜）が設定されている箇所がある。

指定地外

C 地区：今後保護を要する地区

史跡指定地に隣接し、史跡の本質的価値を構成する要素が遺存しているものの指定に至っていない土地及び綴喜古墳群を構成する古墳で、史跡綴喜古墳群の本質的価値を共有するものの未指定である古墳が存する地区。(大住南塚古墳、興戸 1 号墳、興戸 2 号墳、ゴロゴロ山古墳、薬師山古墳、弥陀山古墳、トヅカ古墳)

D 地区：施設整備地区

天理山古墳群の史跡指定地に隣接する土地であり、便益施設やガイダンス施設、駐車場、維持管理施設など、史跡の保存管理や活用に必要な施設の整備を目指す地区。



図 83 地区区分図〔大住車塚古墳〕
 (国土交通省国土地理院の航空レーザ測量データを使用し作成)

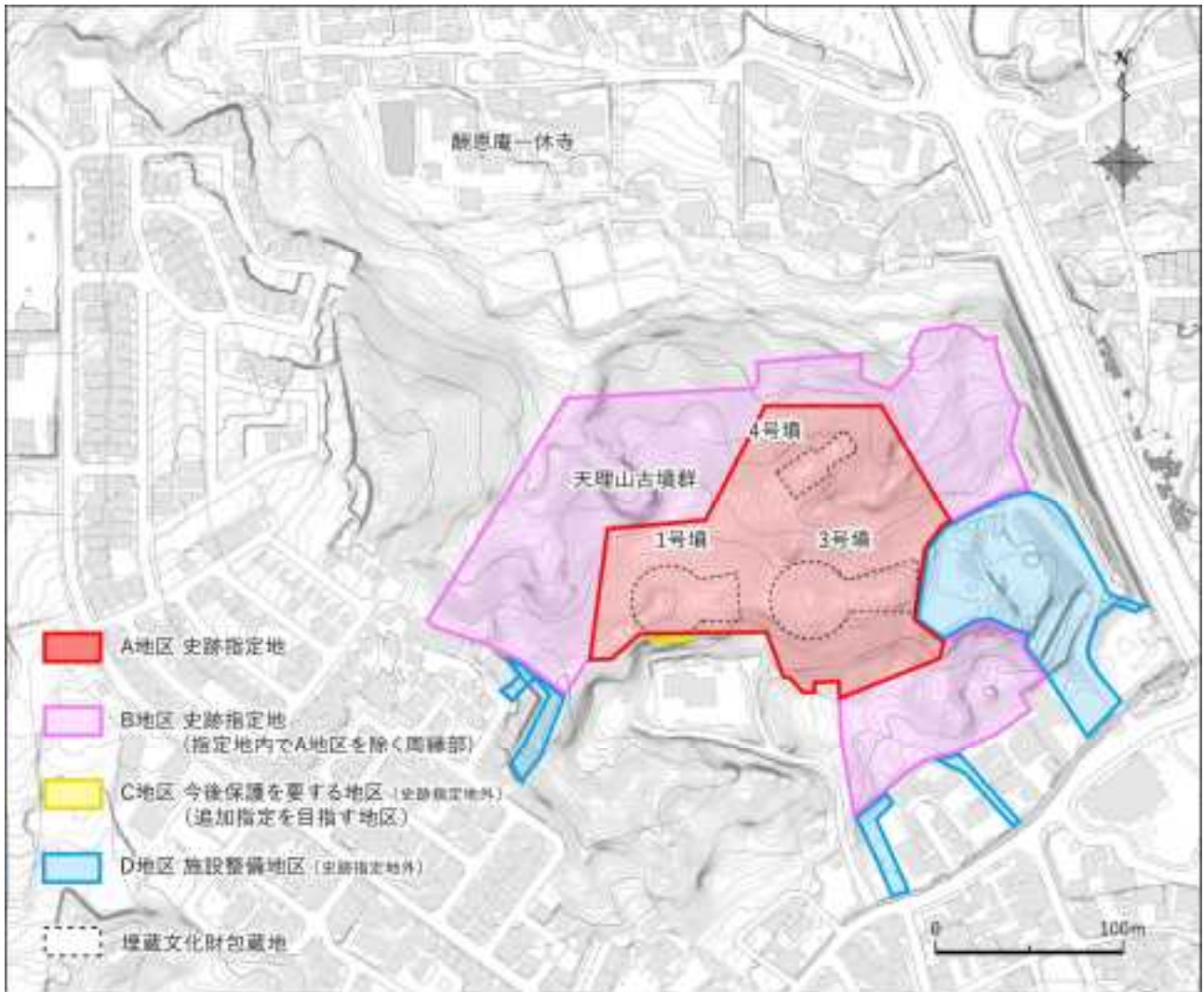


図 84 地区区分図〔天理山古墳群〕
 (国土交通省国土地理院の航空レーザ測量データを使用し作成)

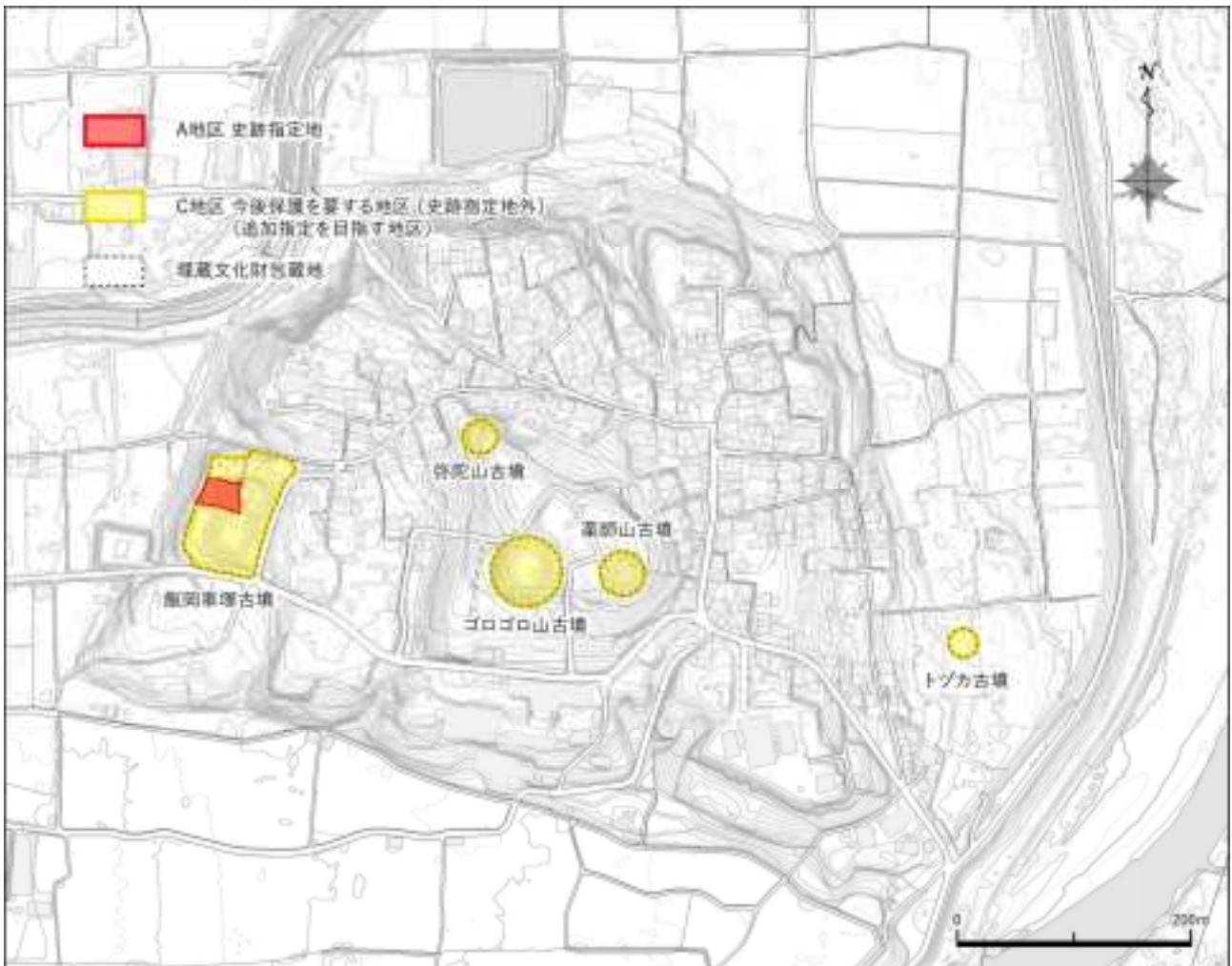


図 85 地区区分図〔飯岡車塚古墳〕

(国土交通省国土地理院の航空レーザ測量データを使用し作成)



図 86 地区区分図〔興戸1号墳、2号墳〕
 (国土交通省国土地理院の航空レーザ測量データを使用し作成)

(2) 指定地における保存管理の方向性

史跡指定地における保存管理などに関する方向性を地区ごとに設定する。

A 地区

- ・ 遺構、遺物の保護を図ることを第一とするとともに、遺構の持続可能な活用を推進するため、適切な保存措置を図りながら整備を行う。

B 地区

- ・ 当該地区内にある土砂災害特別警戒区域（土石流）や土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜）については、現況の維持を基本とする。また、災害対策に係る現状の変更を行う行為については、文化財の保護と調整を図りながら個々の案件について検討を行う。
- ・ 遺構、遺物の保護を図ることを第一とするとともに、遺構の持続可能な活用を推進するため、適切な保存措置を図りながら整備を行う。
- ・ 史跡にふさわしい景観の形成に配慮する。

(3) 指定地外における保存管理の方向性

C 地区

- ・ 今後、必要に応じ発掘調査を実施するなど情報の収集に努め、条件などが整い次第追加指定を目指す。指定後は可能な限り公有化を進める。
- ・ 史跡の追加指定を目指しているエリアであり、現況の保全については所有者・占有者に十分説明のうえ理解を求めるものとする。

D 地区

- ・ 便益施設やガイダンス施設、駐車場、維持管理施設など、史跡の保存管理や活用に必要な施設の整備を検討する。
- ・ 地区内の急傾斜の雑木林については、現況を維持することを基本とする。
- ・ 整備にあたっては、整備基本計画を策定のうえ整備を行い、史跡にふさわしい内容かつ景観に配慮した活用を行う。

第3節 保存管理の方法

(1) 現状変更等の許可を必要とする行為

「文化財保護法」第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。なお、現状変更行為のうち、文化財保護法施行令第5条の規定に定められたものは、京田辺市がその事務を行う。

文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を及ぼす行為」とは、史跡そのものの物理的な変更を行うものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来たす行為をいう。

また、同項には「ただし書き」があり、「維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可を要しないとされている。

許可申請の対象の範囲については史跡指定地内であるが、今後保護を要する地区も追加指定を予定しており、現状変更の取扱いの基準はそれらの追加指定後も想定したものとする。

表12 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの（申請先）	根拠法令等と行為の内容（抜粋・要約）	綴喜古墳群における例
文化庁長官	文化財保護法第125条第1項	現状を変更する行為（軽微である場合などを除く）
	史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。 ○現状変更 ・建築物その他の工作物の新築・増築・改築 ・土地の形質変更など ○保存に影響を及ぼす行為 ・地層のはぎ取りなど（影響の軽微である場合は、許可が必要ない）	○休憩所などの建築物の新築 ○園路などの新設及び修繕 ○工作物（塀・柵、ベンチ、説明板、看板、電柱など）の設置・改修・撤去 ○地形・土地の形質の変更、掘削 ○発掘調査など各種学術調査、史跡の保存・整備など ○草木の植栽 ○枯死した樹木の抜根
	【上記の「ただし書き」】 現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	保存に影響を及ぼす行為 ○遺構の型取り ○地下遺構の直上における重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為 ○石・木材などの露出遺構の薬剤処理など

権限を有するもの（申請先）	根拠法令等と行為の内容 （抜粋・要約）	綴喜古墳群における例
	維持の措置の範囲は、文部科学省令（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条：表13参照）の規定に基づく	
京田辺市	<p>法施行令第5条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120㎡以下）で2年以内の期間に限って設置されるものの新築、増築又は改築 ○工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの） ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等） ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 など 	<p>綴喜古墳群における例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベントなどに利用される仮設建築物の整備（テントの設置など） ○工事に関わる仮設建築物（2年以内）の整備（プレハブの事務所・倉庫・仮設トイレなど） ○既存道路の舗装及び修繕 ○建築物以外の工作物（フェンス、鳥獣被害対策の柵、説明板、看板、電柱など）の設置・改修・除去...「土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす行為（影響の軽微である場合は除く）」以外の場合 ○木竹の伐採

表 13 現状変更等の許可を必要としない行為

文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き） ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。		
区 分	根拠法令等と行為の内容 (抜粋・要約)	綴喜古墳群における例
維持の措置	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第 4 条	
	○毀損等からの現状復旧（注 1） 史跡名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝、又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。	○部分的に毀損している墳丘などの原状復旧 ○一部が崩れている水路（雨水排水路）などの原状復旧など
	○毀損等の拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。	○毀損している墳丘への一時的なシート、土のう設置など
	○除去（復旧が明らかに不可能な場合） 史跡、名勝又は天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。	○枯死した木竹の除去（保存に影響を及ぼす抜根は除く：表 12 を参照）など（既に倒れているものは一般的な管理行為で対応可能）
非常災害のために必要な応急措置	○文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き）	○崩落や浸水を防ぐ土のうの設置 ○シートによる遺構の保護 ○立入禁止柵などの設置 ○倒壊した樹木や崩落した土砂の撤去など
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	同上	○危険樹木、史跡の利用上支障となる樹木の除去（許可の必要な行為かどうかは、個別具体的に判断する） ○史跡内建築物・工作物の小規模改修 ○病虫害や害獣の駆除行為及びこれらの行為に必要な小規模仮設工作物（掘削を伴わないものに限る）の設置・撤去

区 分	根拠法令等と行為の内容 (抜粋・要約)	綴喜古墳群における例
一般的な管理行為	同上	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃 ○除草、下草刈り、薬剤散布 ○木竹の管理(剪定、除草、下草、つる切りなど) ○景観や周辺環境に配慮した枝打ち ○枯損木・倒木・危険木の伐採及び除去 <p>許可が必要な行為かどうかは、個別具体的に検討する</p>
届出	<p>許可は必要ないが届出(文化庁長官)が必要な場合</p> <p>文化財保護法第 127 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ○許可を受ける必要のある場合は除く。 	

注 1 復旧：史跡等が毀損し衰亡している場合に、毀損又は衰亡する前の状態に戻すこと。史跡整備の手法としては「遺構保存」(劣化等の進行の抑制) と「修復」(保存修理、復元) があり、建築物では一般的に「修繕」という。

(2) 現状変更等の取扱方針と取扱基準

現状変更等の取扱いの基本方針

史跡綴喜古墳群にかかわる現状変更等については、史跡の価値の維持・回復・向上に係るもの以外の行為は認めないことを原則とする。また、墳丘の復旧・養生など、史跡の本質的価値を維持する遺構保存及び修復にも考慮する必要がある。ただし、史跡指定地内における公共・公益的施設、防災関連施設、来訪者のための便宜的な施設の設置や、一定の手入れが必要な山林の管理など、これら行為については史跡の価値に影響を与えない範囲で認めることとする。

許可の条件は、史跡指定地内で行う必然性があること、史跡の価値に影響を及ぼさないこと、史跡景観の保全に配慮されていること、地形の変更及び行為の規模が必要最小限であること、当該地の歴史的経緯や発掘調査など各種調査成果を十分ふまえるものであることとする。地下遺構の存在が想定される箇所では、本市による事前の発掘調査などを実施し、その結果によっては計画の変更などもありうるものとする。

現状変更等の取扱基準及び手続

綴喜古墳群を適切に保存管理するため、史跡指定地内における現状変更等について、取扱基準を次のように定める。

取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて国、府と協議し、指導・助言を得ながら、適正に対応する。なお、文化庁長官の許可を必要とする行為については、本市を窓口として十分な事前協議を行った上で、許可を受けなければならないこととする。

表 14 現状変更の取扱基準(指定地内)

区 分		A 地区	B 地区
地区の性格		史跡指定地 綴喜古墳群の本質的価値を構成する要素が集結し、墳丘を中心とした地区。	史跡指定地（指定地内でA地区を除く周縁部） 天理山古墳群の指定地内でA地区を除く公有地部分。
現 状		墳丘が遺存している。大住車塚古墳は樹木、天理山1・3・4号墳と飯岡車塚古墳は木竹に覆われている。	丘陵の斜面地で木竹に覆われている。 土砂災害特別警戒区域(土石流)や土砂災害警戒区域(土石流・急傾斜)に指定されている箇所がある。
現状変更の取扱方針		史跡の価値の維持・回復・向上に係るもの以外の行為は原則として認めない。 なお、認められた現状変更等は、下記の「共通事項」を前提に行うこととする。	
現状変更等の取扱基準	共通事項	○遺構の保護及び史跡の景観に影響を及ぼす行為は、それが軽微であるものを除き認めない。「軽微なもの(除草、下草刈り、樹木の枝打など)」であるかどうかについては、具体的な行為の内容を勘案して判断する。	
	建築物	新築・建替えなど	○建築物の新築及び全面改築、建替を原則として認めない。 ○休憩所などの小規模な建築物については、遺構の保護及び史跡の景観に影響を及ぼさない場合のみ認める。
		修繕・部分改築・撤去など	○上記の建築物を整備した場合は、その適切な維持管理、修繕(修理)などを行う。 ・増築は原則として認めない。 ・改築を認める。 ・撤去を認める。
	園路・広場の新設・修繕など	○史跡の保存(保存管理)及び公開・活用に資するとともに、古墳の歴史性や景観を考慮(配置などに留意)したもの以外は新設を認めない。 ○既設又は今後整備する園路などの適切な維持管理、修繕・改修を行う。	

区 分		A 地区	B 地区
現状変更の取扱基準	工作物	設置 (新設)	○史跡標柱や説明板などの保存施設、案内板や休憩施設などの管理・公開・活用のための施設(ベンチなど)など、史跡の保存・活用のために必要な施設・設備以外の工作物については、原則として設置(新設)を認めない。 ○工作物を新設する場合は、遺構の保護や景観に配慮した工法、材料によることとする。
		改修、 撤去など	○既設又は今後整備する工作物については、適切な維持管理や改修などを行う。 ○毀損や老朽化などによる工作物の撤去を認める。
	土地の形質の 変更	○墳丘の保護や修復・復元、遺構の表現などを除き、土地の形質の変更を認めない。	○原則として土地の形質の変更を認めない。 ○ただし、調査に基づく地形の整備、崩落箇所の復旧、及び史跡の保存・活用のために必要な軽微な土地の形質の変更(スロープの設置、くぼ地への盛土など)については、国、府と協議し判断する。
	木竹伐採など	○遺構・地形の保護や防災・景観保全に配慮することを前提に、木竹の伐採などを認める。	
	植栽	○墳丘の保護や本質的価値と調和する植栽、眺望などを阻害しない植栽を除き、原則として植栽を認めない。	○斜面地の保護や本質的価値と調和する植栽、眺望などを阻害しない植栽を除き、原則として植栽を認めない。

表 15 現状変更の取扱基準(指定地外：今後保護を要する地区)

区 分		C 地区
地区の性格		史跡指定地に隣接し、史跡の本質的価値を構成する要素が遺存しているものの指定に至っていない土地及び綴喜古墳群を構成する古墳で、史跡綴喜古墳群の本質的価値を共有するものの未指定である古墳が存する地区。なお、今後保護を要する地区については、すべて市街化調整区域となっており、都市計画法により開発行為は制限される。
現状変更等の取扱基準	建築物	
	新築・ 建替えなど	文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地であり、土地の改変には市を經由して府に届出る必要がある。所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の維持について説明の上協力を求める。
	修繕・ 部分改築・ 撤去など	同上

区分		C地区	
現状変更等の取扱基準	園路・広場の 新設・修繕など	建築物に同じ	
	工作物	設置 (新設)	建築物に同じ
		改修、 撤去など	同上
	土地の形質の 変更	建築物に同じ	
	木竹伐採・植栽 など	所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の維持について説明の上理解を求める。	

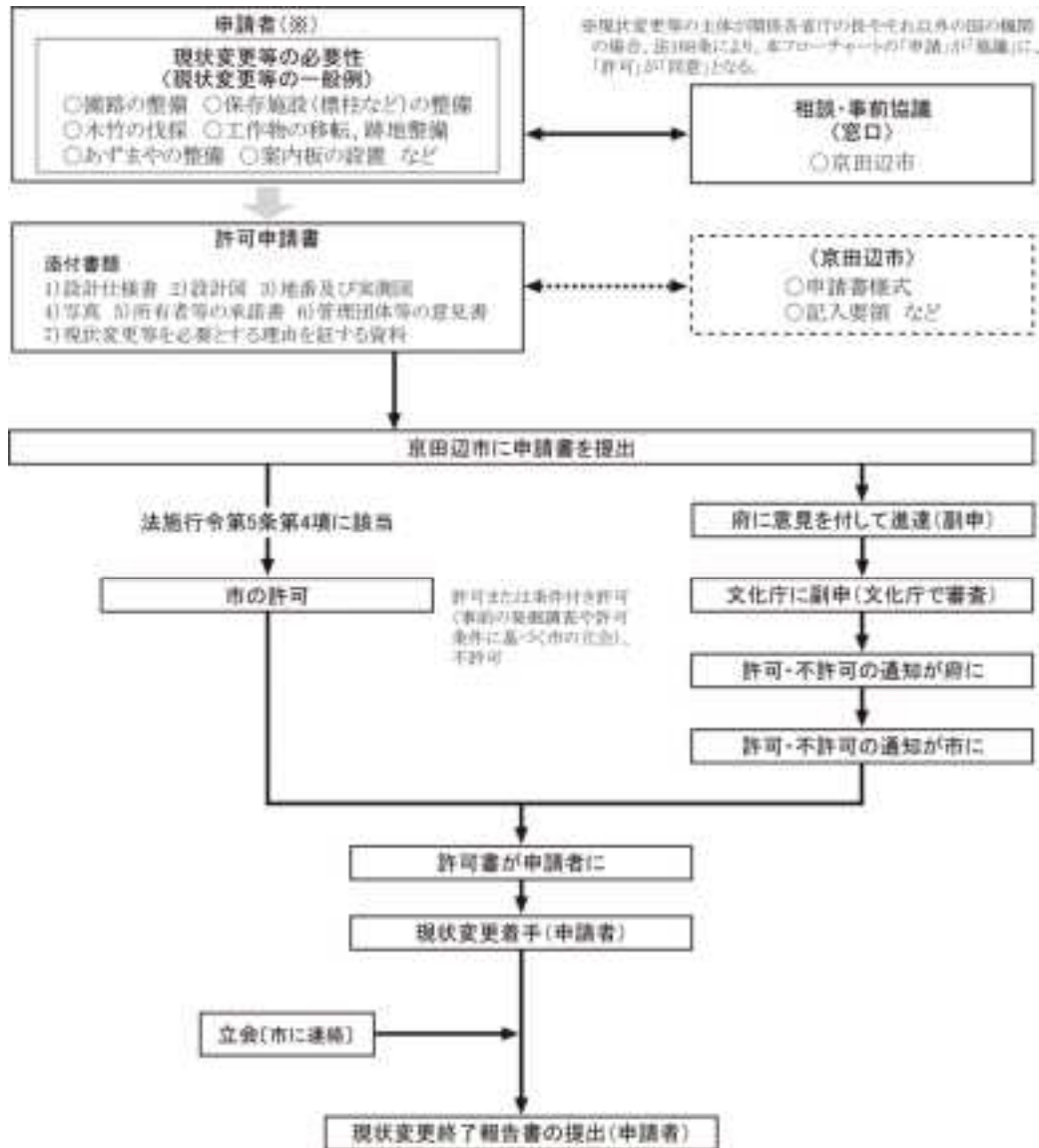


図 87 現状変更申請の手続きの流れ

第4節 植生管理

指定地内の樹木の分布状況を調査し、地区ごとの保存と活用方針に応じた植生管理の方針を立てるものとする。

植生管理の方針の検討にあたっては、以下の項目に留意する。

- ・ 遺構の理解や史跡の歴史的景観を際立たせるために、樹木の手入れや草刈を定期的に行う。
- ・ 遺構に影響を及ぼすおそれのある樹木や、見学者に危険な樹木などは、必要性や安全性を十分考慮したうえで、伐採、枝打ちなどを行う。
- ・ 遺構に影響を及ぼすおそれのある竹類は、浸食を防ぐ手立てを講じる。
- ・ 綴喜古墳群からの眺望や綴喜古墳群を望む眺望を確保するため、これら景観を阻害する樹木の伐採、枝打ちなどの日常管理を行う。
- ・ 各古墳の樹木については、上記のように保存管理及び整備において必要な処置としての伐採や枝打ちは行うものとするが、生物多様性の保全や土砂災害などを防止する観点からも必要以上の伐採は行わないものとし、来訪者には古墳だけでなく自然環境にも親しんでもらえるように努める。

第5節 史跡の保存に関わる法的・行政的措置

(1) 史跡の追加指定・公有化

現在、史跡綴喜古墳群として大住車塚古墳、天理山古墳群(1号墳、3号墳、4号墳)、飯岡車塚古墳が指定を受けている。しかし、綴喜古墳群にはこれら指定を受けた古墳と本質的価値を共有する古墳が他にもある。これら未指定の古墳についても、今後保護を要する範囲であり、条件が整理でき次第追加指定を目指すものとする。

史跡に指定されたものの公有化されていない土地については条件が整い次第公有化を進める。また、未指定の古墳についても史跡指定ののちは必要な土地の公有化を行い、史跡の適切な保存と管理を確実にし、さらに積極的な公開・活用を目的として整備を進める。

(2) 緑地保全

天理山古墳群の位置する丘陵地については、古墳が立地するだけでなく国指定名勝である酬恩庵一休寺の方丈庭園の借景としての価値があるなど、歴史的・文化的価値を有する緑地であり、その環境を保全する必要がある。そのため、都市緑地法に基づき都市計画法に規定される「特別緑地保全地区」の指定に向けた取組みを行う。

特別緑地保全地区の指定要件

- ・ 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの。(都市緑地法第12条第2項)

行為の制限

特別緑地保全地区内における次の行為を行う場合は市への届け出が必要となる。(同法第 14 条)

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 三 木竹の伐採
- 四 水面の埋立て又は干拓
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

第 6 節 災害の予防措置と発生時の対応

風水害や地震などの自然現象による災害について、その予防措置と発生時の対応の観点から、保存管理の方法について示す。

(1) 災害に対する予防措置

- ・大雨や地震などによる被害を防ぐために、墳丘及び古墳の立地する地形の破損・崩壊などについて定期的に点検を行う。
- ・定期的に樹木の点検を行い、倒木や折損の危険性のある場合は、必要に応じて処置を施す。
- ・応急措置などが必要な場合に備え、土嚢、防水シート、木杭、立ち入り防止柵などの資材を保管する。
- ・災害が発生した際の対応を円滑に実施するために、担当部局内の対応体制を整えておくとともに、関係機関との伝達体制を確立する。
- ・防災・減災対策が必要な場合は、関係機関と協議を行う。

(2) 災害発生時の対応

- ・台風通過後などには、巡回し点検を行い、定期点検時と比較しながら状況を確認する。
- ・点検については、安全を十分に確保した上で実施する。状況に応じて建設担当部局の協力を要請する。
- ・被害があった場合は、早急に関係機関に連絡し、緊急及び応急措置などの方針について協議を行う。
- ・緊急時に応急措置などを講じる場合は、被害が拡大しないよう、安全の確認をしつつ適切に行う。
- ・大規模な被災があった場合は、今後の災害復旧に向けた準備を進める。

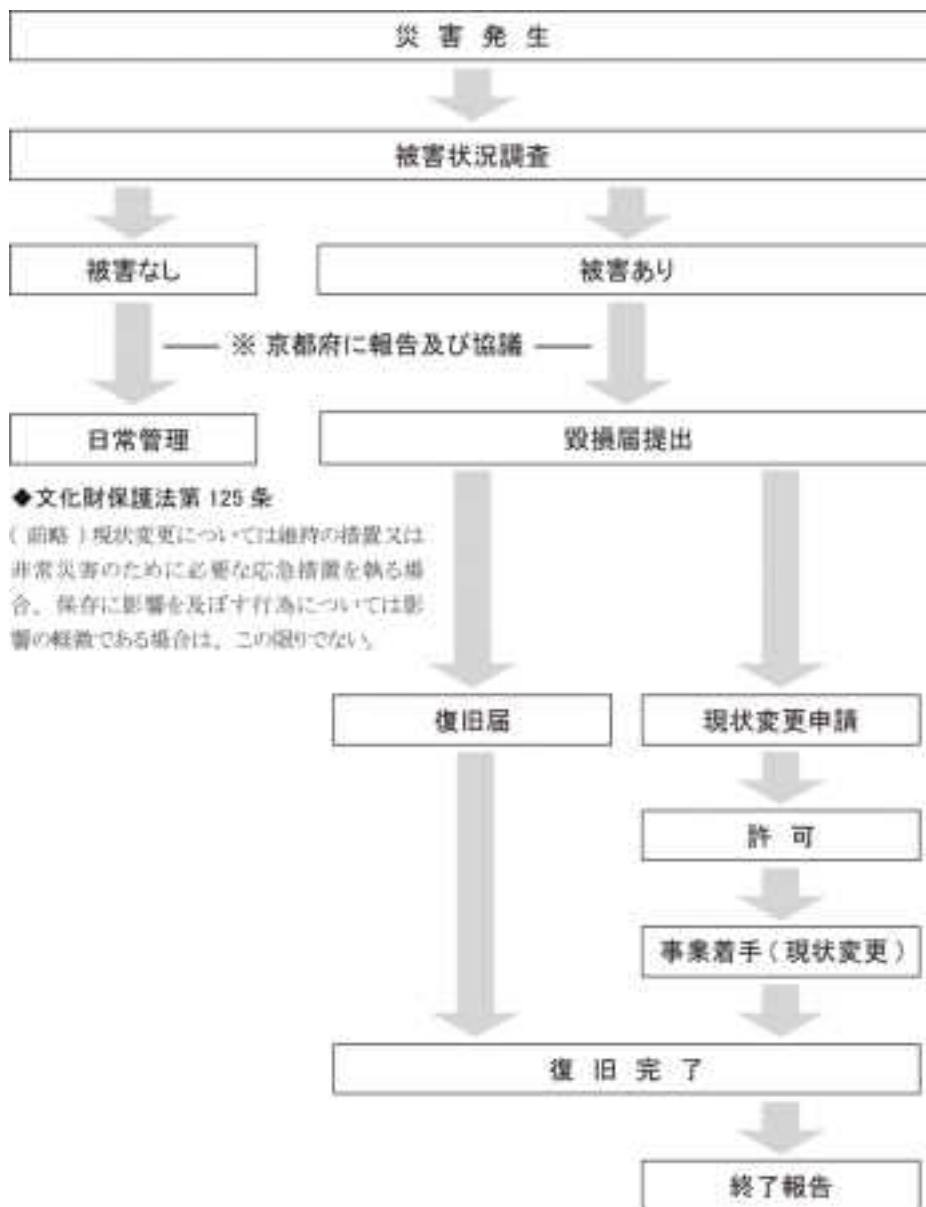


図 88 災害復旧対応の流れ

第7章 活用

第1節 活用の現状と課題

(1) 史跡全体

【現状】

- ・ 現地において統一された史跡の案内・解説ができていない。
- ・ 京田辺市立中央公民館内の展示室において京田辺ゆかりの考古資料・歴史資料を展示している。また、同館裏側には、家形石棺を展示しているが、保存・展示環境が整備された専用の展示施設はない。
- ・ 令和5(2023)年に「綴喜古墳群国指定史跡記念シンポジウム」、令和6(2024)年に「綴喜古墳群保存活用計画ワークショップ」を開催した。
- ・ 史跡綴喜古墳群をはじめとする市内の文化財について、出前講座を開催し、普及啓発活動を行っている。
- ・ 京都府立大学との連携事業として地域学習授業を実施している（令和4年度は三山木小学校、令和5年度は三山木小学校と草内小学校、令和6年度は草内小学校と薪小学校で実施）。
- ・ 史跡綴喜古墳群の一体的な活用ができていない。



図 89 中央公民館の展示室

【課題】

- ・ ガイダンス施設のあり方や統一された史跡の案内・解説について検討が必要である。
- ・ 各種講演会や発掘調査の現地説明会など、史跡綴喜古墳群だけでなく市内の文化財全体での継続的な情報発信・普及啓発活動が必要である。
- ・ 学校現場への講師の派遣など、史跡について積極的に学習する機会を設ける必要がある。
- ・ 史跡綴喜古墳群の一体的な活用が必要である。また周辺文化財と連携した活用を行う必要がある。

(2) 大住車塚古墳

【現状】

- ・ 墳丘がよく認識できる。
- ・ 積極的に活用できていない。
- ・ 説明板などの野外解説施設は設置されているが、昭和49(1974)年指定時のものであり、記載内容が古い。
- ・ 近隣には、姫塚古墳(半壊)の標柱、澤井家住宅などの文化財がある。

【課題】

- ・ 周辺文化財との連携も含め、活用を促す事業の実施が必要である。
- ・ 説明板の内容を最新の調査研究成果に基づくものとし、史跡綴喜古墳群における大住車塚古墳としての内容に更新する必要がある。

(3) 天理山古墳群

【現状】

- ・ 令和3(2021)年及び令和6(2024)年、発掘調査の現地説明会を実施した。
- ・ 現状は、指定地内への立ち入りを規制しているため、見学することができない。
- ・ 見学者が古墳群へアクセスすることが難しい。
- ・ 近隣には酬恩庵一休寺、甘南備寺、棚倉孫神社、薪遺跡、薪神社などの文化財がある。

【課題】

- ・ 出来る限り早い段階での整備を行い、見学を可能にする必要がある。
- ・ 駐車場の確保など古墳群へのアクセス方法の整備について検討する必要がある。

(4) 飯岡車塚古墳

【現状】

- ・ 指定地は私有地であり公道に面していない。
- ・ 墳丘裾の一部(指定地外)は公道に面しており、外部から墳丘を見ることができる。
- ・ 説明板(駒札)が設置されているが、内容は古く老朽化している。
- ・ 近隣には、金泥山古墳、飯岡遺跡、昨岡神社、西方寺、茶園、蓮華寺跡などの文化財がある。

【課題】

- ・ 現在の指定範囲は古墳の一部であり、公開するための条件が整っていない。
- ・ 墳丘裾部に設置された説明板を最新の調査研究成果に基づいた内容に更新する必要がある。

第2節 活用の基本方針

綴喜古墳群を通じて郷土愛や地域に対する愛着を醸成し、文化財の保存・活用へのきっかけ作りに向けて、市民や各種団体と連携を図る。綴喜古墳群の本質的価値を構成する要素をはじめ、市内に残る文化財、またそれらを取り巻く自然環境や景観の中で、体験や学習ができるような機会や空間の確保・充実に取り組む。

綴喜古墳群をはじめとする市内の文化財の活用を進める。また、関係機関や学識経験者と連携し、綴喜古墳群の調査研究を行い、その成果の公開活用に努める。そして調査研究の成果や史跡整備の状況を

踏まえて、史跡の保存管理を行いつつ、地域住民や行政、各種団体が主体となり、ガイダンス施設や説明板等の整備を図り、綴喜古墳群を活かした取り組みを行う。活用に関する取り組みについては適切かつ効果的な方法を用いて発信する。

なお、史跡綴喜古墳群の保存活用を検討する上で前提となるのが、京田辺市が目指す将来都市像の実現に向けた上位計画である『第4次京田辺市総合計画』である。総合計画では、「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現に向けた施策を示しており、その中の「分野別計画」において「子育てしやすく未来を育む文化薫るまち〔文化・教育〕」として、文化資源の活用を謳っている。本計画では、上位計画を基本として史跡綴喜古墳群の活用方法を検討する。

第3節 活用の方法

(1) 教育資源としての活用

学校教育における活用

市内の小中学校において、綴喜古墳群を体験的に学習する機会の確保・充実に努めながら、地域の歴史文化を学び、郷土を愛する心を育てる。出土した遺物に実際に触れる体験講座を実施するほか、教員を対象とした出前講座の実施も検討するなど学校教育において史跡の活用ができるよう進めていく。また、社会科や総合的な学習の時間など学校現場での活用がしやすくなるよう、わかりやすい説明板の整備、教材の作成や講師の派遣など、学術機関との連携を図りながら積極的に進めていく。



図90 京都府立大学との連携授業

生涯学習（社会教育）における活用

天理山古墳群の調査では、その成果を市民に知っていただけるよう現地説明会を実施し、多くの参加者に来場いただくなど高い関心を得ている。また、綴喜古墳群の史跡指定を記念して開催したシンポジウムも好評を博した。このように地域の文化財に関する情報を継続的に発信するとともに、地域の歴史を調査研究している京田辺市郷土史会とも連携し、歴史講座や講演会、出前講座などの開催を通じて文化財の活用を進めていく。そして、天理山古墳群の自然豊かな里山については、史跡としての活用だけでなく、里山保全や動植物観察など、歴史以外の分野をテーマとしたワークショップやイベントを企画することで、新たな分野のファンを獲得し、より多くの方に綴喜古墳群について知ってもらうための取り組みを推進する。こうした取り組みについては、SNSなどを利用した市内外への情報発信を積極的に図り、市外から



図91 綴喜古墳群国指定史跡記念シンポジウム

の参加も受け入れていく。

(2) 観光資源としての活用

綴喜古墳群の価値を向上させていくための活用を目指していく。天理山古墳群の周辺には国指定名勝庭園を有する酬恩庵一休寺が所在するなど、史跡周辺には文化財が点在しているため、市内の文化遺産を活用するため、説明板などを整備して地域回遊を促すとともに、地域の文化財を紹介・案内するパンフレットを作成し、市外からの来訪者を増やし地域の活性化を図る。また、歴史や文化財だけでなく、自然や文化、産業など多様な地域資源を活用し、観光協会や観光ボランティアガイド協会とも連携しながら、観光客に来訪してもらえるような企画や運営体制の整備に取り組む。

(3) 研究資源としての活用

大学などの高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し、綴喜古墳群をはじめとする地域の文化財に関する歴史学・建築史学・考古学・民俗学・地理学・自然環境などの調査・研究を継続的に進めるとともに、その成果を学校教育や生涯学習、観光に向けた取組などに活用する。

(4) 地域資源としての活用

広域的なネットワークの充実・強化を進める。綴喜古墳群については、京田辺市から八幡市にまたがる広い地域に数多くの古墳が分布している。未だ指定に至っていない古墳も数多くあり、両市で協力しながら調査研究を進め、追加指定を含めた保護の体制を築き、地域資源として活用する。また、山城南部や乙訓など京都府南部地域、三島古墳群などが所在する淀川水系の地域も含めた地域において、木津川・淀川流域の古墳文化を軸とした情報共有を進めて連携を図っていく。

第 8 章 調査

第 1 節 調査の現状と課題

(1) 史跡全体

【現状】

- ・ 史跡綴喜古墳群の各古墳の墳丘については、部分的に発掘調査を実施しているものもあるが、墳丘全体の規模・形状を把握する調査は実施していない。現在は、一部の調査成果や現況地形の測量成果により規模・形状を推計している。

【課題】

- ・ 史跡を将来にわたって確実に保存し、活用を図るため、また追加指定を行うためにも各古墳の状況を把握する必要がある。発掘調査をはじめとした各種調査を実施し、各古墳の詳細な情報の把握に努める必要がある。

(2) 大住車塚古墳

【現状】

- ・ 測量調査は実施したものの、発掘調査は実施していない。
- ・ 墳丘上には葦石とみられる石材が散在していることから、外表施設に葦石を有するとみられる。
- ・ 昭和 36(1961)年の空中写真には、古墳の北東側の水田に残る畦畔が周溝の様相を呈しており、指定地外に周溝が広がる可能性がある。



図 92 葦石の石材



図 93 昭和 36 年撮影の空中写真
(右上:大住車塚古墳 左下:大住南塚古墳)

(出典：国土地理院撮影の空中写真)

【課題】

- ・ 古墳の正確な規模や構造、遺構の遺存状況については不明である。
- ・ 道路外側の田畑にも周溝が広がっていたと想定され、遺構の遺存状況の確認が必要である。

(3) 天理山古墳群

【現状】

- ・ 令和 3(2021)年・令和 6(2024)年の発掘調査により、古墳の墳形や規模はある程度明らかになっているが、各墳丘の詳細な構造・附帯施設などは確認できていない。
- ・ 3号墳の墳丘の外側から埴輪棺とみられる遺構を検出している。
- ・ 天理山2号墳やその他墳丘の外側の遺構の有無を確認できていない。
- ・ 令和 5(2023)年度に樹木管理のためのレーザ測量技術を用いた基盤情報整備調査、令和 6(2024)年度に地形調査を実施した。



図 94 天理山 3 号墳出土埴輪棺
(前方部北東裾外側)

【課題】

- ・ 保存及び活用に向けて、詳細な墳丘の構造(墓壇、段築、外表施設など)を明らかにする必要がある。
- ・ 天理山2号墳や墳丘の外側の遺構の有無を確認する必要がある。

(4) 飯岡車塚古墳

【現状】

- ・ 明治 35(1902)年に発掘された際、主体部である竪穴式石槨で腕輪形石製品が数多く出土した。
- ・ 昭和 51(1976)年に後円部東側墳丘裾部で基底石、葺石および楕円筒埴輪を検出している。



図 95 飯岡車塚古墳葺石検出状況(後円部東側裾部)

【課題】

- ・ 古墳の正確な規模や構造、遺構の遺存状況について不明である。
- ・ 墳丘の東側及び南側にも遺構が広がると想定される。
- ・ 前方部に茶畑が営まれており、遺構の遺存状況が確認できていない。

(5) 追加指定を目指す古墳

【現状】

- ・ 大住南塚古墳は昭和 61(1986)年、昭和 62(1987)年の発掘調査により、埴輪、葺石、長方形周溝を

有する墳丘長 71m の前方後方墳であることが明らかになった。

- ・ 興戸 1 号墳は昭和 56(1981)年に測量調査を実施し、墳丘長約 24m の前方後円墳であることが明らかになった。また平成 6(1994)年の発掘調査により、墳丘には埴輪や葺石がなく、周溝を有することを確認している。
- ・ 興戸 2 号墳は大正 3(1914)年に盗掘され石製品などが出土している。昭和 18(1943)年に行われた現地踏査では、埋葬施設として粘土槨(割竹形木棺)が確認されている。墳丘上からは埴輪が出土している。

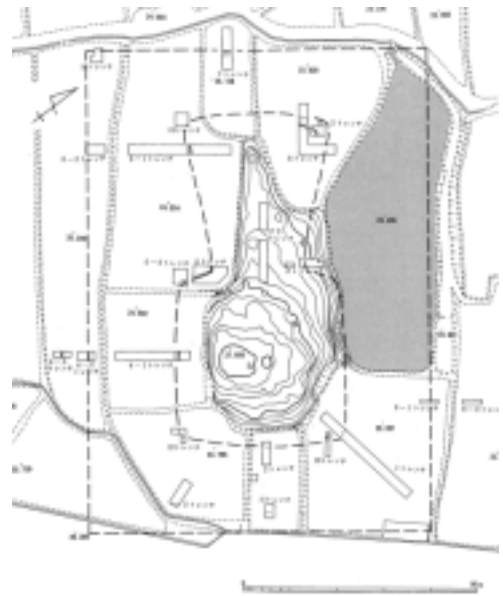


図 96 大住南塚古墳 測量図



図 97 大住南塚古墳後方部西側



図 98 大住南塚古墳出土埴輪

【課題】

- ・ 興戸 1 号墳及び 2 号墳、トヅカ古墳は調査により古墳の概要の一部が判明しているものの、ゴロゴロ山古墳、薬師山古墳、弥陀山古墳は正確な墳丘の規模や埋葬施設、外表施設などについて不明である。
- ・ 上記追加指定を目指す各古墳については、指定するための情報が不足しており、今後はこれまでの調査結果の整理と発掘調査を実施し、必要な情報の収集に努める必要がある。

第2節 調査の基本方針

(1) 史跡全体

- ・ 史跡として適切な保存管理や活用、整備を行っていく上で、その基礎となる墳丘の規模や形状、遺構の遺存状況の把握は重要である。指定を受けている各古墳及び今後保護を要するものとして追加指定を目指す古墳の基礎的情報の収集を目的とした発掘調査を実施する。

(2) 大住車塚古墳

- ・ 市街化調整区域に指定されており周辺の開発圧は低いため、必要に応じて発掘調査を実施する。
- ・ 指定地外へ遺構が広がる可能性があるため、必要に応じて発掘調査を実施し、指定地拡張の基礎資料の充実をはかる。

(3) 天理山古墳群

- ・ 詳細な墳丘の構造(墓壇、段築、外表施設等)を明らかにし、調査に基づき正確な墳丘の復元を実施する。今後の活用を検討するため、調査は同古墳群を中心に進める。



図 99 天理山 3 号墳後円部西側裾部



図 100 天理山 3 号墳後円部南側斜面及び平坦面

(4) 飯岡車塚古墳

- ・ 市街化調整区域であり開発圧は低く、民有地であることから、所有者に調査の主旨等を説明し協議の上実施する。
- ・ 指定地外へ遺構が広がる可能性があるため、必要に応じて発掘調査を実施し、指定地拡張の基礎資料の充実をはかる。

(5) 追加指定を目指す古墳

- ・ 追加指定を目指す古墳については、十分な調査が実施できていないため、市有地については必要に応じて発掘調査などを実施し、追加指定に向けた基礎資料の充実を図る。民有地の調査については所有者と協議の上実施する。
- ・ 関連する研究論文やその他資料などの調査・把握を継続的に実施する。

第3節 調査の方法

(1) 史跡全体

- ・ 各古墳とも基礎的情報の収集を目的とした測量調査や発掘調査を実施するとともに、古墳群全体の本質的価値を把握するための、周辺地域の文化財をはじめとする歴史的環境や地形などの自然的環境に関する情報の整理を行う。
- ・ 関連する研究論文やその他資料などの調査・把握を継続的に実施する。

(2) 大住車塚古墳

- ・ 前述したように大住車塚古墳については、既に周溝部分の整備は行われているものの、墳丘部分については未調査である。墳丘の一部には形状が変形している箇所もみられることから、遺構の保存を確実にし、墳丘の修復に必要な情報の収集を目的として発掘調査を実施する。そのため保存管理に不足する事項を整理したうえで限定的な調査を行う。
- ・ また指定地周辺での工事に際しては、試掘調査^(注1)や工事立会を行い、遺構の広がりを確認する。
注1：開発予定地内に幅1～2m程度の試掘坑を帯状に数本掘削し、埋蔵文化財の有無を確認する。試掘坑の本数・長さ・深さはその土地の形状や面積等により変わる。

(3) 天理山古墳群

- ・ 天理山古墳群については、各墳丘の詳細な構造・附帯施設などが確認できていないことから、今後の保存管理及び整備に必要な情報を収集する必要がある。
- ・ 調査にあたっては、必要な箇所を洗い出し、優先度の高い箇所から実施する。具体的には 墳丘の範囲を確定するための墳丘裾部 主体部(墓壙)や外表施設の範囲確認 墳丘内の遺構面レベルの確認 墳丘外側周辺や墳丘を擁する丘陵全体における遺構の確認等が挙げられる。

(4) 飯岡車塚古墳

- ・ 飯岡車塚古墳の史跡指定地は、現在墳丘の一部のみであることから、今後保護を要する範囲の遺構の遺存状況の確認を行う必要がある。追加指定や保存管理、整備に必要な情報の収集を目的として発掘調査を実施する。調査は所有者と協議の上実施する。

- ・ 墳丘周辺の工事に際しては、試掘調査や工事立会を行い、遺構の広がりを確認する。

(5) 追加指定を目指す古墳

- ・ 今後保護を要する範囲の追加指定を目指すため、各古墳の現況を確認することを目的に詳細な測量調査を行うとともに、古墳本体及び周溝などの附帯設備の範囲確認及び本質的価値の把握のための発掘調査を実施する。
- ・ 墳丘周辺の工事に際しては、試掘調査や工事立会を行い、遺構の広がりを確認する。

第9章 整備

第1節 整備の現状と課題

(1) 史跡全体

【現状】

- ・ 史跡指定地に隣接して、史跡綴喜古墳群に関する便益施設・駐車場といった来訪者が安全・快適に見学できるための設備が整備されていない。
- ・ 史跡綴喜古墳群を構成する古墳が広範囲に点在している。
- ・ 史跡綴喜古墳群として統一性のあるサイン類(案内板・説明板・道標ほか)が設置されていない。

【課題】

- ・ 来訪者が安全・快適に見学できるよう整備を進める必要がある。
- ・ 来訪者の便益施設や駐車スペースを確保する必要がある。
- ・ 古墳群全体としてのガイダンス施設のあり方や、各古墳を円滑に見学する方法を検討する必要がある。
- ・ 活用のための整備であるサイン類(案内板・説明板・道標ほか)の設置については、史跡綴喜古墳群内における見学者の動線などを検討し、整備する必要がある。また、説明板については、サイン計画を策定して古墳群全体で統一性のあるデザインとし、古墳群であることを明示する必要がある。

(2) 大住車塚古墳

【現状】

- ・ 昭和 58(1983)年度に史跡標識・史跡説明板など、昭和 63(1988)年度～平成 3(1991)年度にかけて盛土張芝などの整備を行った。
- ・ 指定地内には史跡境界標、指定地外には史跡標識・史跡説明板・説明板(駒札)が整備されている。
- ・ 指定地内には来訪者への注意を促す看板が整備されている。
- ・ 墳丘上には樹木が繁茂している。
- ・ 墳丘上に標柱(チコンチ山古墳)が田辺郷土史会(現京田辺市郷土史会)と田辺町によって設置されている。
- ・ 周溝部やその周囲(指定地外)には排水溝などが整備されている。
- ・ 後方部周溝南角(指定地外)に石仏が祀られている。

【課題】

- ・ 墳丘の一部が変形しているため、遺構への影響を確認したうえで、保護層が確保されるよう処置が必要である。
- ・ 現在の整備は、昭和 49(1974)年の指定に基づく整備であり、史跡標識及び史跡説明板の標記や内容

が更新されていない。標識の変更が必要であり、説明板についても史跡綴喜古墳群における大住車塚古墳とした内容に修正する必要がある。

- ・ 墳丘上に繁茂している樹木の適切な管理が必要となる。
- ・ 墳丘上に設置されている標柱(チコンチ山古墳)は、田辺郷土史会が田辺町と共同で昭和 30 年代に設置したものであり、標柱自体が一定の歴史を持っているため継続した設置が必要であると考え、遺構への影響については検討する必要がある。
- ・ 指定地外に存在する石仏については、今後保護を要する地区内に存在するため、当該範囲の追加指定を行う際には対応が必要となる可能性がある。

(3) 天理山古墳群

【現状】

- ・ 文化財保護法に定められた保存管理上必要な設備(史跡標識、史跡説明板、史跡境界標など)が整備されていない。
- ・ 指定地内を安全に見学できる見学道がないため、指定地への立ち入りを規制している。
- ・ 指定地内においては整備や管理のための道が整備されてない。
- ・ 指定地内には樹木や竹が繁茂している。
- ・ 指定地北側の樹林は国の名勝に指定されている酬恩庵庭園の借景となっている。
- ・ 天理山古墳群の一部及びその周辺地域には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されている区域が存在する。

【課題】

- ・ 文化財保護法に定められた保存管理上必要な設備(史跡標識、史跡説明板、史跡境界標など)やフェンスなどの安全上必要な設備の整備が必要である。
- ・ 公開・活用を図るため、見学ルートの整備が必要である。
- ・ 指定地内の整備や樹木管理、災害時の倒木の搬出などの際に使用する管理道の整備を検討する必要がある。
- ・ 指定地内の調査が不足しており、見学ルートや管理道の設置場所について確定できず、指定地内の整備内容を図化することができない。
- ・ 指定地内の樹木や竹については、遺構への影響や来訪者の安全性を考慮し、適切な管理が必要となる。
- ・ 酬恩庵庭園の借景となっている樹林については、整備に際して配慮が必要になる。
- ・ 指定地内には、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に影響を及ぼす原因となる上流の部分の勾配が急な開析谷(同法施行令に言う「溪流」)が存在するため、古墳の保存とともに周辺地域の安全確保が重要であり、整備にあたっては地形の状況や植生を把握したうえで、現況に変状をきたさない整備方法を検討する必要がある。
- ・ 指定地南東に隣接する建物跡地である空き地周辺は放置された状態で排水設備がない。雨水は住宅

付近まで流下しているため、排水設備が必要となる可能性がある。

(4) 飯岡車塚古墳

【現状】

- ・ 指定地は墳丘の一部のみであり、指定地の進入経路が未指定の私有地であるため、指定地内の整備は行われていない。
- ・ 標柱及び説明板(駒札)が指定地外に設置されているが、文化財保護法に定められた保存管理上必要な設備(史跡標識、史跡説明板、史跡境界標など)は整備されていない。

【課題】

- ・ 追加指定を行い、整備について検討する必要がある。
- ・ 文化財保護法に定められた保存管理上必要な設備(史跡標識、史跡説明板、史跡境界標など)の整備が必要である。

第2節 整備の基本方針

史跡の整備は「保存」のための整備と「活用」のための整備に分けられる。

史跡指定地の整備については、専門家や市民の意見を踏まえて整備基本計画を策定し、同計画に基づき整備事業に着手する。

(1) 「保存」のための整備の基本方針

【基本方針】

- 古墳や植生の状態を把握したうえで、保存のための適切な整備を行う。
- 文化財の保護を前提に生物多様性の保全に努める。
- 周辺地域の安全確保を踏まえた整備を行う。

<古墳の保存のために必要な整備の考え方>

史跡の適切な保存管理を行うため、これまで行われた発掘調査や植生調査・鳥類調査・地形調査による情報に加え、保存や整備に必要な情報の収集を目的に継続的な調査を実施し、保存及び修景の優先度を見極めながら、適切な整備を行う。

整備するにあたっては、史跡を適切に保存管理するため、古墳そのものを整備するだけでなく、史跡指定地の自然環境の保全を目指す。特に天理山古墳群の所在する丘陵地には里山としての環境が残っており、国の名勝である酬恩庵庭園の借景となっている。この豊かな自然環境を維持しつつ、これらを活かした整備を行い、文化財の保護を前提に生物多様性の保全に努めるものとする。

また、史跡としての保存を継続的かつ確実なものとするために、史跡指定地の場所と範囲を示す標識

や境界標、綴喜古墳群の本質的価値を周知する標柱や説明板などの整備を行う。

なお、天理山古墳群の指定地及びその周辺地域に、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されている区域が存在することを鑑み、土砂流出などの災害が発生しないような整備を行う。

(2) 「活用」のための整備の基本方針

【基本方針】

- 活用方法に応じた整備を行う。

綴喜古墳群の本質的価値を伝え、継承していくために、第7章で整理した活用の方向性・方法について、その効果を最大限に発揮できるような機能を検討し、必要な施設などを整備する。

<文化財として活用するための整備の考え方>

「文化財」としての綴喜古墳群の本質的価値を正しく伝えるため、古墳の形が認識できるような整備に努める。また、広範囲に及ぶ綴喜古墳群について、その全体像を理解できるよう、説明板などを用いて古墳群全体の解説を行う。さらに、古墳をつなぐ見学ルートの設定や古墳見学のための環境整備を進める。

第3節 整備の方法

(1) 保存のための整備

古墳の保存のための整備にあたっては、史跡の管理団体である本市が国及び京都府と調整し、保存のための整備に必要な事項を十分に検討し、原則として整備基本計画を策定した上で整備を実施するものとする。

古墳の保存状況等を定期的に観察し、応急措置も含めた保存のための整備を行う。また、墳丘上の樹木の根や台風や大雨などの自然災害が遺構の保存に影響をおよぼす場合があるため、定期的な観察を行い、必要に応じて伐採や剪定を実施する。

整備に際しては、墳丘の保存を基本として、発掘調査等の成果に基づいて、復元盛土などによる墳丘の保護対策を検討し、保存・修景の方針を定めたくうえで実施する。

<史跡を保存するために必要な整備方法>

大住車塚古墳

墳丘の一部が変形しているため、遺構への影響を調査等により確認を行ったうえで、保護層が確保されるよう処置を行う。その際に、埋戻し後の土砂の流出を防ぐため墳丘の保護策についても実施する。

また、墳丘上の樹木の多くが大きく生育しているため主体部など遺構への影響が懸念されるが、伐採・

除根を行えば遺構を破壊する恐れがあるため現状を維持しつつ、剪定や伐採を必要に応じて行う。ただし、墳丘外周部に生育する樹木については外側へ傾斜しているものもあり、倒木の恐れがあるため、定期的に観察を行い、必要に応じて上部の剪定や支えの設置などの対応を行う。

なお、昭和 49(1974)年の指定に基づく整備として、史跡境界標、史跡標識及び史跡説明板が整備されているが、史跡標識及び史跡説明板については、綴喜古墳群としての指定内容へ更新する。

天理山古墳群

降雨や経年劣化、獣害による土砂の流出で毀損した墳丘については、盛土などによる保存・修景を実施する。埋戻し後の土砂の流出を防ぐため、墳丘の保護策についても必要に応じて実施する。また、調査等により早急な対応が必要となる箇所が明らかになった場合には、先行して対応を行う。指定地内には樹木や竹が繁茂しているため、遺構への影響を検討した上で、適切な樹木管理を行う。適切な樹木管理を行うためには管理道の整備が必要である。そのため、遺構に影響を与えない敷設場所を十分に検討した上で、管理道の整備を行う。また、竹はその他の樹林へ浸食を続けており、遺構や酬恩庵一休寺の借景としての景観へ影響を与える。植生等の変化に対応する整備を検討するとともに、指定地全体の植生管理についても今後検討するものとする。

前述のとおり天理山古墳群及びその周辺地域には、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定され、「土石流」及び「崖崩れ」の危険が想定されている区域がある。当該区域の整備に当たっては、京都府の砂防担当部局や市の防災・砂防担当部局と十分協議を行い、法令に定める事項を遵守し、近隣住民及び来訪者の安全を最優先とする整備を進める。なお、整備を進めるにあたっては、地盤や斜面等の必要な調査を行った上で、砂防の専門家の意見を徴しながら進めるものとする。

史跡としての保存を継続的かつ確実なものとするため、文化財保護法第 115 条及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づき、史跡の名称を示す標識(史跡標識)及び史跡の指定年月日や指定理由等を記した史跡説明板や史跡の位置や範囲を示す史跡境界標を設置する。

飯岡車塚古墳

現状としては墳丘の一部のみが指定されている状況であるため、追加指定や墳丘の公有化を行った上で、遺構の保護や樹木管理を行う。

また、文化財保護法第 115 条及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づき、史跡の名称を示す標識(史跡標識)及び史跡の指定年月日や指定理由等を記した史跡説明板や史跡の位置や範囲を示す史跡境界標を設置についても、追加指定や墳丘の公有化の進捗に併せて整備を進める。

(2) 活用のための整備

史跡指定地の土地利用等の状況、土地の公有化や追加指定の進捗状況を踏まえて、地盤や斜面等の必要な調査を行った上で、条件の整った古墳から段階的かつ継続的に整備を進め、公開・活用の範囲を広げる。

大住車塚古墳は、既に整備が実施されている。ただし、史跡綴喜古墳群として名称変更がされたことにより設置されている史跡標識及び史跡解説板の内容の更新が必要となる。飯岡車塚古墳については、現在の指定範囲は古墳の一部であり、今後追加指定を進めるとともに指定後に公有化を図り整備を行う予定であり、整備の詳細は今後検討するものとする。よって当面の整備については、比較的条件が整っており、かつ整備が一切なされていない天理山古墳群を優先的に行うものとする。

具体的な整備方法については、綴喜古墳群の本質的価値を構成する墳丘、周溝、外表施設及び古墳の立地する地形を保存しつつ、見学者の安全の確保を前提として、各古墳の保存状況や調査・研究の成果を踏まえたうえで整備基本計画において検討する。

また、史跡指定地外において、ガイダンス施設や便益施設・駐車場の設置を検討する。

< 史跡を活用するために必要な整備方法 >

大住車塚古墳

大住車塚古墳は昭和 49(1974)年の史跡指定後、史跡標識・史跡説明板の設置や盛土張芝などの整備が実施されている。整備後は、管理団体である本市により維持管理が行われており良好に保存されている。しかし、当初の指定は大住車塚古墳単体での指定であったため、追加指定に伴う既設の史跡標識及び史跡説明板の綴喜古墳群への名称変更等の更新を行う。更新にあたっては、平易な表現・内容となるように努める。

天理山古墳群

天理山古墳群については、史跡指定地が公有化されているものの未整備であるために立入を制限しており、また災害の危険性が想定される区域が存在する。これらの課題に対応するため、同古墳群を中心に整備を進めるものとする。整備に際しては継続的に調査を行い、園路や管理道の敷設場所については、遺構に影響を与えないよう十分な検討を行った上で決定するものとする。

整備については、以下の内容が想定される。

- 園路：各古墳を見学するための園路を設ける。ルートについては、地形的制約より墳丘上に設定する可能性が高く、その場合は遺構に影響を与えないよう十分な保護層を設ける。
- 遺構表示：これまでの調査成果及び今後実施する発掘調査の成果については、可能な限り公開するよう努めるものとする。例として、葺石及び埴輪列の復元や墓壙範囲の表示などが挙げられる。また、物理的な復元整備だけでなく、ARやVRなどの技術の利用も検討し、史跡の本質的価値の伝達により適した整備を行うものとする。
- サインの設置：説明板及び案内板は、整備計画に基づき、古墳群周辺の景観にふさわしい統一的なデザインとし、ユニバーサルデザインを考慮したあらゆる人にわかりやすいものとする。また、総合的な案内板等の綴喜古墳群全体について解説したもののほか、天理山古墳群内の各古墳や動植物に関する解説を行うものや、園路の分岐点等に設置するもの、危険箇所への立入禁止や禁止行為を明示するものなど、その目的に応じた適切なサイン表示を行う。なお、これらのサイン類の設置に際して、遺構に影響を与えないようその設置場所及び設置方法は十分な

検討を行う。

- ▶ 安全対策：保存のための整備とも重なるが、天理山古墳群及びその周辺地区には「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されている箇所があり、指定箇所以外にも急傾斜地が史跡指定地内には随所に存在するため、来訪者が安全に見学できるよう見学ルートの設定を行う。また、来訪者が危険な箇所に立ち入ることがないように、フェンス等の安全設備を設置するほか、肥溜め跡については危険の無いよう措置を講ずる。なお、状況に応じて整備に先行して早急な対応を行う。

飯岡車塚古墳

飯岡車塚古墳については、所有者と協議を進め追加指定を目指すものであるが、指定後の公有化も含め条件が整ったのち、整備の方法について検討するものとする。

なお、現在判明している古墳の内容について解説する暫定的な説明板を設置する。

その他活用に必要な施設の整備

綴喜古墳群は京田辺市から八幡市にかけて広範囲に古墳が分布しており、主要な古墳が一定の距離を置いて築造されている。これがこの古墳群の本質的価値の一つである。しかし、広い範囲に古墳が分布するため、古墳群の見学には、古墳群全体の位置情報の提供と効率的な見学ルートの設定、そして案内・誘導するためのサインシステムの構築が必要となる。綴喜古墳群や周辺地域の歴史資源を有機的に結ぶサイン整備を行う。サインシステムの構築にあたっては、綴喜古墳群全体のサイン計画を策定し整備を行う。サインのデザインについては、綴喜古墳群に関するサインであることが明確に伝わるようにデザインの統一性に留意する。そして、Web サイトなどのデジタル媒体やパンフレット・マップ等も同系統のデザインとし、利用者に視覚的な分かりやすさを提供する。

また、安全管理設備や維持管理作業に必要な資機材の保管場所の設置、さらに維持管理用・緊急車両用通路の確保なども検討する。

学習教材や観光資源として活用するための整備

綴喜古墳群を学習教材や観光資源として活用するため、関係各者と調整し、活用に資する内容の整備を行う。

第10章 運営・体制

第1節 運営・体制の現状と課題

【現状】

- ・ 文化財担当部局の専門職員は、埋蔵文化財を専門とする者が3名、文献史学を専門とする者が1名配置されている。
- ・ 京田辺市郷土史会(昭和31(1956)年発足)によって地域の歴史について調査・報告されている。
- ・ 庁内の連携体制としては、保存活用計画策定において関係各課による「京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等ワーキング部会」を設置し、情報の共有を図るとともに他の計画等との調整を行っている。
- ・ 京田辺市は史跡の管理団体として史跡の保存管理に関する業務を文化庁、京都府教育委員会の指導・助言の下に実施している。なお、史跡内の私有地の維持管理は土地所有者などの関係者が行っている。
- ・ 京都府文化財保護指導委員による文化財等の保存管理に関する巡視が定期的に行われている。

【課題】

- ・ 日頃の維持管理、整備や活用事業の推進、調査研究など、史跡の管理団体としての責務を遂行できる組織体制の整備を図るとともに、現状の人員を担保しつつ、更なる体制の強化が必要である。
- ・ 史跡の現状変更に関する対応や整備事業などにおいては、国・府といった行政機関との連絡・調整や支援は不可欠である。また、調査・研究などにおいては、大学など研究機関や学識経験者の協力が必要である。これら行政機関や研究機関などとの連携の強化が必要である。
- ・ 史跡綴喜古墳群の日常の維持管理や活用において、継続的な市民の参画が必要である。
- ・ 庁内の連携については、保存活用計画策定のみならず、今後の整備事業、整備後の維持管理や活用等においても継続した連携体制が必要である。

第2節 運営・体制の方向性

史跡の保存を確実に実施し、それを維持し後世に継承するためには、体制の整備が不可欠である。そのため、史跡の管理団体である本市が運営の中心となり、土地所有者、地域活動団体、関係機関等が連携できる体制の充実・強化を図る。

また、史跡の保存活用を展開するに際しては、市民との連携は必要不可欠である。史跡の周知活動を継続して実施し、史跡の保存活用に関心のある人々を惹きつけ、住民をまじえての保存活用体制を検討する。加えて、教育機関や研究機関、有識者などとも連携し、史跡の調査・研究を推進し、その成果に基づく保存活用施策の推進に努める。

第3節 運営・体制の方針

(1) 体制整備

前述のとおり、指定地の保存活用は、管理団体である本市が適切に実施することを基本とする。そのため、管理団体である本市は、保存活用事業の推進に必要な事業量に配慮した人員配置に努める。従前より実施している文化財業務に加え、今後は史跡の活用や整備などの事業を効果的に展開していくために、専門職員の適正な人員配置が必要となる。それに加え、史跡の保存活用は継続して行う事業であるため、事務職員を含めた適正な職員数・体制を検討し、職員数だけではなく年齢構成などのバランスも考慮した持続可能な体制とすることが必要である。

(2) 連携

庁内の連携

史跡の保存活用は文化財担当課が中心となり実施するが、庁内の関係各課との連携が必要となる。整備事業の推進にあたっては、土木等の専門技師の協力が不可欠であり、こうした技師が所属する部署と連携し整備を進めていく。土砂災害特別警戒区域等を指定地内を含む天理山古墳群の整備に際しては、砂防や防災担当課との連携が必要であり、植生管理や自然保護については環境担当課や公園担当課との連携が必要である。活用に際しては、観光担当課や教育委員会、各種学校との連携も重要となる。観光分野や教育分野において史跡を活用するために、整備段階から連携を取ることとし、整備完了後の活用に際しても継続した連携を行う。そのため、本計画策定時と同様に関係部局で組織したワーキング部会を開催し、意見交換・情報共有に努めるものとする。

国・府との連携

史跡の整備事業の推進やその後の保存管理の実施に際しては、事業実施時の助言等や予算の確保等において、文化庁や京都府文化財保護課との緊密な連携が不可欠となる。また、天理山古墳群には土砂災害特別警戒区域等に指定されている箇所が存在するため、京都府の砂防担当課と連携した上で整備等を実施する。

地域や関係機関との連携

史跡の活用に際しては、観光協会や観光ボランティアガイド協会などの市内関係機関と連携し、史跡のPR等を推進する。また、住民に対して周知活動を継続して行い、日常の維持管理や活用において、多くの方々が史跡の保存管理や整備に参画することができるような体制の構築に努める。

その他の連携

前述以外の連携としては、近隣の市町村や大学などの研究機関、民間企業などの組織との連携が考えられる。特に八幡市には史跡綴喜古墳群を構成する八幡西車塚古墳があるほか、綴喜古墳群を構成する古墳が数多く所在している。今後の活用等において特に連携・協力が必要となる。これらの組織との連携は保存活用における繋がりが深いため、次章の実施計画を踏まえながら具体的にどういった連携が可能なのかをまず整理する必要がある。また、飯岡車塚古墳に係る指定地及び指定地以外の土地所有者や綴喜古墳群を構成する未指定の古墳所在地の土地所有者との連携も必要となる。

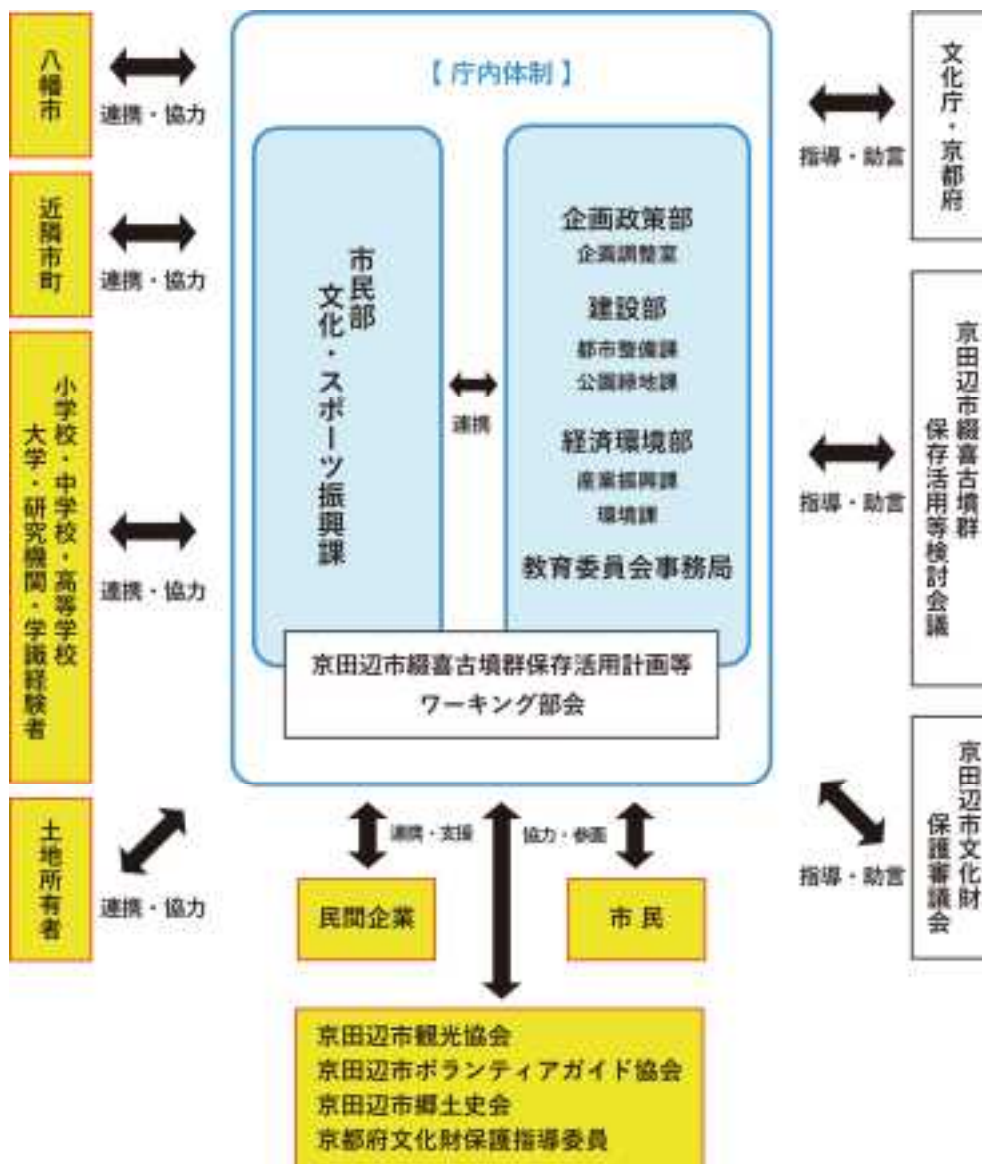


図 101 運営・体制のイメージ

第 11 章 実施計画

第 1 節 実施計画

本計画の保存管理から運営・体制までの各章に定めた方向性や方法を実効性の高いものとするため、実施すべき施策の項目を整理し、今後どのような日程で施策を実行していくのかを明記する。

本計画の日程は、概ね 1 期・2 期・3 期の 3 段階に分けることとする。

1 期計画では、史跡の保存活用において即効性の高い事業の実施や、2 期・3 期計画での実施を想定する施策に必要な情報を収集・整理する準備期間とする。






2 期計画は、史跡の保存活用にあたり早急な実施が困難な施策を実施することを想定しており、1 期計画において整理した情報を元に効果的に施策を実施する。また、1 期計画で実施した施策の検証を行い、そこから得られた課題を克服するための施策を新たに検討する期間でもある。

3 期計画は、2 期計画以降を想定し特に期間を定めないが、現状では実施時期が不透明な事業を想定しており、1 期・2 期計画においては継続した情報収集を行い、実施に向けた取組を行う。また、それまでの 10 年間の経過観察の点検結果を踏まえ、1 期・2 期計画で実施した事業の検証を行うと共に、その時点での各施策の進捗状況や新たに生じた課題などを鑑み、保存活用計画の見直し・変更を行うとともに、未実施の事業を実施する。

表 16 施策の実施計画

項 目		1 期計画 (2025 ~ 2029)	2 期計画 (2030 ~ 2034)	3 期計画 (2035 ~)	
保存管理	定期点検と日常の維持管理(草刈り・枝葉の剪定等)	→		→	
	墳丘上の樹木の管理(転倒防止・伐採等)	→		→	
	現状変更への適切な対応	→		→	
	災害への適切な対応	→		→	
	史跡指定地の公有化の検討(飯岡車塚古墳)		→	→	
	追加指定の検討		→	→	
活用	Web サイトや広報紙を通じた情報発信	→		→	
	小中学校への出前講座などの教育事業の実施	→		→	
	ワークショップや現地見学会など各種イベントの実施	→		→	
	史跡のパンフレットなどの作成・運用	→	→	→	
	観光資源としての活用について検討・運用	→	→	→	
調査	大住車塚古墳	遺構の遺存状況把握のための確認調査		→	
		指定地周辺の試掘調査・工事立会による現況把握	→	→	
		研究論文や各種資料による情報収集・調査の検討	→	→	
	天理山古墳群	古墳の範囲確認調査	→		
		保存整備に必要な情報収集のための確認調査	→	→	
		研究論文や各種資料による情報収集・調査の検討	→	→	→
	飯岡車塚古墳	古墳の範囲確認調査			→
		指定地周辺の試掘調査・工事立会による現況把握	→	→	→
		研究論文や各種資料による情報収集・調査の検討	→	→	→

項 目		1 期計画 (2025 ~ 2029)	2 期計画 (2030 ~ 2034)	3 期計画 (2035 ~)	
調 査	追加指定を目指す古墳	埋蔵文化財包蔵地の試掘調査・工事立会による現況把握			
		研究論文や各種資料による情報収集・調査の検討			
整 備	古墳群全体	綴喜古墳群の見学ルート・ガイダンス施設の検討(活用)			
		サイン計画の策定(活用)			
		ワークショップの開催(活用)			
	大住車塚古墳	史跡標識・史跡説明板・史跡境界標の更新(保存・活用)			
		墳丘保護策の検討・実施(保存)			
	天理山古墳群	整備基本計画の策定(保存・活用)			
		史跡標識・史跡説明板・史跡境界標の設置(保存・活用)			
		指定地内の植生管理方法の検討(保存・活用)			
		指定地内の植生管理(保存・活用)			
		墳丘保護策の検討・実施(保存)			
		土砂災害特別警戒区域等の対応策の検討・整備(保存)			
		園路の設置箇所の検討・整備(活用)			
		遺構表示方法の検討・整備(活用)			
		各種サイン類の設置(活用)			
		フェンス等安全対策の実施(保存)			
	飯岡車塚古墳	墳丘保護策の検討・実施(保存)			
		暫定的な説明板の設置(活用)			
		史跡標識・史跡説明板・史跡境界標の設置(保存・活用)			

項 目		1 期計画 (2025 ~ 2029)	2 期計画 (2030 ~ 2034)	3 期計画 (2035 ~)
運 営 ・ 体 制	京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議による検討			
	京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等ワーキング部会による検討			
	文化庁・京都府との連携			
保存活用計画の見直し・変更				

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

保存・活用の取り組みを継続して実施する上で、管理団体である本市が自主的な経過観察を定期的に行い、現状を把握・分析し、本計画の効果検証や見直しに活用していくことで、史跡の保存・活用の推進と本計画の適正な実施を担保する必要がある。

経過観察においては、史跡整備の進行管理や本計画に基づく保存や活用、調査等の実施状況について検証を行う。経過観察は文化財担当課が主体となって実施することとし、庁内関係部局や庁外組織との連携に関するものは、文化財担当課が情報等を整理し検証を行うものとする。

経過観察の結果として得られた情報は、PDCA サイクルの考え方に基づき、計画や施策の修正・改善に活用する。

第2節 経過観察の方法

経過観察の具体的な方法としては、作成したチェックリスト(案)に基づき毎年度末に点検を行う。なお、同チェックリストは、本計画の進捗状況や社会情勢の変化等に併せて適宜修正を加えるものとする。

表 17 保存活用計画実施事業チェックリスト(案)

区分	点検項目	点検内容	指標等	
保存管理	日常の維持管理(草刈り・枝葉の剪定等)	・草刈り・枝葉の剪定等ができているか ・樹木や下草の状況に問題はないか	剪定等の有無 状況確認	
	墳丘上の樹木の管理	・転倒の恐れのある樹木はあるか。ある場合は保護策が講じられているか	状況の確認 対策状況	
	現状変更への適切な対応	・現状変更に対して適切な手続きが取れているか	実施状況	
	災害への適切な対応	・災害発生時に適切な対応がとれたか	対応状況	
	史跡指定地の公有化の検討	・公有化の検討が実施されているか	実施状況	
	追加指定の検討	・追加指定が検討されているか	検討状況	
活用	Web サイトや広報紙を通じた情報発信	・Web サイトで情報発信されているか ・広報紙で情報発信されているか	情報発信件数 発信内容	
	小中学校への出前講座などの教育事業の実施	・出前講座が実施されているか ・出前講座以外の取り組みが実施されているか	実施件数 実施内容	
	ワークショップや現地見学会など各種イベントの実施	・イベントが実施できているか	実施件数 実施内容	
	史跡のパンフレットなどの作成	・パンフレット等の作成・運用状況の確認	作成の有無 見直内容	
	観光資源としての活用についての検討・運用開始	・観光資源としての活用について検討されているか ・観光資源としての活用について運用されているか	検討状況 運用状況	
調査	大住車塚古墳	遺構の遺存状況のための確認調査	・調査が実施されたか	実施の有無 調査成果
		指定地周辺の試掘調査・工事立会による現況把握	・試掘調査・工事立会による現況把握が実施されたか	実施の有無 把握内容
		研究論文や各種資料による情報収集・調査の検討	・情報収集等が実施されたか	実施状況
	天理山古墳群	古墳の範囲確認調査	・調査が実施されたか	実施の有無 調査成果
		指定地周辺の試掘調査・工事立会による現況把握	・試掘調査・工事立会による現況把握が実施されたか	実施の有無 把握内容
		研究論文や各種資料による情報収集・調査の検討	・情報収集等が実施されたか	実施状況

区分		点検項目	点検内容	指標等
調査	飯岡車塚古墳	古墳の範囲確認調査	・調査が実施されたか	実施の有無 調査成果
		指定地周辺の試掘調査・工事立会による現況把握	・試掘調査・工事立会による現況把握が実施されたか	実施の有無 把握内容
		研究論文や各種資料による情報収集・調査の検討	・情報収集等が実施されたか	実施状況
	追加指定を自指す古墳	埋蔵文化財包蔵地の試掘調査・工事立会による現況把握	・試掘調査・工事立会による現況把握が実施されたか	実施の有無 把握内容
		研究論文や各種資料による情報収集・調査の検討	・情報収集等が実施されたか	実施状況
整備	全体	綴喜古墳群の見学ルート・ガイダンス施設の検討	・見学ルートの検討状況 ・ガイダンス施設の検討状況	検討状況
		サイン計画の策定	・サイン計画の検討状況	検討状況
		ワークショップの開催	・ワークショップが開催されたか	実施有無 実施内容
	大住車塚古墳	史跡標識・史跡説明版・史跡境界標の設置	・整備に向けた検討状況	検討状況
		墳丘保護策の検討・実施	・墳丘保護策の検討状況	検討状況
	天理山古墳群	整備基本計画の策定	・整備基本計画の策定状況	検討状況
		史跡標識・史跡説明版・史跡境界標の設置	・整備に向けた検討状況	検討状況
		指定地内の植生管理	・植生管理方法の検討 ・植生管理状況	検討状況 管理状況
		墳丘保護策の検討・実施	・墳丘保護策の検討状況	検討状況
		土砂災害特別警戒区域等の対応策の検討・整備	・整備に向けた検討状況	検討状況
		園路の設置箇所の検討・整備	・整備に向けた検討状況	検討状況
		遺構表示方法の検討・整備	・整備に向けた検討状況	検討状況
		各種サイン類の設置	・整備に向けた検討状況	検討状況
フェンス等安全対策の実施	・整備に向けた検討状況	検討状況		

区分		点検項目	点検内容	指標等
整備	飯岡車塚古墳	墳丘保護策の検討・実施	・墳丘保護策の検討状況	検討状況
		暫定的な説明板の設置	・整備に向けた検討状況	検討状況
		史跡標識・史跡説明板・史跡境界標の設置	・整備に向けた検討状況	検討状況
運営・体制	京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議による検討	・会議が開催されたか	開催回数 検討内容	
	京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等ワーキング部会による検討	・ワーキング部会が開催されたか	開催回数 検討内容	
	文化庁・京都府との連携	・協議等の実施状況	連携回数 実施内容	
保存活用計画の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・見直し状況 ・追加指定を目指す古墳の状況の変化反映 ・自然環境や防災関係の状況変化反映 ・古墳の周辺環境変化の反映 ・その他必要な事項の反映 	実施有無 実施内容	

参考文献

章ごとに参考とした文献を記載する。ただし、以下の2冊は本書を通して参考とした。

京都府教育委員会編 2022 『綴喜古墳群調査報告書』

京田辺市編 2022 『天理山古墳群発掘調査報告書』京田辺市埋蔵文化財調査報告書 第44集

【第2章】

森下和路・安藤信 2002 「京都市市街地北部森林のマツ枯れに伴う林相変化」『森林研究』74巻

中家葵・長島啓子・田中和博 2014 「京都市宝ヶ池公園におけるソヨゴ林の立地環境及び分布との関係」『森林計画誌』48巻1号

田辺町近代誌編さん委員会編 1987 『田辺町近代誌』田辺町

田辺町近代誌編さん委員会編 1987 『田辺町近世近代資料集』田辺町

平凡社編 1981 『京都府の地名』平凡社

【第3章】

文化庁監修 1974 『月刊 文化財』128号 第一法規

文化庁監修 2022 『月刊 文化財』708号 第一法規

万波俊介 1972 「綴喜郡 7.大住車塚古墳」『南山城の前方後円墳』龍谷大学文学部考古学資料室研究報告 龍谷大学文学部考古学資料室

田辺郷土史会編 1959 『田辺町郷土史 古代篇』

高橋美久二 1970 「相楽・綴喜両郡内遺跡分布調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1970)』京都府教育委員会

高橋美久二 1971 「相楽・綴喜両郡内第二次遺跡分布調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1971)』京都府教育委員会

梅原末治 1920 「飯ノ岡ノ古墳」『京都府史跡勝地調査會報告』第三冊 京都府

梅原末治 1922 「大住村車塚古墳」『京都府史跡勝地調査會報告』第三冊 京都府

梅原末治 1938 「山城飯岡トツカ古墳」「山城飯岡車塚古墳」『日本古文化研究所報告』九 日本古文化研究所

吉村正親 1976 『飯岡車塚古墳発掘調査報告〔周溝部調査〕』田辺町教育委員会

堀 守 1972 「飯岡車塚古墳」『南山城の前方後円墳』龍谷大学文学部考古学資料室

【第4章】

車崎正彦編 2002 『考古資料大観 弥生・古墳時代 鏡』第5巻 小学館

京都大学総合博物館 1997 『京都大学総合博物館春季企画展展示図録 王者の武装 - 5世紀の金工技術 - 』

内務省地理局編纂 1881 『郡区町村一覽』内務省地理局

平凡社編 1981 『京都府の地名』平凡社

【第8章】

梅原末治 1922 「大住村車塚古墳」『京都府史跡勝地調査會報告』第三冊 京都府

梅原末治 1955 「第三 田邊町興戸の古墳」『京都府文化財調査報告』21

鷹野一太郎 1986 『大住南塚古墳発掘調査概報』田辺町埋蔵文化財調査報告書 第6集 田辺町教育委員会

鷹野一太郎 1987 『大住南塚古墳発掘調査概報』田辺町埋蔵文化財調査報告書 第7集 田辺町教育委員会

鷹野一太郎 1995 『興戸遺跡第12次・興戸古墳群発掘調査概報 - 関西電力高島線鉄塔建替地の調査 -』田辺町埋蔵文化財調査報告書 第19集 田辺町教育委員会

京田辺市 2024 『国指定史跡綴喜古墳群 天理山3号墳の発掘調査 - 第3次調査 -』現地説明会資料

史跡綴喜古墳群（京田辺市域）保存活用計画

令和 7 (2025) 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 / 京田辺市 市民部 文化・スポーツ振興課

〒610-0331 京都府京田辺市田辺 80

TEL : 0774-64-1300 FAX : 0774-64-1305

©kyotanabe City 2025. Printed in Japan

